

破防法研究

8

破防法裁判を闘うにあたって

井上正治

意見表明

久保井拓三・青木忠

破防法公判傍聴記(二)

浅田光輝

フランス「五月革命」以後

革命的マルクス主義とレーニン党組織論の復権／編集部

非合法下のフランス革命的左翼の闘い／G・ベルジャ

日米共同声明とジョンソン証言

中谷純二

激動する世界

ソ連知識人の反逆と弾圧／アラブ解放闘争の新段階

侵略と教育

川原哲三

強制連行・朝鮮人労働者の問い

雨宮浩一

破防法研究会発行

破防法研究

No. 8 1970・10

- 2 轟砲 否定の根底性と具体性
- 4 破防法裁判を闘うにあたって
井上正治
- 11 意見表明
久保井拓三 (破防法被告) 青木忠 (破防法被告)
- 23 破防法公判傍聴記 (二)
浅田光輝
- 36 破防法裁判闘争への訴え
- 38 日米共同声明とジョンソン証言
あばかれたベテンの沖繩「返還」の本質
中谷純二
- 44 「五月革命」以後 I
革命的マルクス主義とレーニン党組織論の復権
編集部
歴史への証言 7
- 56 「五月革命」以後 II
非合法下のフランス革命的左翼の闘い
G・ベルジャ
- 66 激動する世界 ソ連知識人の反逆と弾圧/アラブ解放闘争の新段階
- 72 侵略と教育
川原哲三
- 97 伝習館高校処分紛争の経過と展望/教師だからこそ反戦だ
強制送還阻止闘争の報告
- 103 強制連行・朝鮮人労働者の問い
雨宮浩一
- 112 四・二八破防法公判記録(五)

(表紙写真 9・17破防法裁判弾劾集会)

日本マルクス主義の原流 (第二回配本十一月・隔月刊)

堺利彦全集全六巻

—生誕一〇〇年記念— 四六判各五四〇頁 定価各三三〇〇円
 (本) 万朝報を退いた堺「平民社」に携って反戦・平和の論陣をふる。当然のことながら官憲の弾圧は激しく、闘争・弾圧・投獄の中で鍛え上げられる。炎のように燃え上がる第三回 明治社会主義運動の全てを伝え、その反戦・平和・国際主義の思想はすさまじい迫力をもって今日的課題に迫る。

井上正治・現代と人権

—私の人権宣言— 四六判二八八頁 定価七五〇円
 安保体制は治安にはしり、いまや裁判にまで公然と挑戦しようとする。それに刃向う一人の学者をつぶすことくらい何でもない。本書はそれに対する憤りの声である。

大衆行動の権利・表現の自由

星野安三郎編 B6・二四四頁 定価六五〇円
 浅田光輝著 B6・三三二頁 定価八〇〇円

憲法と安保体制

京都憲法会議・天野和夫編 B6・二六二頁 定価四八〇円

法律文化社 京都市北区上賀茂西松本町 振替京都10617 791-7131

マルクス主義軍事論 現代篇

●革命軍事論研究会編/四六判美装函入/巻千貳百円 好評発売中
 トロツキー、シュミット、コノリ、P.O.M.、タン・マラッカ、ウーゴ・ブランコ、マリケラ等のレーニン死後の軍事思想の展開

マルクス主義軍事論

●中村丈夫編/四六判函入/定価巻千參百円 八月中旬増刷出来！
 レーニン未発表論文を含むエンゲルス、メーリング、トロツキー、ジノヴィエフ、グラムシ等による蜂起論・内戦論の原理的解明の書

左翼エスエル戦闘史

●リュタインベルグ著/著野・塩川訳/予価九五〇円/十月刊行
 レーニンと共に十月革命の勝利を組織し、後にボリシェヴィキ、白軍ドイツ軍に抗しつ、壊滅した左翼エスエルの鮮烈なるロシア革命史

鹿砦社

東京都千代田区神田小川町2の2(川手ビル)
 電話(二九三)9821 振替東京16266
 ★小社の出版物は東京・関西・名古屋・仙台等の特定書店で求め下さい。

否定の根底性と具体性

自由民主党の田中角栄幹事長は、一九七〇年の年頭にあたり、自党の政治権力の堅持について、朝日新聞社の質問にたいし、自信をもってこう語っている。

「保守党政権は戦後、片山内閣のわずかな一時期を除いて、二十四年間も続いてきた。敗戦時の混乱やインフレの中で社会党が天下をとる機会はたびたびあった。しかし、片山内閣以後に一度も政権をとれず今日に至った理由はなんだろう。それは簡単だ。国民に納得してもらえない具体的な政策、現実の根をおろした問題の解決策など何一つ示すことができないからだ。

七〇年代は日本の一層の繁栄と進歩の時代になるだろう。われわれは時代の変化に対応し、国民が求めているものをしっかりとつかみ、その要求にこたえるため全力をつくす。この意志が全党にみなぎっているかぎり、自民党の単独政権はそう簡単に崩れない。私のこの確信は、社会党がイデオロギー政党のワタ内低迷し、現実の変化に対応してみずから革新できる可能性が少なくないと考えるからである。

いわゆる公明、民社などの第三勢力はこんごも伸長し続けると思う。しかし、われわれが本気で党の改革を実現し、絶対多数のうえにアグラをかくことのないよう不断に自戒すれば、これらの勢力の進出にも十分対応できる。」

そこには、政権の座にあって現体制をこまでもってきたものの自信と気概がある。

これまで体制の必要によって強行されてくる施策にたいして、「平和と民主主義の憲法を守れ」「合理化による首切反対」「古都を保存せよ」などという歯止めを行なうのが、いわゆる革新の対応

であった。もとより、「平和」「民主主義」「憲法」「労働者の首」「古都」などを必要のためには破壊してはばからない体制に、革新勢力が反発することは当然である。そして、それさえやりきれていないのだ。

しかし、ただたんに反発しているというだけでは、現実政治をやっているものには勝てないことがはつきりした。そこで、現状において、これが絶対必要だと打ち出す体制派が主流を続け、それに歯止めをしようと牽制する改良派がいわゆる三分の一の壁を破れないまま建前と本音のくいちがいを誰にもあきらまれてしまう状況が生じた。それが、政治の力学であった。したがって、この基本的な構図が崩れないかぎり、与党の幹事長の豪語に現実性を認めなくてはならない。

さりとて、改良的政策の当否の問題での政権の交替では、体制に「参加」しているものとの隆替にすぎない。そして、政権の座にある勢力は、むしろ改良的政策を先取りして実行することによって、自己の権力が離脱することを予防しようとするだろう。

したがって、革命は、体制内の構図のなかで起るものではない。

この体制では生きられないという根底的な否定から生ずる。

スローガンが、反対、対決、抵抗から、阻止、粉碎、解体、打倒、破壊へ移ったのは、たんなる心情の強さの違いではない。体制とは根底的に対立する否定を、まず示したのである。

しかし、革命派がさしあたって実現できもしないのに、否定一般を呼号しているだけでは、空語であって、現実の問題を解決する具体策を求めざる大衆を獲得することはできない。

体制を根底的に否定する世界観がむかうべきところは、どのような体制の現実を否定するかを具体的に示さなくてはならない。

体制の根底的な否定と否定の具体化という思想実体を革命派がすすんでいるあらゆる職域分野の現実のなかからガッチンガッチン格闘してつくりはじめらば、与党の幹事長が足もとから揺れだしたと絶叫する事態となるだろう。

破防法裁判を闘うにあたって

井上 正治

私は、ただいまご紹介にあずかりました井上です。

この破防法の弁護団は、だいたい三十数名の弁護士の皆さん、それに社会党の平和同志会に所属する弁護士の方たちにお願ひして、まずまず弁護団は拡がっていく状況であります。

八月二四日、二五の二日をおかけまして弁護団会議を開き、だいたい、これから破防法裁判をたたかうにあたって、基本的な問題整理は終わりました。これからは裁判にむけて、この裁判は非常に長期化するでしょうが、われわれがもちうるすべての力量をそそぎたいという決意であります。

私自身がこの弁護団、しかも主任弁護人ということでこの事件にかかわるにいたりました理由というのは、ほかでもありません。私は、あるいはご承知かと思いますが、刑事裁判に学究的な興味ももっておったものから、市民の自由や権利、あるいは基本的人権といつてもいいんですが、基本的人権が国家権力によって侵される事態が生じたならば、これを黙って見過ごすわけにはいかなないので

あります。それが例の博多駅事件にもなったわけですが、それは被害者が中核派の学生諸君だったからということとは違って——それもありませんが——とにかく市民の自由や権利が侵されるということをおなりに憤ったものであります。おもしろいことには、先般の福岡地裁の準起訴手続の決定のなかで「学生の供述は信頼できるが、警察官の供述は信頼できない」という裁判所の理由がでています。世の中にいうところの暴力学生のいうことのほうが信頼できて、正義を守るはずの民主警察は信頼できない、と裁判所がいったということですから、裁判所の口をおしてそれをいわせたということは、きわめて重要なことです。

私が破防法裁判にかかわった理由も、皆さんからみれば保守的な態度だろうと思うんですが、まったくこれと違わないのであります。なにぶんにも破防法裁判というのは、いつてみれば思想裁判であるがゆえに、国家権力による「思想」というのもっとも貴重な基本的人権がいま侵されようとしているのであります。しかも、思想教

判は政治裁判です。いっそう恐ろしいことです。だからこそ私は黙って見過ごすことができなかったのであります。その意味では私はたんなるリベラリストであり、ただこれまでリベラリストといわれた人びとと違うところは、オールド・リベラリストといわれた皆さんのように、「自分は大丈夫だ」、「そのうちになんとかなる」という態度をとりえなかつただけであります。よく私はいうんですが、まえの戦争の後、自分だけは大丈夫だ」といつているうちに、じりじりと戦争へ傾斜していき、それに気がついたときには、もはや、なにもいえなくなっており、ただ「そのうちになんとかなる」と心のなかで叫ぶに道がなくなるときがきました。そして多くの思想家が沈黙を強いられるときがきました。しかしそれでも、最後まで反戦の論陣をはった人たちは例の「横浜事件」で一斉に検挙され、そして、拷問によって私の知人も指二本を打ち砕かれてしまったのであります。そういう歴史を考えてみますと、なぜ多くの思想家といわれる人びとが、まさに、あのときにこそ反戦を口にすべきであったのに、なぜ弾圧・拷問を恐れて沈黙してしまったのであろうか。彼ら沈黙したりベラリストの責任はけっして軽くはありません。いまの私はそれだけはしたくないという固い決意にあるのであり、破防法裁判にあたって、あの博多駅頭で中核派の学生諸君が、憲法をふみにじった警察に弾圧されたのと優るとも劣らない思想裁判が行なわれることを憤っているのであります。

いうまでもなく、破壊活動防止法といわれている法律は思想裁判の法律であります。私は立法の経緯を忘れておりませんが、先般、猪俣浩三氏からうかがうところによりますと、昭和二十七年にこの破壊活動防止法が制定されようとしたとき、いまの荒木国家公安委員

長もこれに反対し、中曽根長官も反対したと聞いて啞然とせざるをえません。それほどの悪法であります。ここに私の方がおられましたらよく聞いて帰ってください。人びとはこの破壊活動防止法というのは、かつての治安維持法とよんでおります。そういうところえ方はまだあいまいです。これは治安維持法以上の悪法であります。なぜかということをお、いまから法律的な理論をまじえながらお話しいたします。

治安維持法と申しますのは、当初は共産主義者を規制する法律であるといわれながらも、わずかなうちに、ついには自由主義者までがこれによって弾圧されました。思想統制というものの当然の運命であり、われわれはそのことを忘れることはできません。ところが、なぜ私が破壊活動防止法というのは治安維持法以上の悪法と考えるかといえ、破壊活動防止法によると、同じく火をつけても、同じく公務執行妨害があっても、同じく騒乱があっても、「暴力主義的破壊活動」と規定されるのであり、同じ犯罪が突如カメレオンのように変化してしまいます。「暴力主義的破壊活動」という觀念自身、暴力団と同じであるかのごとき印象を残すという規定であります。そこには、思想にたいする謙虚さというか、あるいは思想にたいする寛容さというか、そういうものではなく、それをかなぐり捨てて、すべては「暴力主義的破壊活動」と規定してしまおうところに、この法律の真の姿を、語るにおちるといふか、みずから暴露したといわなくてはなりません。

ところで、どういふ場合が「暴力主義的破壊活動」となるかと申しますと、内乱は別として、「政治上の主義若しくは施策を推進し、

支持し、又はこれに反対する目的をもって「放火や公務執行妨害に
ればそうなるのであります。だから安保条約に反対する目的をも
って、公務の執行を妨害すると「暴力主義的破壊活動」として破壊
活動防止法によって規制されることになりました。

なるほど刑法のなかには、ある目的があることによって同じ行為
の色づけの違ってくる規定というのはいくつかあります。これを専
門的には目的犯とよびます。同じように誘拐いたしましたも、結婚
を目的にして誘拐いたしますと単純な誘拐より刑が重くなっていま
す。ということは、結婚という目的があったことが、誘拐という行
為の違法性をいっそう高めるためです。では、結婚すること
は違法だということでしょうか。なるほど、結婚すること自体は違
法ではなくても、自由意思で結婚すべきものであり、これを誘拐と
いうがごとき犯罪的手段をもって結婚しようとしたところに、同じ
結婚することでも違法となり、その違法な目的が誘拐という行為を
もっと色濃く色づけするということになるのであります。では政治
犯についても同じことがいえるでしょうか。

日本政府が尊敬するところの『世界人権宣言』のなかにも、一九
四八年、「政府の暴政に対して最後の抵抗の手段として革命を余儀
なくしないようにするためには、政府は法の手続にのっとって人権
を最大限に尊重しなければならぬ」と規定しています。これを裏
から申しますと、人権を最大限に尊重しないような、いうならば、
憲法をふみにじるような政府のものであるならば、革命もやむをえ
ないということ、『世界人権宣言』はうたったものだとも解されま
す。すなわち、一定の政治目的を掲げ、それを実現するために革命
の手段に訴えるということ、それが暴力革命であっても、法の世界

定としては必要悪といわなくてはなりません。それを正当化し内乱
罪にレーゾン・デートルをあてるためには、少なくともいまの法
秩序、そしていまの政府、政治権力はみずから憲法を順守しなくて
はならないということです。いまの政治が憲法をかたく順守してい
るところに革命がおきれば、これを内乱罪として処罰することも、
必要悪としてまだ認めることができるのであります。だが現状はど
うですか。ポツダム民主主義といわれたものも完全に消えさせてし
まいました。私の言葉でいえば、ネオ・ファシズムであります。思
想の自由は、戦後もなくレッド・パージによって完全に奪い去ら
れてしまい、いまや、裁判官も学者も、そして教育者も、政治の力
によってすべて押しつぶされようとしております。

労働基本権はどうかですか。公労法やスト規制法によって、労働
基本権は奪い去られていったではありませんか。警察制度はかが
ですか。戦後は政治権力から中立に、地方分権的な警察制度を樹立
したはずですが、現在の警察はこれを中央集権化し、あまつさえ自
民党の警察制度調査委員会は、いまの警察制度を保守政党的私兵た
らしめようとしていっているのであります。憲法の教育権もまたし
かり。これも政治権力からの独立をかちえて、教育の責任を国民に
のみ負う、とした戦後の発想はすべて打ち砕かれ、教育の中央集
権化、教科書の官僚統制は日に日にきびしくなっていくではありま
せんか。憲法の平和条項はいかがですか。先般まではまだそれでも
「核は持ち込まない」「海外派兵はしない」といっていたものが、
「自衛のためには核も持ち込む」「海外派兵もありうる」というと
ころまですすみ、平和条項は跡かたもなく消えてしまいました。わ
れわれの憲法は民主主義の形骸を残したにすぎません。

で認めておるところの「抵抗権」だということです。抵抗権とはロ
ーマ法の時代から厳然として存在しており、「主君殺し」の権利と
いわれたものであり、フランスの人権宣言は「抵抗権は国民の自然
権である」とまでうたいました。一定の政治目的をもって、かりに
それが暴力的に行なわれるべきだと説いたとしても、そのこと自体
は思想であり、それを違法なものととらえることはできないという
ことです。暴力的に結婚しようとして誘拐する場合とは違って、革
命の手段をもって一つの政治目的を達しようということ自体は、わ
れわれの法秩序のなかで非難はされてないということです。なんと
なれば、フランスでは自然権といっているくらいですから。にもか
わらず破壊活動防止法は、そういう政治目的をもって公務執行妨害
をいたしますと、普通ならば公務執行妨害罪にすぎないものが「暴
力主義的破壊活動」という特別な犯罪に格上げされるところに、す
なわち、この法律は一定の政治思想を罰しようとしたものにはかな
らないということです。

われわれの刑法には、「思想のゆえに人を処罰してはならない」
という法律上の格言がはっきりと存在しています。にもかかわら
ず、このようなかたちでその思想を処罰しようとするときに、その
刑法は近代刑法の誇りをみずからかたがり捨てたものといわなけれ
ばなりません。もっとも、現在の法秩序は革命にたいしてはきびし
い態度をもつてのそんできます。失敗すれば死刑になります。現在
の政治的・社会的秩序を秩序のゆえに絶対的なものと考えます。そ
こに内乱罪が存在します。内乱罪は、いうならば法律の世界で八法
律の物神性Vといわれているもの、八法のイデオロギー性Vといわ
れているものの端的な表現であります。だから、内乱罪は刑法の規

先般の弁護士である弁護士が、この現実には憲法のなしくずし
というよりも「なしくずしクーデター」だといっていました。まこ
とにいいて妙であります。保守政党は巧妙にクーデターを実現し
てしまったというよりほかはないのであります。このような状況の
もとでは、内乱罪でさえそのレーゾン・デートルを失ったと私は考
えます。少なくとも私は、そのような国家の政治的現実と社会的現
実にたいして、これを憤るところに、つねに自分を位置づけている
のであります。いま、権力が破壊活動防止法を適用してきたとい
うことは、すなわち、むしろ市民の憤りに裏打ちされた力に危機感を
いだき、そして治安の先取りをしてきたものといわなくてはなりま
せん。

しかしながら、破壊活動防止法は内乱罪よりも、そのあいまいさ
においては、さらに一步すすんだものであり、それだけにその適用
は違憲であり、思想にたいする（これは革命的思想であるが）反革
命的な政府の態度をはっきりとあらわしたものだといわなくてはなり
ません。

第一回目の公判期日の冒頭において、幸いにも私は発言する機会
がありました。そのなかで（あるいは「破壊法研究」でご覧のと
おり）「これは治安の先取りである」とハッキリ指摘しておいたの
であります。内乱罪でさえギリギリまで適用しようとしてはならな
いのであり、しかも、内乱罪を適用することが正当化されるのは、
政治そのものがまじめに憲法を順守するときであります。みずから
がその真摯な態度を捨て、しかも、この政治的・社会的現実を憤
る思想にむけて破壊活動防止法によりハッキリと挑戦してきたとき
に、もし黙って見過ごすならば、それは国民としての義務を怠った

ものといっても過言ではありません。

しかも重要なことですが、いま五名の被告の諸君が、破壊活動防止法を適用されようとしている犯罪事実は、「煽動」であります。「煽動」というのは、いうまでもありませんが、特定しない多数の者にむかってなにかウキウキするような(法律はこれを「刺激」とよんでおりますが)話をしたときに成立するのであります。しかし、思想は本来、黙っているというだけではできないのであって、思想は論理必然的にみずから表現するという構造をもちます。すなわち、「煽動」は思想の表現であり、もともと思想そのものですが、ただ思想を表現することによって、それがあつた場合には行為の段階にまですすんでいくという、まことに幅の広い概念であります。もし先走って「煽動」を処罰するならば、これは文字通り思想を弾圧することになるのであります。それゆえにこそ、「煽動」という犯罪についてはつねにきびしくこれを監視していかなくてはなりません。そこで必要なことは、「煽動」という犯罪はそれが犯罪とされる限り、たんに革命の正当性を説くこととは違ふということではなくてはなりません。「煽動」においてその内容が具体的なものでなくてはならないといわれていることも、ここに理論的根拠があります。具体的な内容をもつことによって、元来は思想の表現にすぎないものが、刑法でいう行為にまで昇華されるのであります。

ところで、彼ら被告は本件においてどのような具体的な内容を示したのでありましょうか。「首都制圧、首相官邸占拠」と叫びました。一見、具体的にみえます。だがその程度のもので、「煽動」が刑法で「行為」といわれるものにまで昇華されたといえるのでしょうか。具体的という言葉に欺されしないで、刑法の行為論にもつづい

てきびしく問いかけなくてはなりません。また、犯罪の原則といったしましで、かりにそこに行為があつたとしても、法益を具体的に侵害しないならば処罰しないということになっております。だから未遂を罰しないのが原則です。なおさら予備陰謀は罰しません。もし犯罪が重要であるからという理由で未遂を罰してはならない場合でも、具体的に危険かどうかを判断してはじめて罰することになります。取締りにだけ走るならば、出刃包丁を買いにいったときに、「殺人の未遂だ」といったほうが効果的かもしれません。だが刑法では、それを「殺人の未遂」とはいいません。また、扉を乗り越えたときに、「窃盗の未遂」といったほうが取締りに便利であります。刑法はそれを「窃盗の未遂」とはいいません。大学で講義するときには、タンスに手がかからなければ窃盗は未遂ではないと説いたものでした。それゆえに、「煽動」についていえば、かりに、「行為」という段階にまで発展していったとしても、はたしてそれが「危険」を生じたかどうかということをも、これまたきびしく問いかけなくてはなりません。ところで、なににたいして危険ということをいうのでしょうか。

かつて、破壊活動防止法が適用されて無罪になつた事件が四つありました。日本共産党の事件でして、そのなかで、裁判所は「公共の安全に対して危険がないかぎり煽動罪ではない」といつております。裁判所の態度としては、不当に処罰を拡げないための一つの理論がそこにありました。しかし、それで満足してはならないのであります。「公共の安全」とはいったいなにか、ということを考えなくてはなりません。破壊活動防止法には、その第二条に「公共の安全」という表現があります。「この法律は、国民の基本的な人権に重みなくてはなりません。

大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最少限度においてのみ適用すべきであつて、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。主としてこの立案に積極的に参画をした関之氏は、「公共の安全」についてこういつております。「日本国憲法のもとにおける国家の基本組織、政治的な基本方式、および国家社会の基本秩序、これを破壊するものが破壊活動といわれる」と。抽象的なたんなる公共の安全ではないということですから。日本国憲法のもとにおける国家の基本組織を破壊し、日本国憲法のもとにおける政治的な基本方式を破壊し、日本国憲法のもとにおける国家社会の基本秩序を破壊することが「暴力主義的破壊活動」であるということです。「日本国憲法のもとにおける」といつてみたところで、憲法がなしくずしになつていふところでは、基本的な組織も、基本的な方式も、基本的な秩序もないとさへいえるのではないでしょう。のみならず、それは国家社会の基本秩序であつて、たんなる公共の安全ではないということです。これも注目しておかなくてはなりません。すなわち、これを素人流にいうならば、革命の一手手前だから破壊活動と烙印されて、そこではじめて破壊法の問題となるということです。そうした制限・規定を破壊法自身がもつていふことでもあります。にもかかわらず、現在、これを適用しようとするところの政治権力は、法律の正しい解釈を無視し、ただ危機感と焦慮と対決からのみ、破壊法にすがりつたといふほかありません。だからこそ本件の場合、最高刑は三年にすぎないにもかかわらず、すでに一年有半未決拘留するといふ現実になつていふのであります。よくよく私たちはその全体の構造を考へて

破壊活動防止法とは、かくのごとく思想にたいする挑戦法規であり、刑法の原則であるところの「思想は罰しない」という鉄則を忘れてしまひ、その意味において、それ自体憲法の基本原則をふみにじつたものだといわなくてはなりません。だからこそ、荒木万寿夫でさえ反対したものです。まだ彼もその頃までは憲法をわかつていたということですから。何人でも政治上の目的をもたないものは、むしろ公民として落第であります。ところが、破壊法は政治上の目的をもつてすれば、同じ公務執行妨害が突如として赤く見えるにいたるといふカメレオンの立法であります。その意味においても、この規定は憲法に違反するものであつて、まず、私たち弁護士はこの角度からこの法律と徹底的にたたかおうとしていふのであります。この論理を、かりにいまの官僚裁判が認めえないときでも、「煽動」といつても、その思想ではないか、だから、それを行為として罰するにどのようなかたちで具体的になつたか、その具体的になつたものがどういふ危険を生んだか、きめこまかく検討していこうといふことです。そして、国民にむかつて、一方では日本国憲法をふみにじる政治権力にたいしては、私たちはこれとたたかうことが義務であることをはっきりと知つてもらおうといふつもりであります。

広島近くの呉では、「弾薬輸送に反対し、抗議することは当然であつて……国民の義務である」とまで裁判所が判決しました。いま、われわれ弁護士が声を大にしていいたいことは、この国民の義務を怠るならば、その被害者は、今日は一部の諸君にかざられるものかもしれないが、明日は多くの自由主義者も、すべてかつての歴

史のごとく弾圧されて、国民はまったくものがいえなくなるということ。今日は人の身ではすまされません。そして、その後には徴兵制がしかれて再び戦争へ突入するものと確信しています。私ごと、多くの諸君からみれば保守的な弁護士が、先頭に立ってたたかうという意味もそこにあるのでありまして、私が先頭に立つんだから、それを信じて多くの市民はぜひとも一緒に立ち上ってほしいのであります。

私も博多駅頭事件のときにも、声を大にしてくりかえし訴えました。「今日は学生が弾圧されたにすぎないが、明日はわれわれ市民が同じ恐怖にさらされることになる」と。はたせるかな、池袋ではコインロッカーが令状なくしてひき開けられたではありませんか。ある公園では、夫婦が子供を連れてピクニックにいこうとしたときに、そのカバンまで令状なくして取調べられたではありませんか。そして、警察権力はなんの歯止めもなく公然と（半公然ではなく）基本的人権をふみにじったではありませんか。ここであえて予言しなくても、かつての「横浜事件」はこの戦後の歴史のなかで、かならずや再現するのであります。そのときになってすべての人が憤り、悲しんでも、それではもはやおそすぎるのであります。くりかえし強調いたしますが、この裁判は革命思想にたいする国家の反革命的な挑戦であり、それを自由主義とおきかえるならば、自由主義思想にたいするファシズムの挑戦とみるべきものであります。戦争の惨禍を心から避けようとするならば、いまこそすべての人びとは立ち上るべきです。彼らの行動形式がどうか、彼らの政治的イデオロギ―がどうか、という問題ではないのであります。

そのような意味において、これからの裁判はまことに長いけわし

い坂道であります。一生懸命この破防法体制を粉砕するためにたたかうつもりでいます。ぜひとも皆さんの積極的な、そして暖い支援と連帯を期待してやみません。

御清聴を感謝します。

(九月一七日、豊島公会堂での「破防法裁判弾劾集会」の講演より)

破防法公判にあたって

意見表明

「政治裁判」——それは、最初から被告の「有罪」が確定づけられている裁判である。そして、本法院もまた、われわれに「有罪」宣告することを義務づけられている。このことについて、われわれはいささかの幻想ももつべきではない。

これまでの政治裁判がすべてそうであったように、(そして、これからもそうでありつづけるであろう)今、ここで問題になってくるのは、五名の共産主義者たちのことではない。そうではなく、われわれ五人をのぞいた「すべてのこと」、つまり、世界と人民とが問題となっている、ということなのだ。このことをもっと正確にのべるならば、この法廷で判事および検事諸君が対決しているのは、われわれではなく、六〇年安保闘争の痛い挫折にもかかわらず、立ち上がり、試行錯誤をくりかえしながら、だがしかし、「革命」にむかって確実に歩みつづけてきた人民の苦悩と生活なのである。

破防法第二回公判は、九月一八日、第一回公判(七月二〇日)と同じく、東京地裁七〇一号法廷において開かれた。第一回公判における井上弁護団長、本多、さつき、藤原被告の裁判開始にあたっての意見表明(前号掲載)について、久保井拓三(全学連元副委員長、青木忠(全学連元書記長)両被告の意見表明が行なわれた。以下は当日なされた両氏の意見表明の全文である。

久保井拓三

(破防法被告)

そうだ！われわれがこの法廷にひき立てられてきたのは、われわれがこの社会のありとあらゆる「悪、人非人、犯罪」を、すなわち、窃盗、暴行、掠奪、傷害、放火、殺人等々を代表していたからではない。ましてや、そのように生まれついできたわけでもない。

だからまた、判事や検事諸君がこの地上のすべての「正義、人間性」を、すなわち、平和、愛、家庭等々を代弁しているわけでもないのだ。われわれもまた機動隊員諸君(あの人非人達!)と同様に、父と母を、そして、兄弟姉妹をもち、愛する妻や子や恋人との平和で豊かな家庭をのぞんでいる、という意味において少しもかわりのない人間同志なのである。にもかかわらず、資本主義が支配し帝国主義が人民の上に君臨している社会では、人間は自己の意志とはかわりなく、憎悪し、殺しあわなければならぬのだ。悲しいことではあるが、われわれはこの宿命から逃れ得ることはできない。これを苦悩と呼びずして、何と呼ぶべきなのか。ただ問題はバリーケ

下をはさんで対峙している人間のどちら側が「未来」を示しているのか、ということであり「過去」の亡霊のみにすがりついているのが誰なのか、ということなのだ。われわれは人間の意志とはかかわりなく、人間たちを分裂させ、敵対させ、死闘させずにはおかない「資本主義」という巨大な化け物を打倒し、この地上からいっさいの殺戮を永遠になくしてしまうためにこの殺しあいを続けなければならぬのだとすれば、歴史は何と皮肉な現実であることが。

結論だけを最初におこう。それは判事も検事も、そして、その後ひっそりと身を隠している帝国主義者も、この人民の苦悩と生活をひきうける勇氣も決意もってはいないということだ。否、それだけではなく、この人民の苦悩と生活の重みは彼らをおしつぶし、自滅させるだけだということだ。

だが、われわれがこのように結論づけたからといって、それはこの裁判で、われわれが直接的な「勝利」をおさめるであろうと大言壮語してもよいということではない。つまり、この裁判闘争を権力闘争の一環としてたかつかうとか、この法廷では革命が反革命を打倒するであろうとかいっているものでもなければ、ましてや、治安弾圧の最高機関として自己を完成させつつある司法権力の解体—東京地裁の爆破—を実現するであろうとか宣言するものではない。

なぜならば、それはたとえわれわれが他の多くの共産主義者よりも有能であったとしても、残念ながら、革命と反革命の結着は、「法廷」ではなく、「街頭」であり「戦場」である、というまったく単純な理由によっているからである。

そもそもこの裁判は、われわれの「敗北」を出発点としている。すなわちそれは、一月東大安田講堂攻防戦における政治的勝利をの

な裁判官が一人いればよいのだ。もちろん、われわれは、個々の裁判官諸君が帝国主義者と直接的に結びついている、などと単純に考えているわけではない。しかしながら、支配と差別が、権取と抑圧、その他ありとあらゆる蛮行が横行している社会において、「法」がその「根絶」をよびかけるのではなくその「秩序」のうえに根拠をおいている以上、すなわち、秩序という「暴力」にその出生の秘密をもっている以上、「法の下での平等」とは、強者による弱者への強制以外の何物でもない。そうでなければ、意味のない死んだ言葉を書きつらねたにすぎぬ一片の紙片が生きていることなどできようはずがないではないか。「国家」とは（統一ではなく）分裂であり、支配され差別されている人民にとっては、そして、われわれにとっても「国家」とは何物でもなく、法にとって「国家」はすべてである。われわれは、われわれにとって何物でもない国家を認めないし、したがって、法も認めない。なぜならば、われわれが国家や法を認めるということは、権取と抑圧を、すなわち、人民の富の奪奪を認めることだからであり、そのことはわれわれの隷属状態を永遠に認めてしまふ奴隷根性—墮落であるからだ。

実際、東大裁判以降、東京地裁の裁判官諸君は「法と良心」にしたがいよく働いたものである。なぜならば、地裁当局が「精神病患者」と名づけた統一公判要求の被告たちを、かの有名な刑事訴訟法二八六条の二項にしたがって、いともやすやすと欠席判決を強行したのは、まったく法にかなった正当な手続きだったからである。だが法に忠実であればあるほど個々の裁判官の意識とは独立に、帝国主義者のしかけたワナにおちこんでいかざるをえなかった自己を知るとき、おののかない裁判官があろうか！

ぞけば、学園において、街頭において、敗北に敗北を重ねた六九年階級闘争—大衆的武装カンパニア闘争（四・二八沖繩デー、一〇、一月安保決戦等々）—の直接的結果なのである。

われわれの逮捕と同時にじまった支配者たちの最初の「報復」は、まず捕虜としてわれわれを個人個人に分断し、一年以上も独房にぶちこむことによって、政治的武装、団結を解体し、反省、転向を強要することであった。そしてこの路線に失敗するや、今度は一方で政治恩赦—執行猶予をちらつかせながら、他方では、統一公判を要求する革命戦士にたいして、発言禁止—退廷—集団暴行、あるいは人質裁判ともいえる長期拘留によって、欠席実刑判決を強行し、多くの共産主義者を闇から闇へと葬り去るといふ、巧妙なアメとムチの政策を使いわけたのである。

われわれは、地裁当局のこの硬軟両面作戦が一定の成功をおさめてきたということを確認しよう。そして、さらに支配者階級がわれわれにたいして、このような「報復」を行なうための、いかなる権利をももっているということも承認しよう。つまり、非和解的に対立しあっている諸階級間における「戦争」においては、敵にたいする寛大さこそが何よりも命とりになるということ、また、捕虜たちの「生死」は、いっさい勝利した階級の恣意のもとにゆだねられているからであり、〈歴史的〉にみてそれが正当であったかどうかということも別にすれば、それは「戦場」を貫く一つの固有な法則であるからだ。われわれは、それが不当であると抗議する意志はもっていない。

だから「政治裁判」とはたかだかそれへの事後追認でしかないのだ。政治裁判には法も起訴状も必要ではないのだ。必要なのは忠実

にもかかわらず、「政治裁判」はその論理にしたがって、われわれの「有罪」を宣告するであろう。そして、この裁判は、おごりたかぶった勝者が敗者にたいして行なう「みせしめの儀式」であり革命を代表する人民にたいする恫喝、警告、挑戦である。

それにたいするわれわれの解答は、何千回、何万回となくくりかえされるであろう。このみせしめの儀式—だからこそ、われわれはこの屈辱から逃がれるためには、絶対に一度たりとも敗北してはいけないのだ！—しかし実際には、われわれはたった一度の勝利をおさめるまでは敗北しつづけるだろう—にたいし、いかなる戦闘の結果にたいしても（たとえそれが敗北であったとしても）完全にすべてを引き受ける勇氣と決意と誇りをもっていること、後悔はしていないこと、そしてなによりも捕虜は、多くを語るべきではないのだ。ただわれわれは、われわれにたいして加えられたあらゆる種類の迫害と辱めに耐えぬき、次の戦闘では、百倍にして復讐するであろうということを心に誓いさえすればいいのだ。

およそ、はじめから「有罪」が確定されている「政治裁判」において、われわれが勝利するとはいかなることなのか？「無罪」を要求し、「無罪」を獲得することなのか？ではその場合、われわれの獲得せんとする「無罪」とはいかなる内実であるべきなのか。しかし、われわれは五〇年代の日共と違って「革命的無罪主義者」ではない。われわれは「無罪」のためにプロレタリア革命の精神と心臓を、すなわち、暴力革命、プロレタリア独裁、プロレタリア国際主義の思想と、「軍事をはらみ、共産主義を組織する党」、武装蜂起の「党」を、そっくりそのままブルジョア諸君に進呈するつも

りは毛頭もない。プロレタリアにとつても、ブルジョアにとつても「革命のために、有罪を！」でなければならぬのだ。これこそ、われわれの無罪と勝利へむけての出発点である。

われわれが統一公判を要求しつつも、今、この法廷にあえて臨んでいるのは、われわれが物理的に武装解除されておき、一本のゲバ棒、一個の小石すらわれわれの手元になかったからだということではない。(もともと、たった二本の管でもってたたかえなどというわけでも、われわれは一寸法師ではないのだから、たたかえるものではないのだが) われわれはなによりも、われわれを「刑事犯罪人」として処理せんとする「陰謀」にたいし、満身の怒りと抗議を表明するために出廷しているのである。われわれはいかなる意味においても「刑事犯罪人」として「刑法」にしたがっての「有罪」宣告を断固「拒否」する！

われわれが共産主義者であり、革命を代表しているがゆえに、たつたそれだけの理由が帝国主義者をして、われわれを断罪しようとする意欲させた唯一の動機なのであって、それ以外の何物でもないからだ。

この法廷は、そのことをまず最初にはっきりと宣言すべきなのだ。もちろん、それですら拒否する権力をこの法廷はもっている。しかし、われわれはわれわれ独自の仕方においてこの見えすいた「陰謀」とたたかうであろうし、粉碎するであろう。

だがいったい誰が「革命」を裁こうというのだ。誰が、その権利をもっているというのだ。

資本主義の勝利は、ブルジョア独裁は、直接的に「革命」に、しかもブルジョア諸君がもつとも思ふべきもの、憎むべきものとして、いわんや「刑事犯罪人」としてのそれではない。

実際、われわれは「破防法違反」としてその責任を追究されんとしているのであるが、だがそれは、憲法および刑法のいかなる条項から照らしだしてみても、それは、われわれの有罪を、ではなく、「無罪」を証明するだけであろう。

もちろん、共産主義者の行動の基準は「法」の遵守から出発しているのではない。われわれは「真実のためには不法である」ことを恐れない。われわれの出発点は、これ以上の隷属と墮落を許さないために、我物顔でのし歩く暴力、抑圧、差別、搾取等のありとあらゆる支配からの「解放」をかちとろうとする意志である。だからわれわれは、われわれの「無罪」の根拠を「歴史」に求めるとしても「憲法や、その他いっさいのブルジョア法」に求めはしない。だがそれは、共産主義者がすべての法律を無視してもよい、ということの意味ではない。そうではなく、われわれは、民主主義的諸権利、基本的人権およびさまざまな自由権について、それが真に憲法と民主主義の理念によって、正しく公平に運用されているかどうかについて重大な関心を払うものである。

ここではすべての法体系が、したがって憲法をも含めて、「矛盾」そのものであるということについてはおぼえない。また、現にわれわれに適用されている「破防法」自体が、それ自身の二条、三条で告白しているごとく、憲法に違反しているということについてもふれない。

ここでは、われわれの起訴状について若干の疑問を提出するだけにとどめようと思う。

起訴状にいわく、被告人らは「日米安全保障条約に反対し、米軍

て、彼らの反対派にたいして浴びせかける非難の中心である。あの恐ろしい「暴力革命」によつてもたらされたのではなかったのか？

いまや支配者達は自己の出生の秘密を隠蔽し、あざむき、思い出さないうように努めながら、「革命」が人類史にとつて永遠の昔から本質的に「悪」であり断罪すべきものであるかのごとくふるまおうとしている。だがしかし、それは空しい行為であり、なによりもそれは自分で自分の「破産」を認めはじめたことにはかならないのだ。

歴史は「ブルジョア革命」については暴力革命を承認し、プロレタリア革命についてはそれを拒絶するともいうのだからか？ブルジョア社会の腐敗と矛盾——富の一握りの集団への集中、独占が生み出す政治的社会的混乱の深まり、プロレタリア大衆の無権利状態への隷属——そしてプロレタリア革命によるその分裂の止揚は、プロレタリアが「魔女」のような恐ろしい心をもっていたからなのではなくて、ブルジョア社会そのものがもたらす直接的帰結にすぎないのだ。ブルジョア達はプロレタリア革命の成長に責任をもっているのだ。

とはいえ、プロレタリア革命はブルジョア階級の転覆！プロレタリアの独裁！は、ブルジョア諸君にとつては「死」そのものなのである。だからプロレタリア革命は、いかなる歴史的尺度によつても「無罪」であるにもかかわらず、「有罪」でなければならぬのである。ただ問題は、この法廷が、どれほど鮮明に一点の曇りもなくわれわれの「有罪」を宣告するかである。われわれの興味は、この一点に集中されている。

われわれが「有罪」であるというのは、以上のように歴史的観点からではなく、すぐれて階級的な観点からみての話なのであって、

基地撤去を推進し、日本におけるプロレタリア独裁の樹立、世界共産主義社会実現を推進する」目的をもつて……云々と記している。

だがこの「目的」がいかなる点で「刑法」に違反しているのだろうか。だが現行刑法は、思想の自由、良心の自由を罰することを禁止しているし、また、そうしようとするとき、それは崩壊せざるをえないのだ。これは、われわれの無罪を証明してはいないか！また、この「目的」が四・二八沖繩闘争とどのような関連をもつていたのか、ということについて起訴状は語るべきでない。

判事諸君！ 検事諸君！ 諸君にとつて「沖繩」とはいかなる現実なのか。ベトナム人民のみならずアジアの人民を毎日、何千、何万と殺すためにのみ存在する基地沖繩。白屋堂々女子高生を襲い、無罪を主張する米軍兵士と軍事裁判の欺瞞性、すなわち、米軍政による人間性を無視した「差別支配」の貫徹。そして、このことをそっくり承認したうえで、今度は、米軍のみならず、自衛隊をも沖繩に駐留させ、日米共同管理のもとにアジア反革命基地として強化拡大しようとしている佐藤自民党政府の返還策動の反人民性。——これらについて、起訴状は一言も触れてはいない。

さらに、四・二八沖繩裁判が統一公判としてではなく、——お茶の水で逮捕された者も新橋で逮捕された者も、同一の闘争の一つの過程であり、一つの真理であるにもかかわらず——検察庁、地裁当局のまったくの政治的恣意によつて分離強行されたこと、この「複数の真理」を捏造せんとする裁判の本質こそ、「政治裁判においては、法律も起訴状も、また、事実の究明も重要な要素ではない」ことをこっそり白状しているのではないか？ それは、この貧弱な起訴状では統一公判においてはわれわれの「刑事犯罪人」としての犯

罪要件の証明には耐えぬもの、われわれが「刑法」によっては裁けないこと、無罪であることを、この下手くそな作文は物語ってはいないだろうか？

さらに言及してみよう。いったい検事諸君は、青い乱闘服に身を固めた凶暴な機動隊員の弾圧を、「私務執行」ではなく「公務執行」であるとわれわれに反駁するために、どれだけの勇氣と論理をもっているというのだ。あるいは、また、機動隊員諸君が「凶器を携え、多衆共同して暴行脅迫を加える」目的をもって国民に敵対していたこと、四・二八当日、全都全国のあらゆる都市が一日軍政戒厳令下におかれていたこと、それが市民生活のなかに、どれほどの恐怖と騷擾状態を人民の間につくりだしていたのか、ということについて語ろうとしないし、また、語れないのである。

だが、この裁判は、これらのことを不問に付したまま通りすぎることはできない。なぜならば、われわれは、四・二八沖繩デーに、突如として、何の原因も何の目的もなく「暴力主義的破壊活動」がもちあがったとは思っていないからである。われわれは、何の原因も何の目的もない「暴力」一般、死んだ抽象としての、いまだかつて存在したことの無い、したがって、これからも存在しないであろう、暴力一般について論議しようとは思わない。われわれはふたたび言おう、われわれを「刑事犯罪人」として裁こうとするいかなる「陰謀」をも許さない。しかし、現行刑法は困ったことには疑いもなく、われわれに無罪を宣告しているのである！

現在、日本社会、否、全世界が経験しつつある「危機」とは、被抑圧階級、被抑圧民族がこれまでどおりの生活や隷属を望まなくないのでなかかったのか。期せずしてはじまったこの二つの政治裁判は、たんなる偶然性によって結びつけられているのではない。言うまでもなくこの二つの政治裁判とは、現に、今、ここで開かれている「破防法裁判」であり、もう一つは「反戦自衛官・小西裁判」である。そしてわれわれにとって、この二つの政治裁判が看過しえない、歴史的なものであるというとき、それは、この裁判において被告人としてその「責任」を問われんとしている諸個人の行動が、歴史的であり革命的であった、ということによっているのである、もちろんない。そうではなく、この二つの裁判が六〇年代のすべての「過去」——なかんずく、六七年一〇・八羽田闘争以降の輝やかしい「勝利」と痛苦な「敗北」のすべて——を代表していたがゆえに、したがって、またそれは、七〇年代の革命の「未来」を全面的に引き受けなければ、自己自身が被告という屈辱から永遠に解放されることではないのだ、という運命を背負わされているからである。

われわれは七〇年代闘争を「安保粉砕・日帝打倒・世界革命戦争へ！」むけた恒常的武装闘争の時代として確定している。そして、このまとは裁判といえどもけつしてこの七〇年代戦略と離れては勝利することができない、ということを確認するものである。すなわち、「小西裁判」が六〇年代を真に総括し、七〇年代にむかうには、従来の民主主義的闘争、平和擁護闘争の蓄積だけでは不十分であり、「自衛隊違憲—無罪」論争を越えた「帝国主義軍隊—自衛隊解体—革命の正規軍建設」の一環としてたたかひかねばならない、ということなのだ。「破防法」裁判においてもしかり。われわれは革命の現実性というみずから切り拓いた地平を確信し、それを堅持しつつたたかひぬくつもりである。たしかにこのたたかひは、そ

った、ということにのみあるわけではない。そうではなく、ほかならぬ帝国主義者達が、これまでどおりの「やり方」を維持していたのでは、これまでどおりの「生活」を維持してゆくことすらできなくなってきた、というところに存在しているのである。

もしこの二つの「危機」に加えて武装蜂起を引き受ける「革命的党」があったとしたらどうであろうか。それはもはや「共産主義」がたんなる「妖怪」ではなく現実であるということを示す徴候ではないのか。その意味からすれば、二つの危機が、最後のもう一つの危機と結びついて大爆発をおこすのを「予防検束」しようとして、共産主義者同盟と革命的共産主義者同盟にたいして「破防法」攻撃をしかけてきたのは、それなりの理由があつたことなのだ。われわれは、その先見の明を高く評価しようと思う。そしてまた私は、「革命」を代表しているがゆえに、今、断罪されんとしている共産主義者同盟の一員であることを誇りに思っている。

まさに、この破防法攻撃による革命的党組織の壊滅作戦こそ、支配者階級の恐怖と憎悪の直接的表現なのだ。だから、国民にたいして、日本の「平和と繁栄」のなかでは「革命」をもたらしすべきいかなる条件も存在しておらず、その「暴力主義者破壊活動」がいかに時代錯誤的なものであるかということを宣伝したところで、当の自分達さえもそんなことを信じていないのだから——なぜならば、この破防法攻撃こそ、革命の「明日かつ現在の危険」を告白した根拠なのだから——国民を信じこませることなど一秒たりともできないのだ。

六〇年代階級闘争の昂揚——革命の現実性こそ——一九七〇年七月、東京と新潟で二つの歴史的な「政治裁判」の開始をもたらしただけでなく、また、その空間性においても、最初から厳しい境界のなから出発しなければならぬ。その困難を十分自覚しつつ、われわれはたたかひぬこうと思つていたのである。われわれは、革命的であつたがゆえに、欠席裁判を覚悟しなければならなかった諸同志の「変革への執念」と「復讐への怨念」を背負い全力をもって応えるつもりである。そして、この法廷は七〇年代を貫く「戦争と革命」の時代にあつて、すべての革命的諸団体、民主的諸団体の解散、非合法化が不可避であろうといわれているとき、最後まで防衛されなければならず、「プロレタリア革命」の旗を公然とふり続けることができるきわめて重要な戦場の一つとなるであろうし、また、そうしなければならぬのである。

一九七〇年——われわれはふたたびいたる所でアジア人と出あいはじめている。アジアの地で、日本の地で、はたしてそのとき、われわれが二五年以上も前の状態とまったく同じ状態であつてはいないだろうか。この問題こそ、われわれが四・二八破防法、安保、沖繩裁判を通じて明らかにしていかなければならぬ問題である。そして、われわれはあえて言わなければならぬ。すなわち、第二次帝国主義戦争の敗北にもかかわらず、依然として日本人は「アジア侵略・反革命」にたいする根本的な自己批判をなしてはいなかった、と。われわれは、ふたたび「破滅」への道を歩みはじめたことを自覚しなければならぬ。なぜならば「他民族を抑圧する民族は自由ではありえない」のだから。

われわれは、「平和に徹する外交」というのが、実はアメリカ帝國主義のベトナム、カンボジア侵略反革命戦争を承認することであ

り、米軍に基地を提供し、アジア人同志を戦わせて、戦争を「拡大」することを、戦争の「縮小」につながらずと説教される国に住んでいるのだ。あるいは沖繩は日米共同管理のもと、アジア侵略反革命戦争にむけた「前線基地化」への再編として返還されようとしているのである。すでに韓国と台湾は日本帝国主義の援助がなければ一日たりとも存続することができない状態にまで「日韓台運命共同体」はその連携を深めており、日本にとって、その安全は「緊要」である、と宣言されるまでになっていたのである。

七〇年安保自動延長日米共同声明路線とは、まさに沖繩の帝国主義的返還を実現した日本帝国主義がその代償として、このアジアの戦争へ「派兵」と「介入」することを義務づけた恐るべき野望であることを見抜かなければならない。

破防法公判の第一回冒頭において、井上正治弁護士長が正しくも、「日本は今や戦争前夜にある」とその危機を表明されたように、恐らく日本帝国主義が「沖繩」を基地としてアジアの革命戦争に侵略反革命的に「海外派兵」介入することは、そんなに遠い未来のことではないだろう。

「激動の七〇年代」とはまさにこの「革命の現実性」をめぐる革命と反革命との対決を通じて、アジアの地における革命戦争のみならず、この日本の地が「内戦」革命戦争」のふるさと化するような時代にほかならない。われわれは以上のことをふまえて、最後にこのような内戦の時代を貫いてたまたかわれるであろうこの裁判の「勝利」について語ろうと思う。われわれは決してわれわれの「有罪」を恐れるものではない。だが、それは、破防法攻撃の真の目的、すなわち、わが共産主義者同盟の組織的壊滅をわれわれが手

こまぬいて見ている、あるいは、同じことだがその意図を実現させるだろうということではない。われわれは、わが革命を裸のまま、破防法攻撃下に絶対的にさらしはしない。

つまり、われわれの「有罪」にもかかわらず、否、まさにそのことによってプロレタリア革命にとって唯一の武器たる「革命的党」を数十万、数百万人民の胸の内に築きあげることによって、復讐を遂げるのである。このことのみが、あらかじめ「有罪」が確定されているような政治裁判の「田舎芝居」から、われわれが唯一解放される道である。

なぜならば、七〇年代「安保粉砕・日帝打倒・世界革命戦争へ」という恒常的武装闘争の一時代は「党の革命」の建設」をぬぎにしては一步も前進することができないということ、われわれは六九年階級闘争の痛み敗北のなから学びとっているからである。

われわれは「党の革命」の建設」というすぐれて主体的で緊急な任務を放棄した人達が、敵の容赦ない集中砲火と恥じ知らずなデマゴギーのなかで一夜のうちに崩壊してしまったという、惨めな経験をもっている。そしてまた、われわれは、なぜか「秋」だけが、「蜂起」の季節であるかのごとく思いこんでしまっただけ、の首を長くして待っているような、お人好しの武装蜂起集団でもない。われわれは、赤軍派の諸君がなしえなかったことをかならずや実現するつもりである。

（くばい たくぞう 全学連元副委員長）

青木忠

（破防法被告）

意見を表明する前に、赤軍派塩見議長にたいする破防法三九条、四〇条の適用と、東京地裁長谷部茂吉所長、戸田弘所長代行、相沢正重所長第三代行によって行なわれた破防法弁護団の小長井良浩、葉山岳夫両弁護人にたいする懲戒要求を厳しく弾劾せねばならない。これらの暴挙は明らかに、本法廷の弁護団、被告団へのあからさまな挑戦である。

さてわたくしは、今回、破壊活動防止法違反、凶器準備集合罪、威力業務妨害罪により起訴されている。そして、わたくしはたんなる一個人としてではなく、全学連書記長として責任を追及されている。そうである以上、わたくしは全学連を代表して本法廷に立ち、したがって、日本学生運動を代表して本裁判闘争をたたかう決意である。

われわれはブルジョア裁判そのものを認めない立場に立つ。だからこそ、われわれは本破防法裁判闘争の勝利のために、非妥協的にたたかひぬくであろう。また、わたくしは、この破防法裁判闘争の非妥協的勝利の展開をもって、全日本の学生にたいして、ブルジ

ョア階級への協力をいっさい拒否し、プロレタリアート人民とともに、破防法攻撃を粉砕し、革命党建設を成功させ、「沖繩奪還、安保粉砕・日帝打倒」「日帝のアジア侵略を内乱へ」の日本社会主義革命のたたかいへ総決起することを訴えたい。

本裁判は、直接には東京地方検察庁が、四・二八沖繩奪還闘争に際して、日本帝国主義国家権力の総意を代表して、革命的共産主義の組織と運動を非合法化する目的をもって、われわれを起訴したことから始まり、そして直接には、東京地方裁判所が、この東京地方検察庁の陰謀を追認するか否かを焦点として進展しようとしている。

だがしかし、破防法をめぐる、国家権力とプロレタリアート人民のたたかいは裁判の開始をもって始まったのではなく、すでに激烈にたたかわれていること。この破防法裁判の終了をもって破防法が効力を発揮するのではなく、それとはまったく逆に、破防法弾圧がすでに恐るべき勢いで進んでおり、この破防法裁判の終了をもって破防法弾圧を基本的に完成させ、もって破防法の全面適用にふみき

ろうとするのが、国家権力の意図であることを見のがしてはならぬ。

公然とアジア侵略を開始した日本帝国主義にとって国内総動員体制確立は急務である。その攻撃の中軸が入管法による在日アジア人民への弾圧と破防法による革命的組織破壊の攻撃である。入管法と破防法は一体となって人民に襲いかかってきているのである。国家権力は在日アジア人民への暗黒支配を決定的に強化するとともに、革命的組織の破壊に総力をあけていく。国家権力を総動員したところの共産主義者にたいする虐殺、大量検挙・起訴・長期勾留・実刑、転向要求、拷問、尾行、張り込み、スパイ強要、フレーム・アップ、自警団等は日常化しており、この破防法体制の粉砕ぬぎには人民のたたかいは一歩も前進しないというのが現実である。

さて、この現実を直視するならば、本裁判は徹底して天上から地上へひきずりおろさなければならず、また本裁判には日本階級闘争の生々しい現実が全面的にもち込まなければならないことは明白である。本裁判は、現実と一体となつてはじめて意味をもつのである。したがって、本裁判が立証すべきものは日本階級闘争が先行的に証明した結論である。すなわち、本裁判によって裁かれるべきものは、破防法弾圧によって革命的組織を破壊し、もつて民衆のたたかいを血の海に沈めんとする日本帝国主義国家権力であり、また本裁判が明らかにすべきものは、この国家権力が根本から打倒されなければならないということである。

まさしく、本法廷での核心的問題は日本革命そのものなのである。あらためてわれわれは、本裁判の重大なる位置を再確認せねばならない。

ところで、われわれを起訴した検察側は、被告を有罪にするために国家権力を総動員して、まったく無制限にまったく自由に工作してきたし、これからも行なうのである。だがしかし、裁判の当事者たる被告はいつだって！ すべてを奪われたままではないか！ 東京地方裁判所は今日も武装している。だがしかし、われわれは丸腰である。いっさいの自由を奪われている被告が唯一のたたかひの武器である。被告の団結！ 統一公判を要求するのは当然ではないか。たたかひの武器！ 統一公判を与えよ！

また統一公判をめぐる問題は、たんに四・二八裁判にとどまることなく、今後の裁判を根本から規定するがゆえに、われわれはけっしてひきさがるわけにはいかない。統一公判拒否！ 分割公判強行は、司法制度の全面的反動化の一大突破口をなすものである。分割公判は、直接には弁護人、被告からいっさいの抵抗力を奪うことによつて、短期間に、大量の被告にたいし有罪実刑判決を下し、監獄に送り込むことを目的としている。しかしながら、分割公判はけっして公判維持の技術上の問題にとどまらないことは明白である。分

ところで、われわれは本裁判の開始にあたって、裁判所、検察庁に警告せねばならない。

まず、われわれ革命的共産主義者にたいして、裁判官、検察官の権威は通用せず、あなたたちはまったく無力であるということである。なぜならば、われわれがめざしている日本社会主義革命の勝利は、裁判官、検察官とわれわれ被告との関係を逆転させるからである。日本革命の現実性が明白となればなるほどあなたたちは無力さを白日の下にさらけ出すことになる。この裁判官、検察官と被告との本質的關係に目をそむけてはならない。また、この法廷におけるわれわれ被告の本質的優位性こそ本破防法裁判闘争に最後まで貫ぬかれるべき魂であり、現実にはわれわれは、その優位性に立って、大胆率直にたたかう決意である。

そして、国家権力は、この破防法裁判を突破口として、破防法全面適用の準備を完了し、破防法を武器とした、治安維持法時代をうまわまる血の圧制を行なわんとしている。したがって、本法廷には、破防法を武器とした血の圧制を阻止する立場に立つのか、それとも、その血の圧制の下手人となるのかという問題提起がなされている。このことはけっして片時も忘れてはならないのである。

次に、われわれは東京地方裁判所の分割公判強行を弾劾し、統一公判を要求せねばならない。

東京地方裁判所は国家権力の総意を代表し、被告を「精神病患者」(六月二三日、戸田弘東京地方裁判所長代行)であるとし、問答無用、分割公判を強行し、転向を要求し、大量実刑判決を下し、血ぬられた弾圧を行なったのである。そして、この弾圧はとどまるどころを知らず、弁護士にまで襲っているのである。

分割公判こそ破防法弾圧の一環であり、分割公判の日常化こそ破防法体制の強力な一翼を担っているのである。破防法弾圧は、革命的組織の根本的破壊による革命運動の根絶をねらうものであるが、分割公判強行にあらわれている司法制度の反動化は、司法制度そのものが、破防法体制のもとに徹底的に再編され、革命的組織の根本的破壊による革命運動の根絶のために総動員されていることを如実に示しているのである。

われわれは、ここにいたって、治安維持法時代、裁判所が共産党を壊滅させ、無数の共産主義者、自由主義者を投獄・虐殺した張本人であったこと。そして、その体質と人材を受けついでたものとして現在の裁判所があることを想起せざるをえない。統一公判拒否！ 分割公判強行こそ裁判所が、治安維持法時代、いや、それ以上の狂暴化した姿で登場するだろうことの宣言なのである。したがって、統一公判要求のたたかひは、この司法制度の全面的反動と断固として対決せざるをえないのである。われわれの統一公判要求は非妥協的であり、われわれは、この統一公判を永続的にたたかひとしていく

4・28

破防法裁判

ニユース

毎月25日刊 20円 年間250円

破防法裁判闘争を支える会の発足とともに、被告団事務局との共同編集で紙面を一新。「支える会」の発展と、裁判闘争勝利への諸課題に込める。

【第二号】

「破防法とは何か」、「資料・治安維持法弾圧史」、「五被告の略歴」闘争歴、「起訴状」、その他

【第三号】

井上正治弁護士長講演、「破防法裁判闘争への訴え」、「日共破防法事件I」、九・一七集会、その他

破防法裁判闘争を支える会

4・28破防法被告団事務局

東京都港区新橋2-8-16石田ビル
小長井合同法律事務所 気付
郵便振替 東京160385

であろう。

東京地方裁判所は、東大裁判、四・二八裁判、一月決戦裁判に際して行なった血ぬられた弾圧を根本的・全面的に自己批判し、ただちに統一公判に応ぜよ！もし、あくまで分割公判を強行するならば、われわれは東京地方裁判所をたいして無制限のたたかいを開始するであろう。

本破防法裁判は日本帝国主義のアジア侵略と、日本プロレタリアート人民の「沖繩奪還、安保粉砕・日帝打倒」「日帝のアジア侵略を内乱へ」のたたかいの大激突のなかで開始された。今秋、日本プロレタリアート人民の質をかけてたたかひぬかれている「入管決戦」は、在日アジア人民への日本帝国主義の暗黒支配をあばきだし、日本帝国主義のアジア侵略を實力糾弾するがゆえに、われわれにたいし、恐るべき弾圧の嵐がふきすさぶらう。だがしかし、われわれはたたかひを打ち抜くことによって、この弾圧を正面突破するだろう。

周知のごとく、第一回公判は国家権力の弾圧、社共の無視敵対にもかかわらず、弁護団、被告団、そして一千名余りの傍聴人と一体となったたたかひで勝利的に展開された。この事実を示されることなく、本裁判は、全人民の大きな注目のもとで開始された。われわれは破防法裁判の結果において、ブルジョア階級とプロレタリアート人民の利害が鋭く対立するがゆえに、徹頭徹尾プロレタリアート人民の立場に立ち、その利益を代表し、かならずや破防法裁判闘争の勝利をかちとる決意である。強力な全国的支援を背景に、弁護団、被告団を先頭にして破防法攻撃に大反撃を今こそ開始するのだ。

全国のたたかう学友諸君！

破防法裁判闘争に結集し、広大な破防法粉砕の戦線を構築せよ！
全学連の学友諸君！

破防法体制と対決し、自己を革命的共産主義者へと高め、強大な革命党建設のたたかひへ参加せよ！そして、このたたかひをもつてして破防法体制を打破せよ！

獄中の同志諸君！

ともに非転向のたたかひを貫徹し、分割公判粉砕・統一公判貫徹・破防法粉砕の断固たる裁判闘争をたたかわん。われわれ被告の本法廷のたたかひは、内乱的死闘の七〇年代階級闘争の一環としてたたかわれる。徹頭徹尾、革命の精神が貫徹されるであろう。まさしく「たたかひか、しからずんば死。血みどろのたたかひか、しからずんば無。このように問題は敵として提起されている。」(ジョルジュ・サンド)は本法廷においても真理なのである。

(あおき ただし 全学連元書記長)

破防法公判傍聴記

(二)

浅田 光輝

第二回公判(昭和四五年九月一八日)

世論の無関心

今年の夏は長く暑かった。今日は朝から雨。九月も半ばをすぎたのに、南寄りのじめついた空気をふくんだ雨は、つゆどきのようにむし暑く鬱陶しい。そのなかで被告諸君は、まだ勾留をとかれていない。空気の通わぬ、棺桶のように密閉された独房のなかで、もう二度目の夏が終わろうとしているのである。

地裁の玄関前は、雨のなかを、今日も破防法に抗議する青年たちが群がっていた。昨夜は都内の公会堂で、四〇人の知識人のよびかけによる「破防法裁判闘争を支える会」の結成を兼ねて開催された『破防法裁判弾効集会』があり、盛会であった。私も主催者の「支

える会」発起人の一人としてそれに出席したが、集会が終わったあと、そのまま地裁前に直行して玄関前に徹夜した多数の青年たちもいると聞いている。だがそれにしても、今日の公判も、集まっている人びとの大半が、学生を主とする青年たちである。学生と青年労働者のひとにぎりの集団が、世論の無視のなかに、孤立してこの裁判に抗議をつづけているという感が、第一回の公判の折にもまして、ひとしお深い。公判が開始されて二カ月を経過した今日なお、一般の思想ジャーナリズムも、政党や労働組合の機関紙のたぐいも、いまだにまったくの無関心を示しつづけているのである。そのうえ私などにまったく不可解であるのは、破防法適用の直接の対象とされている沖繩デーをはじめ一連の行動に積極的であったいわゆる行動的左翼の諸集団が、各派とも、いっしょに沈黙を守っていることである。昨夜の『弾効集会』で読みあげられた獄中被告のアピールでも、藤原慶久君がそれによれ、差入れられる各派の機関紙にみんな眼を通して、被告を出している革共同・共産

同以外、いずれもこの裁判の重要性を理解していない、となげいている。
この無関心は、運動の低迷なのか、それとも思想の頹廃なのか。もしこのまま過ぎてゆくなら、やがてそのことを、運動も思想も手痛く思い知らされる日がくるのだ。そのことを、心あるだれもが痛切に感じてもらいたい、とつくづく思う。

開廷前の法廷

弁護団の裁判所との事前折衝で、弁護補助のメモ筆者として二名にかぎって弁護人席にはいることができるようになり、弁護団はその一名を私にわりあててくれた。これで私は、この公判から、その場でメモをとることができる。健忘症の私には、まことにありがたい。

傍聴席では記者クラブの新聞記者以外はメモをとってはいけないことになっているらしい。傍聴人の頭の上の壁に「傍聴人心得」という大きな額がばめこんであって、いろんな心得がならべてあるなかに、筆記するのに裁判長の許可がいることが書いてある。しかし、昭和二十七年九月一日最高裁判規則第二一号「裁判所傍聴規則」というのを見ると、「第三条 傍聴人は、法廷において、次に掲げる事項を守らなければならない」として、「一 静粛を旨とし、けん酷にわたる行為をしないこと。二 不体裁な行状をしないこと。三 みだりに自席を離れないこと。四 裁判長の命ずること及び裁判長の命を受けた裁判所職員の手示することに従うこと」とあるが、許可なくメモをとらないこと、とは書いてない。およそ公開を原則とす

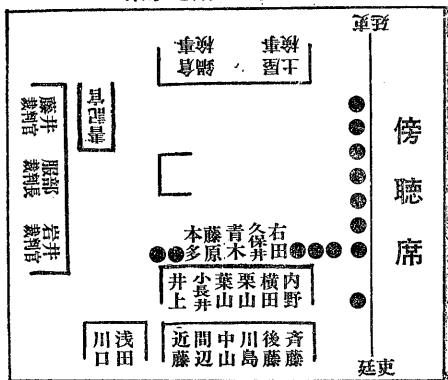
服部一雄裁判長は壇上から、青木、久保井両君に話しかけ、今日の法廷は青木君が二六部(一〇・八羽田事件)、久保井君が四部東大事件)の公判にかちあっているが、そちらの裁判長にはそれぞれ諒承をとりつけてあるから心配しないように、という趣旨を告げる。二つの全学連のそれぞれの指導者である青木君と久保井君は、いまこの裁判をふくめて、おのおのが四つの裁判をひかえているのである。そのことはここ二、三年の学生集団の闘争がいかにか熾烈であったか、警察と検察の全員検挙、大量起訴が、いかに国の裁判機能を越えて、それを麻痺させてしまうほどのものであったか、ということであらためて実感させる。裁判所は検察機関の圧力におされて、今日では、集団的に大量に起訴されてくるひとりびとりのケースの当否を選別しようとする分別も、気がまえも失っているのではない。ただひたすらに、この裁判機能を越えた大量の公判を、いかに事務的に能率的に消化してゆくか、ということだけに頭を悩ませているのかのような感じがある。今日の青木、久保井両君がそれぞれ、他の公判廷にかちあっているということに、その一端をはしなくものぞいた感じがする。そしてまたそこから、事務的な処理を先立てた分割公判や、被告不在のままの審理の強行・判決のいいわたり、あるいは迅速裁判を金科玉条に被告・弁護人の発言を抑制し、やたらに退廷拘束処分を命じたりする裁判官が出てくるのだろう。

五人の被告は、弁護団に背をむけ、一列にならんで着席している。こんどは前回のように被告のあいだに看守がわりこんでいるというとはなく、看守は五人をはさんで両端にそれぞれ三人と二人が配置されている。そのほかに、法廷と傍聴席をへたてて、傍聴席の仕切りを背に七、八人の看守が横にずらりとならべて配置さ

る法廷で、傍聴者にメモを禁ずるのは、いったいどういうわけなのでしょう。私には合点がいかない。合点がいかないまま、私は前回の公判では、当然のこととして、傍聴席で自然に鉛筆をとり出しメモ用紙をひろげたところを、法廷の看守に制止された。公開の裁判に関心をほらしないのか。その公正な進行を見とどけるのは、国民の義務であり、権利ではないのか。司法権の独立は、この国民の義務の遂行にあって守られるのではないのか。その国民が当然の義務の遂行にあたって、記憶をとどめるためにメモをとろうとするのを禁ずるのは、裁判所が司法権の独立を守るために、その力とし、支えとすべき国民の公正な視をみずから拒否しようとするものであり、したがって、司法権の独立そのものを裁判所みずからが進んで放棄しようとすることに通じよう。私はこんどから、裁判所のとくべつのはからいでメモをとる「特権」を「許される」ことになったが、この疑念は頭にこびりついて離れない。それがとくべつにはからわれた「特典」であることが、私が日本国憲法の「国民」ではなくなったような気がして、どうにもやり切れないのである。

とにかくそういういきさつで、私は、一時一五分、井上正治弁護団長を先頭とした弁護団の驥尾に附して、一般傍聴人とは別の「検察官、弁護人入口」と標札のある扉口から入廷した。すでに裁判官、検察官は着席しており、弁護団が着席するとすぐに、一箇分隊ほどの多勢の拘置所看守に囲まれて、手錠・腰縄の五人の被告がはいってくる。本多君、右田(さらぎ)君、藤原君、久保井君、青木君。今年の夏のたえがたかった暑さのためであろう、猛暑のおとずれのはじめのころ、七月半ばの第一回公判廷で見た印象にくらべ、ひとしおやつれが目立つ感じであった。

東京地裁701号法廷 ●二看守



れ、法廷の警備はいかわずものものしい。被告のあいだにわりこんでいた看守が下げられたのは、前回の公判で弁護人が強く要望したことが、裁判長によって一部うけいれられたのであろう。だが弁護人の要求の意味は、看守の位置が法廷内の被告の自由を不当に圧迫し、とくに弁護人との交通を妨げるものになっているということにある。そのことでは、依然、問題の解決があったとはいえない。五人の被告は、身をびたりと寄せて両端にすわった看守たちにはさまれて、身動きもならない窮屈な姿勢を強いられており、そのうえ私の席から見ると片側の二人の看守は、その大きな背中中、真後ろの井上主任弁護人の眼の前一杯に、あたかも衝立てを立てたような形で、前方をさえぎっている。これでは被告と弁護人との交通は、たえず、看守の立会いのもとにおかれているようなものである。そのことが、こんど弁護団席の一隅に席をあたらえられて、前回に傍聴席で見ていたときよりもいっそう切実によくわかった。(刑事訴訟法第三九条「身体拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人……中略……と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることがで

さる。)

被告が着席するのを見はからって、私のほかにもう一人のメモ担当として入廷を許されていた川口君が、被告に何か書類のようなものをくばりはじめた。何をくばったのか、私にはよく見えなかったが、あとで聞くところによれば、弁護人の指示で、被告と弁護人の連絡を看守に聞かれないように筆談するよう、ペンとメモ用紙を渡したのだそうである。弁護側は、この看守の介在に、それほどまでに気がつかっているのである。ところがこの川口君の行動に、思いもかけぬところから文句が出てきた。隊長とおぼしい看守の一人が、何を渡したのか、渡している者はだれか、と裁判長にくってかかったのである。開廷前とはいえず、すでに裁判官、検察官、弁護人が出そろっている法廷で、裁判長がだまって見ていることにたいして、検事がそれをいうならともかく、拘置所の看守が文句をつける。それは何か、裁判や裁判官というものにはたいする、執行権力機関の今日の姿勢のあり方を象徴する出来事のように思われて、私の印象に強くのこった。むしろ看守の異議をうけてただちに検察官の発言があり、裁判長はそれをうけいれて、弁護団に注意をあたえた。当日はどういう手ちがいからか、傍聴人の入廷に手間取り、開廷は予定を大分おくれで一時間四十分をすぎた。

看守は被告人の敵

今日の公判は、前回にひきつづいて被告人の意見表明として久保井君、青木君の発言、それにつづいて検察官の起訴状朗読にはいることが予定されている。だがこのような過剰ともいべき看守の配

置を前にして、この予定がはたしてスムーズに進められるかがあやぶまれるような空気が、すでに開廷に先立って流れていた。

服部裁判長は開廷を宣言するとともに、前回公判とちがっている法廷の状況について、「弁護補助者としてメモ担当者二名をみとめることにした。氏名は裁判長において明らかにしてある。看守の配置については、前回公判の実績によって、五人の被告のあいだに看守をおかなくともよいと判断し、このように配置した。これは今後事情によって変更しうる。さきに弁護人から要請のあった、被告の前に筆記のための机を入れることについては、現段階ではまだその必要がなく、法廷が狭いこともあって、こんどは入れない。今後実質審理にはいった段階で逐時考えてゆく」と説明し、さらに開廷前にあった川口君のメモ用紙配布の件にふれて、「検察官から、メモ担当者が被告人に直接筆記用具などを手渡さないようにとの要請があったが、もっともである。被告に手渡されたメモ用紙などは、あとで弁護人に渡すように」という注意があった。開廷前のいきさつを知る由もない傍聴席の人びとには、何のことやらわからなかったことだろう。ましてその異議が、警備の看守から出ているとは、思いもかけないことであろう。

裁判長の開廷のことばが終わるとただちに、前回同様、小長井弁護人が立って、看守の配置が弁護妨害の位置にあることを指摘し、「弁護人と被告人の交通は秘密にわたることがある。そのために被告に筆談のためのメモ用紙を渡してあるくらいである。看守の位置については、そのたびごとに充分考慮されたい」と要望した。それについて裁判長が答えようとするのをささげないように、藤原被告が発言を求め、「一〇・八羽田事件の公判では机があたえられた。

看守についても、一〇・八公判では被告の両端にいなかった。一〇・八公判でそれができて、ここでできないはずがない」と、あらためて被告の直接の立場から、机の搬入と看守の位置の変更を求めた。前回ではこの件について、被告自身からの発言はなかった。被告たちは、それを弁護人にまかせていた。だがこんどは、この藤原君の発言によって、被告自身が自分のおかれた直接の立場から、積極的

に要求をはじめた。これは開廷劈頭からの、大きな変化である。裁判長はこの被告の要求に、「机を当然の権利とは思わない。一〇・八公判でそれが許されたというが、多分寛容な裁判長であったのだらう。これをどうするかは、裁判長のやり方である」と答え、机の搬入、看守の配置の問題は、その当否を判断するうえで原則があるわけではなく、ひとえに裁判長の考え方のいかんによることだ、という考えを示した。「裁判長のやり方である」ということばは、受けとりようでは、裁判長が自分の主観的な情状酌量にしたがって被告にあたる慈恵である、という意味にもとれる。だがそれでいいのだからか。事は、法廷における被告の人権、自己防衛にかかわる問題である。ことに拘禁中の被告は、その自由を奪われた境遇において、圧倒的に優勢かつ支配的な検察権力の攻勢の前に立たされているのである。裁判官はそのような被告にたいしては、防禦権のための細心の配慮があつてしかるべきではないのか。

私は前回の公判から傍聴して、この裁判を担当する服部裁判長の、いかにも温厚な人柄をしのばせる話し方や公判の進め方に、一方ならぬ親しみを感ずっている。客観的に公正かつ厳正な記述を要求すべきこの傍聴記に、このような主観的な情緒をまじえることは自戒しなければならぬことなのであろうが、記述者も人間であ

る以上、しばらくゆるしていたらこう。私には、温厚な紳士である服部裁判長が、この破防法事件という、戦後の日本の歴史上の重大事件を担当することになって、まったく困惑しきっているのではないかとさえ想像される。それは、私立大学の教師である私などが、昨今の激しい学生運動の渦中で、理事者や事務機関など大学の執行機関にはさまれて当惑している心情にも通ずるものがあるのではないかと、とさえ感じる。裁判長は前回の公判でも、弁護人の要望にこたえて、公判進行中に看守の位置を、中途半端な形であったとはいえず、ともかくも部分的に移動させる理解のある処置をとった。そして今後も段階的に変更しようというのを、前回以来くりかえしている。ここにはたしかに裁判長の誠意と努力が見られる。だがいったい、そのような誠意と努力は、何を基準とし、何を原則とするものなのか。それをこの温厚な裁判長は、「裁判長のやり方」といい、あたかも裁判官がそれぞれの人柄によって、恩情にもとづいて被告にあたる慈恵でもあるかのようにもとれる考え方を示しているのである。「すべて裁判官は、その良心にしたがひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」(憲法第七六条三項)という条文にいう裁判官の独立とは、それぞれの人の人柄や良心による独立の「やり方」をいうのではあるまい。人として人を裁く裁判官の「良心」は、厳格な客観的原則に立ち、それに制約されるものでなければならぬはずである。

裁判長は、藤原被告の要求を、「裁判長のやり方である」としりぞけ、なおもい立てようとする被告を、「看守には(留置被告)の戒護の責任がある」とおさえて、「公判はまだ実質審理にはいていない。本日は前回につづいて被告の意見表明を終え、検察官の

「起訴状朗読にはいろいろ」と、進行をうながそうとしたが、これを「裁判長！」とさえぎって後藤弁護人が立ち、再度看守の問題をとりあげた。

後藤弁護人は冒頭、

「端的にいつてしまえば、被告と看守は敵・味方である」と断定し、その例証として、松川事件の具体的な実例をあげて説明する。

「松川事件は、被告を死刑にまで追いつめた事件である。この松川事件に死刑判決を下した一審で、現場検証のさい被告を護送した看守が、現場で休憩中、赤間被告が本田被告に、あのとき休んだのはここではなくあつたのだな、と私語しているのを聞いたと法廷で証言し、被告らの犯行の裏付けに役買った事実がある。また未決監の獄中で、赤間被告が隣の房の容疑者に、いかにも犯人らしい素振りであつて話しかけていたと素破ぬいた看守もいる。松川事件では、看守は明らかに、検察官の側に立っていた。看守は一般に、被告を一面的に犯罪者と見る偏見がある。その偏見によって、看守は検察側のスパイの役割を果たす。松川事件は無罪であつた。だが偏見をもつ看守のスパイ行為は、人間の命をも奪うるのである。本法廷のこのような看守の配置の現在の状態では、あたかも、検察官の取調べ室に弁護人がはいつて被告と接見しているようなものである。これでは、弁護人・被告人のコトバの交換が、看守に聞かれ、歪曲されて検事に伝えられるおそれがある。」

後藤弁護人は、松川事件にたずさわつた弁護士である。この戦後最大の人権闘争を、長期にわたつて持続してたかたかたえがたい体験から、一語一語しぼり出すようにして語られた「看守は敵」の弁論は、力強い説得力にあふれ、満員の傍聴席も寂として声もな

時五分、ようやく今日の法廷の予定である久保井、青木両被告の意見表明にはいつた。

両被告の意見表明

久保井君は、細面の蒼白い顔に、七月の公判にはなかつたホー・チ・ミン風のひげをたくわえ、思ひなしか、他の四人のだれより憔悴した感じであつた。

久保井君は、

「政治裁判は、最初から有罪が確定されている裁判である。このことについてわれわれは、いかなる幻想ももつべきではない。」と前おきし、三〇分にわたつて意見を表明した。原稿の全文は、つづく青木君の意見とともに本誌に掲載されるはずであるが、その趣旨を私なりに要約しておく。

「いまこゝに判事および検事が対決しているのは、われわれ五人ではなくて、革命にむかつて確実に歩みつづけている人民の苦悩と生活である。革命と反革命の決着をつける場合は、《法廷》ではなく《街頭》であり《戦場》である。

この裁判、その他の一連の裁判は、われわれの敗北を出発点として、われわれの逮捕と同時に、支配階級はわれわれを分断して、政治恩赦と引きかえに転向を強要し、それに失敗すると統一公判を要求する革命戦士にたいして暴行、長期勾留、欠席裁判を強行している。かれらが捕虜であるわれわれに《報復》するいかなる権利をもつことを、われわれはみとめよう。それが不当で

く聴き入つた。これはこの日の圧巻であつた。この弁論によって、法廷における被告戒護の看守の配置の問題は、被告の防禦権を侵害する公判運営の不正にかかわる問題として、あらためて大きく前面におし出された。

裁判長も、この後藤弁護人の発言を、じつと聴き入つていた。だが発言が終わると、それを「ご意見としてうけたまわります」ということばでうけながし、「看守には勾留中の被告にたいする戒護の責任がある。しかし今後、看守の位置は、被告人の実績によって考慮する。また具体的な場合についてその都度考える。ともかく早く実質審理にはいることが必要である」と、これまでのことばをくりかえして、提起された原則上の論点に立ち入ることを避けた。なお裁判長のことばにしばしば出てくる「戒護」という、奇妙なひびきのコトバは、明治四一年制定以来、戦後も部分的な改正のまま通用している、古色蒼然たる「監獄法」のなかの用語である。いかにも明治国家の法律用語らしい、専制官僚の中世的なりゴラスな抑圧のひびきをつたえる疑似日本語であるが、そういうことばが、法律上の典拠をもつて、今日も一向にあやしまれせず、堂々とまかり通つているということに、後藤弁護人が指摘する看守の収容者にたいするむかしながらの考え方や姿勢の強い背景があるのだろう。

藤原被告はこゝでもう一度、「裁判所は被告を一年数カ月も自由をうばつてゐる。そのこと自体が被告の防禦権にたいする侵害であつて、そういう状態であればなおさら看守の配置を変えるのが当然である」と抗議し、また、それとともにあらためて机の要求をくりかえしたがいれられず、それをうけて小長井弁護人は、「看守の位置変更は、次回にかならず実現していただきたい」と念をおし、二喝、挑戦なのだから。

だがそのような政治裁判において、われわれはいかにたたかうのか。そこで勝利するとはいかなることか。われわれは五〇年代の日共裁判とは異なつて、党も革命の精神もなげうつて無罪をえようとする《無罪主義者》ではない。統一公判を要求したわれわれが、なおいまこの法廷に臨んでいるのは、われわれを《刑事犯罪人》として処理せんとする陰謀に、満身の怒りをこめて抗議せんとするためだ。われわれは被防法違反を追及されているが、それは憲法、刑法のいかなる条項からも無罪を証明するだけだ。起訴状は、被告人らは『日米安全保障条約に反対し、米軍基地撤去を推進し、日本におけるプロレタリア独裁の樹立、世界共産主義社会の実現を推進する』目的をもって云々と記している。だが現行の刑法は、思想、良心の自由そのものを罰しようとするときは、崩壊せざるをえないのだ。

またこの目的が四・二八闘争にいかに関連するかを、起訴状は語ることができない。ベトナムさらにアジア全域の人民を日夜殺りくするためにのみ存在する基地沖繩、米軍政下の差別支配、そしてこの沖繩に、米軍にくわえて自衛隊をも駐留させ、日米共同管理によってアジア反革命基地として強化拡大しようとしている佐藤自民党政府の沖繩返還策謀、これらについて起訴状は一言もふれない。そしてまた四・二八沖繩闘争が、一つの闘争、一つの真実であるにもかかわらず、それを裁判が分離するのは、政治裁判では事実の究明も必要ではないことを白状するものだ。

さらにいおう——檢事諸君は、機動隊の弾圧をあえてへ公務執行である勇気をもって断言することができるか。『凶器を携え多衆共同して暴行脅迫を加える』目的をもって国民に敵対しているのはかれら機動隊であることを、檢事は語らうとしないし、また語れもしない。

この裁判はこれらを不問に附して通りすぎることはできない。四・二八沖繩デーに、突如としてへ暴力主義的破壊活動がもたらがったのではないからである。われわれは、何の原因も目的もない暴力一般、死んだ抽象としての暴力一般について論議しようとは思わない。ふたたびいおう——われわれをへ刑事犯罪人として裁こうとするいかなる陰謀も、われわれは許さない。しかも現行刑法は、われわれに無罪を宣告している、と。

この破防法攻撃による革命的党組織の壊滅作戦は、支配階級の恐怖と憎悪の直接的表現である。七〇年七月に、東京と新潟で、二つの歴史的な政治裁判、破防法裁判と小西裁判が開始されているのは、たんなる偶然ではない。これは革命の現実性が、六〇年代階級闘争によって切りひらかれたことの表現である。われわれは七〇年代を、世界革命戦争の恒常的武装闘争の一時代と確定している。七〇年代とともに日本はふたたびアジア侵略の、へ破滅への道を進みはじめた。第一回公判冒頭に、井上弁護団長は、『日本はいまや戦争前夜にある』といわれた。激動の七〇年代は、アジアにおける革命戦争にとどまらず、この日本の地がへ内戦(革命戦争)のつぼと化する時代になるだろう。われわれはこの時代をつらぬいて、プロレタリア革命の唯一の武器としての革命的党を、数十万、数百万の人民の胸のうちに築きあげるである

ものとなる。日本帝国主義はいまや公然とアジア侵略を開始した。国内総動員体制は日本帝国主義の急務である。そのために入管法と破防法は一体となつて、われわれの前にある。破防法にたいする闘争は、日本帝国主義にたいする闘争である。

この裁判では、裁判官・検察官の権威はまったく無力である。なぜならこの裁判では、革命が問題の核心になつてゐるからだ。われわれは、革命の次元において本質的に優位に立っている。この優位性の上に立って、われわれは大胆正直に破防法裁判をたたかいぬくだろう。

われわれは東京地裁の分割公判強行を弾劾し、統一公判を要求する。検察側は被告を有罪にするために権力を総動員し、被告のすべてを奪い去る。このすべてを奪われて丸腰である被告が、唯一のたたかひの武器として団結を求め、統一公判を要求するのは当然ではないか。分割公判こそ、破防法弾圧の一環、その体制化の一翼をになうものである。ここにおいてわれわれは、治維法時代に裁判所が共産主義者、自由主義者を投獄し虐殺した張本人であったことを想起せざるをえない。いま分割公判を強行する裁判所は、治維法を上まわつて強行された破防法体制において、過去の姿を再現しようとしている。

本公判は、権力の弾圧、社共の無視ないし敵対視にもかかわらず、全人民の注目のもとに開始された。この裁判は、内乱的死闘の七〇年代闘争の一環としてある。われわれは、強力な全国的支援を背景に、破防法闘争の大反撃を、いまこそここに開始する。そして青木君は、マルクスが『哲学の貧困』の結びに引いたジョルジュ・サンドの、「たたかひか、しからずんば死。血みどろのた

う。このことのみが、あらかじめへ有罪を確定されている政治裁判の田舎芝居から、われわれが解放される道である。』

久保井君は、一語一語、明せきに、気はくをこめて語った。だが三分を越える論述の半ばかり、のどがかすれ、よく聞きとれないことばがまじつた。長期にわたる拘禁生活の影響なのか。それにしても、蒼白な顔色とかすれる声は、躰の状態を気づかせる。

つづいて青木君が意見をのべる。久保井君と対照的に、元気に大声をはりあげる。

青木君はまず、「意見表明に先立って、二点について抗議したい」と前おきし、第一に赤軍派塩見議長にたいする破防法第三九条、第四〇条の適用、第二に本公判の弁護団に参加している小長井、葉山両弁護士にたいし、東京地裁所長が両弁護士所属の第二東京弁護士会にあてて行なつた懲戒請求をあげる。つづいてこの公判にのぞむ自分の立場を、つぎのように規定する。

「私は破防法、凶器準備集合罪、威力業務妨害罪によって起訴されている。これを一個人としてではなく、全学連書記長として責任を追及されている。それゆえ、私は全学連を代表して本裁判をたたかう。また私はブルジョア裁判をみとめない。したがつてこの法廷で非妥協的にたたかひぬく。」

この前提のうえに立って、青木君の論旨は、大要つぎのようにならる。

「破防法弾圧体制は、本件における適用をまたず、すでに現実におそるべき勢いで進行している。破防法裁判は、この既成事実の追認にすぎない。それが成功すればその全面的制度化をもたらすべからる。

たかひか、しからずんば無。このように問題は敵として提起されている」ということばで、その論述を終わる。青木君の意見表明はほぼ三分。時計の針は、三時七分を示し、裁判長は三分間の休憩を宣した。

(註) 長谷部東京地裁所長は、七月二四日、第二東京弁護士会にたいして、小長井良浩、葉山岳夫両弁護士の懲戒を請求した。理由は、五月二五日、三〇日の一〇、一一月闘争事件公判において、「法廷内でことさら写真をとろうとしたことは……裁判の威信を著しく害する」と企図した行動であり、「被告人らを法廷外に連れ出そうとした看守らの正当な行為を目して看守らの暴行であると題し、その証拠を保全するための撮影行為であるなど藉口を試みている事実は……その情を重くするものといふべきである」。そして両弁護士について、「弁護士たる弁護人で法規を無視し、裁判長の訴訟指揮権に服せず、ことさらに裁判所を誹謗中傷するような挙に出る者」としている。

五月二五日、柏井裁判長係の公判で、弁護団が裁判長に傍聴席収容力のより大きい法廷の使用を交渉したところ、裁判長は、小長井弁護士の発言にたいして「それは屈辱屈辱だ」と弁護士を侮辱する言辞を発したので、弁護人、被告人は右発言の取消、謝罪を要求し、在廷する警備員を取調べる等の事態究明のための措置を要求しているうちに紛糾して、裁判長が突如閉廷を宣言し、同時に二十数名の看守が被告におそいかかつて、暴行をくわえ引き立てた。それを眼のあたりに見た弁護士団は一斉に裁判長に抗議、葉山弁護士は証拠保全のため写真撮影を行なつたところ、それにたいして六、七名の警備員がおそいかかりカメラをうばひとつた。裁判長は終始これを黙過。なお、この日、法廷廊下で抗議する傍聴人を、退去命令が出たとして、警備員、機動隊が階段の電燈を消して追い落し、負傷者が続出、三名が逮捕された。

五月三〇日は収裁判長係の公判廷である。この法廷では傍聴人の不当な制限(子供連れの傍聴禁止)、実質的理由もあけず弁護人を次々に強

制退延させる、法廷における付添看守の被告人にたいする不法な圧力行為の事実を指摘して、裁判長に看守を被告人から離すよう要求した弁護士の発言の禁止、等々の状態がつづいたが、そのなかで起訴状朗読が強行されようとしたことに抗議した被告九名全員に、裁判長は退廷を命じ、それとともに二十数名の看守が全員に暴行を加え、延外に引きずり出した。小長井弁護士は裁判長に通告のうえ、その現場を写真撮影しようとしたときに、数名の警備員がこれをおそい、カメラをうばった。この襲撃によって、同弁護士は、左右の手、口唇などに全治二〇日間の傷害をうけた。しかも裁判長は、この小長井弁護士を即座に拘束し、一五日の監置処分を付している。なおこの監置制裁にたいして、羽仁五郎、新村猛氏ら二〇名が抗議声明を出し、また伊達秋雄、柳沼八郎、内田剛弘氏ら七名の弁護士を代理人として高等裁判所に抗告の申立が行なわれたが、六月八日棄却されている。(「闘争と弁護」七〇年七月号、九一〇月号「一〇、一月闘争公判関係資料」参照)

戒護の必要と防禦権

三〇分という、少々異例な、ながすぎる休憩時間が過ぎて、法廷は三時四五分に再開されたが、進行の予定にしたがえば、つぎは檢察官の起訴状朗読にはいるはずである。だが開廷と同時に、ふたたび看守の配置の問題で裁判長と弁護士、被告の論議が白熱し、起訴状朗読の予定は、またまた先の方へ追いやられてしまった。

小長井弁護士は、開廷とともに発言を求め、「起訴状朗読が予定されていると思うが、これからは本件の主題にはいることになるので、被告人の両側の看守を撤退するよう強く要望する。今後は檢察官にたいする弾劾が、われわれの問題になるのだから」と、要求した。傍聴席からひととき高く「異議なし」の声がおこる。裁判長

まず近藤弁護士が立つて、「裁判長はさきに、被告の両側に看守がいるのは戒護の責任であるといわれたが、その当否は、被告と弁護人との秘密の交通の必要ということ、被告の逃亡等のおそれあるための看守の戒護の必要ということ、二つのかねあいが、法廷の現状に照らしてどうであるかによってきまると思うが、裁判長はそれをどう思うか」と質した。つまり被告に逃亡等のおそれがあると思うか、ということだろう。裁判長は「その二つは、現状の位置のうえで支障はない」と答える。質問に対応しない答えである。つづいて栗山弁護士が、「公判の進行過程で、看守の位置を変えることを考慮するといわれたが、現段階ではいまのままでもいいと判断されることの理論上の説明をしていただきたい」と質問。近藤弁護士の質問のことは変えたかたちである。裁判長はこれにたいして、「理論ではなめて良識である」とくりかえす。栗山弁護士はさらにより直接的に「戒護の必要という点で、看守を両側におく必要は何か。逃亡のおそれありと考えるからか」とたたくけて質したが、裁判長はその直截な質問に答えず、「戒護の意味について被告に誤解をあたえるおそれがある」と、栗山弁護士をおさえる。

このはつきりしない裁判長の返答とのやりとりによりたまりかねて、前半の段階でも看守の撤去を強く要求した藤原被告が、激昂をおさえながら、「一年五カ月も勾留し、防禦権を完全に剝奪しておきながら、そのうえ法廷で不自由を強いるのはどういうことか」と抗議し、傍聴席から「答えろ！」の声を飛ばす。藤原被告は、「第一に逃亡の意思などはない。われわれは法廷を告発するために来ている。第二に暴行をふるうなどのケチな根性はない。われわれにとって、真実が武器であり、言論をもってたたかひ、告発することが目的な

は、「傍聴人の『異議なし』は、裁判長の思考を中断するから注意するように」と制して、「看守の配置は、休憩中に合議したが、本日はこのままということになった」と答弁し、審理にはいる姿勢を示した。ながすぎた休憩時間は、前半に被告、弁護人の要求した看守問題にたいする裁判官の合議のためだったのである。これは当然であるが、裁判官の誠意を見ることができよう。だがその結果は、「本日はこのまま」ということであった。小長井弁護人のいうように、起訴状朗読から実質審理に本格的にはいるのである。檢察側にたいする被告の自己防衛の闘争は、ここから開始されなければならない。そのために被告の立場からは、看守は当然遠ざけられなければならないだろう。

この裁判長の答えに、小長井弁護士は刑訴法二八七条(公判廷においては、被告人の身体を拘束してはならない。但し、被告人が暴力を振り又は逃亡を企てた場合は、この限りでない)をあげ、被告人の防禦権の正当な行使のために、再度裁判官の合議をお願いしたい、と要求した。これにたいして裁判長は、「これは法律上の問題でも何でもない。この場の状況で考える良識の問題である。この問題は、合議によってただちに結論が出るかどうかかわらないので、時間の空費になる」としりぞけた。理論ではなくてやり方である、良識である、というのは裁判長の一貫した姿勢であった。ここでまた、それがくりかえされた。だが起訴状朗読という実質審理にはいるうとしていた段階を前にして、被告と弁護団が要求する本質的な問題について、その当、不当を、そのようにあいまいな姿勢で流してしまうのは、もはやだれが見ても納得しうることはない。弁護団は、そのことを追及した。

のだ。それにたいして看守をおくのは弾圧であり、脅迫である」と強調する。つづいて青木被告が、一〇・八事件の法廷における自身の体験を語り、東京拘留所の看守は、法廷で決定的な時点において背中をついたり、ことばで威嚇したりして、被告を妨害している、と証言する。

ここでふたたび栗山弁護士が発言、「裁判所が戒護の必要ということというなら、看守がこういう状態ならなんているのを、はたして戒護の意味をまっとうしているものと考えるか。戒護の必要をいうなら、看守を扉口に立てればよい。扉口には一人も立っていないじゃありませんか」なるほど、看守は被告の両側、傍聴席の前にならんでいるが、扉口にはだれもいない。つづいて裁判長に、「あなたはいまここに、看守が何人いるか知っていますか」と聞く。とつさのことに裁判長が「一人くらいでしょう」と答えると、栗山弁護士「一人いますよ」。傍聴席にどつと失笑がおこる。このやりとりからためて法廷内を見わたすと、法廷内の拘留所看守は、被告をばさんでその両端に五人、傍聴席を背にずらりと一列に八人、あわせて一三人いる。五人の被告に一三人の看守。それに警備員が、傍聴席に四人。この多勢の看守は、いったい、だれを、どんなふう「戒護」するために来ているのか。法廷秩序維持の権限と責をもつ裁判長は、看守が何人来ているかを知らない。それゆえそれほど多勢が、何のために必要なのか、はじめから考えたことも、また、拘留所の戒護係に聞いてみたこともないのだろう。それでははじめから、「戒護の必要」などという裁判長のことばも、まじめに現状認識のうえに立った、理屈の通る議論になりえようはずがない。

弁護人と被告の理路の通った主張にたいして、裁判長は、現実にごのような看守の配置を必要とする根拠をまったく示しえず、また示そうとも努力せず、「被告、弁護人から聞いた意見は、今後充分に尊重し考慮する」というのみであった。それにたいして藤原被告は、「これから実質的に裁判にはいろうとしていますが、この問題がはっきりしなければいふことを認めない」と発言。それをうけて小長井弁護人は再度裁判官の合議を求め、少時合議の結果、裁判長は、「本日はこのまま。本日進行中に弁護人、被告の交通の必要があれば、その都度考慮する」と、これまでと基本的に変わらない方針を示した。

小長井弁護人は、「これは弁護人と看守の間で話ができれば、そこで解決のつく問題にすぎないのだが、それができないから裁判長にお願いしている。弁護人は被告に、相談があれば筆談でせよと指示しているくらいなのだ。このようなことでは、今後の進行に支障がある」と、再考を要請したが、裁判長は、「起訴状はすでに被告、弁護人にわたしてあり、目を通してはいるはずだ。その朗読中に被告と弁護人とのあいだにどれほどの交渉がありうるか(傍聴席に、「これはこっちの決めることだ」と声あり。裁判長は話を中断し、しばらく傍聴席をにらみ、無言)。それゆえ、今日はこのまま進めて支障がないものと考え」と方針を変えず。そこで小長井弁護人は、「被告と相談したい」と休憩を求め、約一〇分間の休憩にはいった。裁判長は傍聴人退廷ののち、看守を遣さげ、弁護団は被告との相談にはいった。

られるか。裁判所の看守配置は、裁判進行それ自体にかかわりのない、政治的処置である。

起訴状朗読の段階では、被告と弁護人の交通は、現実にはないだろうといわれるが、しかし自分についての起訴状朗読中に、被告が弁護人をふりむいて、その法律の意味を聞くこともありうるだろう。すでに弁護人、被告の発言によって問題は煮つまったにもかかわらず、裁判長がはっきりした解答をしえないのは、まったく納得がいかない。

自分は獄中で『ブルターク英雄伝』を読んだ。ソロンの立法はいつている。『国家に内乱がおこって意見が分かれたとき、そのどちらにも意見をもちえない者の市民権は剣奪する』われわれは一定の意見にしたがって行動した。したがってこの裁判所でも、その意見を堂々とのべる。反帝・反安保の意思をのべる。それゆえ、法廷にこなくともいいといわれても、われわれはみずから進んでやってくるだろう。卒直にいて、裁判官は、われわれ被告五人を、とてもここから逃亡するなどと考えているわけではあるまい。」

つづいて右田被告が、追加意見を要求し、意見をのべる。

「裁判官は、戒護権と弁護権の調和をいつているが、われわれは弁護人との意思の交渉をもっとも重大視する。被告としてこれは絶対によずれない。これは弁護人にも要求したい。『看守は人格化された監獄である』。裁判長は、いままでに看守の位置をかえる良識を示した。それなら、今日はこのまま、というのをおかしい。われわれの基本的態度は、弁護権の貫徹ということである。裁判官は、これがわかっていふから、なしくずしの態度をとるのであるが、これはあえていえば、裁判官の、検察と拘置所への遠慮から出てくる

被告の権利

四時半再開。

裁判長は弁護人に発言を促したが、それにこたえて本多被告が立ち、約三〇分間にわたって、意見と主張を開陳した。

「いままでの法廷を怒りをもってみつめてきた。怒りをおさえて意見をのべたい。」

事の論理は、被告、弁護人の側にある。裁判長の態度は、ともかく現状の維持をもって進めたいとのぞんでいるの一語に尽きる。いつた裁判官は、被告に逃亡したり、暴れたりすることを期待しているのか。われわれは裁判官のいうのを聞いてみると、その『期待される被告像』(失笑)を実現しなければならぬ気持になつてしまふ。われわれは手錠・腰縄で強制されて来ているのではない。われわれは自分の意思で、ここにやって来ている。そのことはいくら何でも、裁判官には、すでにわかっているはずだ。それにもかかわらず、この法廷の現状をそのまま被告に要求するのであれば、われわれはこのような法廷をみとめることは断じてできない。

裁判長は、経過にしたがって考慮するといっているが、それは裁判長があらかじめ経過過程を予断して、そのような既定の現実を被告に要求するということである。そういうことは断じて受け入れられない。

裁判所は、いつた、被告に、やがて法廷で蜂起するとも期待しているのだろうか。現状の看守の配置によって被告に不利益が生じた場合、裁判長は、それにどう対処しようという決意をもって態度ではないのか。東京都は、警視庁機動隊の勝手な跳梁にぶりまわされて、文句がいえないでいる。それと同じではないか。

それならどっちつかずでなく、こいつらは革命の煽動者で暴力主義者だから看守をつける、とはっきりいえないだろうか。それならそれで、はっきりするから、こっちもそのつもりで対応する。」

二人の意見が終わって、裁判長は、被告の裁判官批判にたいする弁明をこころみた。

「裁判所は、看守問題にそれほどのこだわりをもっていないことを、みな知っているはずである。被告人像ということ、被告はいつたが、裁判官は被告人像をかならずともものである。だがそれは、けつして型にはまったものではない。審理の進行であらうと何であるうと、既成の方式におしこめようとするのは、裁判所のもっともきらいところである。裁判所が既成の枠のもとに、すべてを律しようとしていると考えるのは、遺憾である。被告の思いどおりにならないことは数々あらう。だがこの七〇一号法廷を使つたのも、他の部の犠牲による使用である。それを充分に心得て、時間の空費をしないように。」

すでに時間は、五時一五分をすぎた。今日の法廷も、実質審理にいたらず、被告の人権の主張によって終わった。

破防法裁判闘争への訴え

一九六九年四月二八日の沖繩闘争は、万余の学生、青年労働者の参加による首都制圧デモとして行なわれ、機動隊との衝突のなかで、一〇〇〇名に近い逮捕者を出しました。この沖繩デーに先立ってその前夜に、革共同書記長多延嘉君が、またその日の早朝には、東京地区反戦世話人藤原慶久君が、破防法違反の名のもとに事前に逮捕されました。その後、破防法による逮捕は七月に共産同議長さらぎ徳二君、反帝全学連副委員長長久保井拓三君、さらに七〇年三月にいたって全学連書記長青木忠君と、今日の青年、学生運動の諸組織の中心的人物が全面的にひろげられ、この五人の活動家を被告とする破防法裁判が、本年七月二〇日、すでにその第一回公判を開始しております。

破防法は、刑法に規定する賭行為のうち、内乱、外患、騒擾、公務執行妨害など、いわゆる公安関係の政治的暴力にかんして、これをとくに教唆、煽動、予備、陰謀の事前の行為にまでさかのぼり、それが実行されたか否かを問わず、独立に処罰の対象にしようとする法律であります。戦前、戦時に、それに相似る法律として治安維持法がありました。治罪法は、国体の変革、および私有財産制度の否認を目的とする結社の禁止、その目的行為にたいする処罰を規定した法律ではありましたが、この「目的」なるものの範囲は無際限に拡張され、終局的には国の政治を批判する一切の言論、思想、學術があげその適用の対象にされるにいたったことは、歴史の事実によって、今日も記憶されるところであります。

戦前国家は、この治罪法を最大限に行使するところによって、国家権力の不正と過誤にたいする一切の政治批判を封殺し、一路、戦争と自滅の途をひた走りまわりました。まさに、戦争において、日本を滅亡の淵に追いやり、国民を塗炭の苦しみにおちいらせた根源は、この治安維持法にあったというも、いささかも過言ではないでしょう。

九月一七日、破防法裁判第二回公判の前日、「破防法裁判闘争を支える会」(浅田光輝氏他四名の発起人)の主催のもと、豊島公会堂に、千九百名の労働者、学生、市民、知識人を結集し、破防法裁判弾劾の大衆的闘いの端緒が切り拓かれた。「明白かつ現在の危険」革命の恐怖にかられた国家権力は、戦前の治安維持法下の弾圧の経験をもとに、いま再び血に塗られた手で革命を絞殺せんとしている。破防法裁判闘争の勝利と、破防法攻撃への大衆的反撃は、「侵略を内乱へ!」の闘いの重要な一環としてあるのである。破防法攻撃への大衆的反撃を放棄する傾向に抗し、「破防法裁判闘争を支える会」の大衆的発足は、かかる状況に突破し、破防法をも革命へのバネとしていくであろう。「破防法裁判闘争への訴え」(破防法公判傍聴記)筆者、浅田光輝氏起草)を掲載し、読者諸氏の「支える会」への圧倒的参加を訴える。

において四・二八沖繩闘争の宣伝、煽動を行なった、ということに尽されております。このような規制は、戦前の治罪法の教訓にまつまでもなく、やがて政治批判の一切の言論、思想の表明にまでおし及ぼされるであろうことは、火を見るよりも明らかです。とくに最近、日米共同声明やその後の事態にみられるように、政府の侵略と戦争の政治に抗議する運動にたいする暴力的な弾圧は目にあまるものがあり、こうしたなかで、破防法が適用されたことは、重大な事態だといわねばなりません。

規定され、適用されました。そして共産党の非合法活動をひとことのように考えて、それに無関心であつた人びと、それに批判的であつた人びとをも、やがてその対象にまきこんで行きました。私たちはこの戦前の経験を、ふたたびくりかえしてはならないと思ひます。裁判は数年の長きにわたることが予想されております。その間、この裁判にたいする批判と弾劾の運動を、青年たちの集団にのみになわけて、これを世論のなかの孤立した存在にしてしまふことはゆるぎません。各方面の心ある人びとが、破防法適用に反対し、「破防法裁判闘争を支える会」に参加して下さることを心からおねがひいたします。

「破防法裁判闘争を支える会」発起人

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 青地 晨 | 朝倉 撰 | 浅田 光輝 |
| 荒畑 寒村 | 栗津 潔 | 石垣 綾子 |
| 出 隆 | 井上 清 | 井上 光晴 |
| 宇野 重吉 | 梅本 克己 | 梅本 峻 |
| 大井 正 | 岡本 清一 | 奥 紳平 |
| 小田切秀雄 | 折原 浩 | 観世 栄夫 |
| 樺 光子 | 国分一太郎 | 佐多 稻子 |
| 白井健三郎 | 杉浦 明平 | 高尾 利数 |
| 高橋 和巳 | 鶴見 俊輔 | 戸村 一作 |
| 野間 宏 | 羽仁 五郎 | 埴谷 雄高 |
| 日高 六郎 | 前富 節男 | 古田 晃 |
| 丸木 洋子 | 前野 良 | 水戸 位里 |
| 丸木 俊 | 丸山 照雄 | 水戸 巖 |
| 渡辺 昌 | 山口武秀 | 雪山 慶正 |
- (アイウエオ順)

「破防法裁判闘争を支える会」会規

- この会は、破防法適用に反対し、長期にわたるであろうことが予想される破防法裁判闘争を支えることを目的とする。
 - 会員は、右の目的に賛同する個人、または、グループとする。
 - 会員、または、グループの会費は一ヶ月五百円とする。
 - 会は、右の目的に沿い、つぎのような活動をする。
 - 破防法にたいする全国的抗議運動を展開する。
 - ニュースを発行し、ひろく破防法裁判の動向を知らせる。
 - 傍聴、資料収集、立証協力など法廷での闘いに協力する。
 - 破防法と破防法裁判に関する研究会、講演会を開催する。
 - その他、右の目的に沿う活動を進める。
 - 破防法弁護団、被告団の闘いを支え、かつ会の右の活動を進めるために密附をつくる。
- 一、この会の運営のために、世話人若干名をおく。
- 一、会の事務所は、当面、四・二八破防法弾劾弁護団事務局(東京都港区新橋二一八六一六、新橋石田ビル、小長井合同法律事務所気付 電話〇三二五〇三二五八五八)とする。
- 一九七〇年九月一七日

一九五二年七月、破防法が国会に上程されるのに先立って、労働団体、学生団体、知識人は、全国的な反対運動を展開しました。全学連はもとより、当時の総評も、弾圧法粉砕のゼネストを敢行しました。当時は、「火焔ビン」事件が各地に頻発し、五二年の五月には「血のメーデー」が起こっています。そのような状況を背景に、当時の日本共産党のいわゆる「軍事方針」に批判的であつた人びとも、破防法は政治運動にたいする弾圧法だとして、一斉に反対に立ちあがりました。

いま破防法は、いわゆる新左翼運動にたいして適用されようとしています。そしてこの法律の成立時に見られたような、運動の立場を越え、考え方の相違を越えた広範な抗議運動は、今日まで、どこにも起こされていません。しかし、これは新左翼だけの問題ではなく、国民全体の問題であります。戦前の治罪法は、直接には、当時の共産党を対象として

日米共同声明とジョンソン証言

—あばかれたペテン的沖繩「返還」の本質

中谷 純二

はじめに

米上院外交委員会の「対外公約に関する小委員会」は、八月二三日（日本時間二四日）、同小委員会が去る一月下旬に行なった日本と沖繩に関する秘密聴聞会証言録を、一部削除のうえで発表した。この秘密聴聞会は、昨年一月二二日の沖繩返還に関する日米共同声明、佐藤首相のナショナル・プレスクラブでの演説のあとをうけて、今年一月二六・二九日の四日間にあたって行なわれたものであるが、約四〇〇頁にもわたる証言録は、その後半年以上もかけて國務省が「微妙な部分」の削除を行なって、このたび、発表のはこびになったものである。その中軸をなすのは、ジョンソン國務次官（アメリカの対日政策の立案の中心的存在。昨年一月の日米共同声明直後に声明の背景説明を行なっている）の証言であるが、これは七二年沖繩「返還」のペテン性・反人民性を露骨に示したものである。

項はアジアの「平和と繁栄のため日米両国が相協力して貢献」することを確認し、米軍の存在が極東の「安定」の「大きなささげ」となっているとのべている。

これにたいして、ジョンソン証言は、よりいっそう露骨に、安保がアジア侵略のためのものであり、日米共同声明により日帝が積極的にアジア侵略にのりだすという安保の大エスカレーションが行なわれたことを表明している。すなわち、ジョンソンは、安保にもとづく日本の米軍基地・施設が「東南アジアの米軍を支援、維持するうえで重要な要因となっている」とのべ、「一九六九年一月の日米共同声明、佐藤首相のプレスクラブ演説は、日本と沖繩の基地が果すこのような役割と日本の安全保障に果す役割の重要性をはっきり認めている」としている。

そして、米帝の矛盾の深化とアジア危機の進行にたいして日帝が積極的にアジア侵略にのりだすことの確約がなされたことが暴露されている。「一九五二年の日米安保条約は、ほとんど一方的に米国のもつ日本防衛の義務にふれたものだった。六〇年の安保は、日本が自国防衛の義務をもつように、やや双務的なものになった。こんどの沖繩返還は、戦後の段階から対等の関係に進むため、最後の障害を取り除かれたことを示す」。これは、今まで米帝の軍事力の傘の下でヌクヌクと「エノニミック・アニマル」としての復興・成長をむさぼってきた日帝が、「泥沼のアジア」へみずからのりだすことを決意したことを物語っている。

とくに、「インフレとベトナム」のジレンマに悩まされている米帝は、ドル防衛のためには在アジア米軍を削減しなければならぬのであるが（たとえば、在韓米軍の「七二年」をメドとする削減計

ある。本誌第五号で北小路敏氏が「日米共同声明と日本帝国主義の危機」であばきた日米共同声明の本質は、このジョンソン証言によってもその見事に表現されているのである。おりしも、全軍労第三波ストが打ち抜かれ、七〇～七二年過程が入管・沖繩・反軍等を軸としつつ日帝のアジア侵略と侵略戦争体制構築をめぐる大攻防戦となることが明らかになっている今日、われわれは、このジョンソン証言によって暴露された日米共同声明の本質を再度とらえかえし、日帝のアジア侵略宣言日米共同声明を粉碎し、侵略を内乱に転化する闘いをよりいっそう強固に推し進めていかねばならない。

安保の大エスカレーション

本誌第五号の北小路論文が指摘しているように、日米共同声明の第一の内容は、アジアにおける帝国主義支配体制維持のための日米帝国主義の積極的な共同意志の確認である。共同声明の第二項・三

画）、それがアジアにおける帝国主義支配の崩壊につながるためには、日本自衛隊による肩代りは不可欠のものである。この点に関して、ジョンソン証言は、「七二～七六年の五カ年計画で日本は沖繩の防衛責任をとり始めるだろう。……日本政府は国際平和維持軍のなかで、ある役割を果すことを考慮する用意があることを表明している。とくに、そうした平和維持軍を東南アジアに設置することについて国連で合意されれば、なんらかの役割を果したいとしている」と、四次防への期待をあらさまにのべているのである。沖繩派兵・在韓米軍の肩代りというかたちで七二年をメドとして進行している自衛隊の増強は、まさにアジア侵略のための本格的帝国主義軍隊化であり、内乱鎮圧の任務の鮮明化とならんで四次防の本質をなすものである。

かくして、日米安保同盟はアジア全域における帝国主義支配体制の枢軸として位置づけなおされているのである。これは、「インフレとベトナム」のジレンマ・アジア危機の進行に悩まされる米帝の必死の巻き返しと、その米帝からの要請をうけつつ日帝がみずから積極的にアジア侵略にのりだすことの複合的表現である。

南朝鮮、台湾への侵略

日米共同声明の第二の内容は、とくに南朝鮮・台湾およびベトナムの安全が「日本自身の安全にとって緊要である」（第四項）と宣言され、日帝が南朝鮮・台湾を自己の保護領視していることである。安保は、もはや「日本の防衛のため」と弁解的に説明されるのみならず、より攻撃的なものとして位置づけられているのである。

この点に関してジョンソンは、「条約により日本が提供している基地は、とくに韓国・国府にたいする米国の約束を守るための米国の能力にとって重要である」と公然と宣言したうえで、日帝自身がこれに積極的にかかわろうとしていることを表明している。「日本政府、国民一般はこれまで、日米安保条約を日本の安全保障にとって重要だという態度をとってきた。日本は他の地域の安全保障には関心もたず、関与しようともしなかった(日米共同声明とナショナル・プレスクラブでの佐藤首相の演説が)。ここで明らかにしているのは、日本の安全保障が韓国や台湾の安全保障と、またこの地域にたいする米国の義務と切り離せないことを初めて認識したことを示している」とか「これまでの日本政府は、日本の安全が南朝鮮防衛に関連しており、在日米軍基地を南朝鮮防衛に使用することを理解するというはつきりした立場をとる用意がなかった。それを公けにいったのは今度がはじめてだ」というように。そして、「日本は韓国防衛のために米国の基地使用権を与えるだろうか」という質問に、「日本はそうすると明言するの、非常に近いところまできている」と答え、それに続く部分は発表の際削除されている。半年にもわたる慎重な検討のすえ、「微妙な部分」として削除されたところは何が書かれていたのか、きわめて暗示的である。

しかも、日米共同声明の「総理大臣と大統領は、とくに、朝鮮半島に依然として緊張状態が存在することに注目した。総理大臣は、朝鮮半島の平和維持のための国際連合の努力(国連軍とは米軍のことだ!)を高く評価し、韓国の安全は日本自身の安全にとって重要であるとのべた」という文章をうけて、「米政府は日本当局との間で日本の安全保障にたいする最大脅威が朝鮮半島に続いている緊張配維持のために緊密な連絡をとるということにはかならないが、これが事前協議事項を利用して行なわれようとしているのである。そして、事前協議において米軍の行動が多少なりとも制限される可能性については、ジョンソン証言は、

「日本に駐留するか、日本を通過する米機が日本国外の基地へ移り、そこから戦闘行為にたずさわるケースについて問題を提起したことはない。また日本は米海軍艦艇が戦闘作戦の途中ないし帰途に在日海軍基地を訪れることについても問題としたことはない。……米国が公海上で困難に遭遇している米艦艇ないし飛行機の救援あるいは護衛に、日本にいる米艦艇ないし航空機を使用する必要があると感じた場合、日本は事前協議を必要としないものと考える」と確信している」と、その骨抜きを宣言しているのである。

こうした安保の實質的大改定が行なわれたのは、いうまでもなく沖縄「返還」と関連している。ジョンソンは、「一〇億ドル近くも投資してきた戦略的に重要な島を、自発的に返すこととの取引きではないか」との問いに、「ある意味ではそうだ」と答えている。そしてさらに、「韓国・台湾防衛のための基地使用について共同声明、首相演説のいうことは、沖縄だけでなく日本本土にも適用される。こうしたことは今までいわれたことはなかった。日本の国内政治的には、在日米軍基地は日本防衛のためだけにあってそれ以外のことには使えないし、日本政府は使わせないと解釈されてきた。だが、それが変わったのだ」とのべている。まさに沖縄「返還」とは、沖縄県民の本土復帰にかけたものに応えるのではなく、その復帰要求を逆手にとりながら安保の實質的大改定をなすものなのである。

にあることで一致している。北朝鮮は直接日本を脅かさないが、同半島を共産主義者が支配することは、日本の安全保障上の利益をそこない、大国介入の恐れのある朝鮮紛争は明らかに日本自身の安全に響く」とか「日本は共産主義でない韓国と国府を維持することにによる安全保障上の利益を認識している」などとのべているのである。

このことは、今日、日帝がすさまじい勢いで南朝鮮・台湾への再侵略を行なっていること、七・八月にたて続けに行なわれた日「華」協力委・日韓閣僚会議・日韓協力委により日韓台の結合がさらに強められたこと、来年の朴三選・七二年をメドとする在韓米軍削減などによる南朝鮮国内の危機等々の問題を考えあわせるとき、きわめて緊迫した意義をもっているといわねばならない。入管法再上程と来年一月を期限とする「永住」権申請強要の攻撃は、こうした日帝の南朝鮮・台湾への再侵略との関連において初めてその意義が明らかとなるであろう。

安保の自動延長と實質的改定

日米共同声明の第三の内容は、以上のような「アジア侵略のための安保」へと一大エスカレーションの行なわれた安保条約を「堅持」し、「両国政府が日本を含む極東の平和と安全に影響をおよぼす事項および安保条約の実施に関し緊密な相互の接触を維持すべきことに意見の一致をみた」として、安保の自動延長およびその實質的大改定を行なったことである(第五項)。

「緊密な相互の接触」とは、日米両帝国主義がアジアの帝国主義支

沖縄のベテンの「返還」

今までみたように、日米共同声明は「沖縄返還との取り引き」と称して、安保の大エスカレーションをはかり、危機の深まるアジアへ日帝をひきずりだす(日帝からすれば「とびこむ」)ものであるが、そうした前提のうえに、アジア支配の軍事的基幹部の「カナメ石」であり、現にベトナム・インドシナ侵略の最大の出撃基地となっている沖縄の治安確保と基地防衛を日帝がひきうけることを「七年返還」の名のもとに行なおうとすること、これが日米共同声明の第四の内容である。

より詳しくいえば、「現在のような極東情勢のもとにおいて、沖縄にある米軍が重要な役割を果たしていることを認め」「米国が、沖縄において両国共通の安全保障上必要な軍事上の施設および区域を日米安保条約にもとづいて保持すること」に合意し(第六項)、「基地の島」の現実は何一つ手をふれぬベテンの「返還」をたくらみ、「復帰後は沖縄の局地防衛の責務は日本自身の防衛のための努力の一環として徐々にこれを負うとの日本政府の意図を明らかにした」(第六項)と、自衛隊派兵をとおして日帝自身による沖縄の基地確保・治安維持を行なおうとしているのである。したがって、いわゆる「本土なみ」(第七項)や「核ぬき」(第八項)はまったくのベテンの「返還」であり、安保のエスカレーションをとおして「本土の沖縄化」を遂行し、「核」についても、いつでも「核あり」に開き直る逃げ道を設けつつ、当面「核かくし」にしようとするものである。こうした方向性のもとに、「沖縄の施政権の日本への移転に関連して、両

国間において解決されるべき諸般の財政および経済上の問題」について協議することを決め(第九項)、これら施政権返還に関連する諸取り決めは、沖繩県民の手の届かない日米協議委員会および復備準備委員会によってなされることになっている(第十項)。

こうした「七二年返還」のベテレン・反人民性は、ジョンソン証言によつてあますところなく暴露されている。ジョンソンは、「いまは沖繩からやりたいことは何でもできる」との認識のうえにたつて、「沖繩返還が実施を予定される時点で、米国が沖繩から行ないたいと望むことがあれば、米国が沖繩から望むことを実行する能力を禁じないよう、双方の間で協定または取り決めを作成する」とのべている。つまり、沖繩県民が本土復帰にかけていた鋭い現状変革の要求をふみにじり、米帝の望むことはなんでも(日帝の積極的承認のもとに)行なおうというのである。この証言に続く部分は発表の際削除されているが、そこで何がいわれていたのか想像にかたくない。

さらにジョンソンは、「沖繩基地ではこれまで核その他について米国だけで決定することができたが、今度は日本に決定権を与えることになる」との問いにたいして、「沖繩基地については、二国間で決めることになり、理論的には行動が制約されることになるが、日本本土については拡大されることになる。たとえば韓国防衛のために、米国に日本の基地を使わせる用意をしているわけだ」といっている。これは露骨に安保のエスカレーションと本土の沖繩化を宣言したものである。これは事前協議の骨ぬきおよび南朝鮮・台湾への侵略と関連している。やや長くなるが、引用してみると——
ジョンソン次官 日本および沖繩の米軍施設についての米政府の立

場は日本・沖繩防衛に直接関連するというよりも、その他の地域での米国の公約を支持することに、より関連している、ということである。沖繩が返還される場合、それが他の地域での米国の公約遂行能力を減らさないという日本の了解を得ることが重要だった。そして日本から「米国が韓国や台湾を支援すべきであると思わない」と回答されるような事態に直面する可能性がないことが重要であった。(中略)要するに佐藤首相は「日本は米国がこれら基地の使用を望んだとき、必ずしも「ノー」とはいわない」といっている。

サイミントン議員 必ずしも「イエス」とはいわない、ということではないか。

ジョンソン次官 そのとおりである。しかし、全体を通してみると「イエス」というだろう、という方向に傾いてくる。

さらに、核については、「米国は沖繩に核兵器を置く権利を返還時の一九七二年には行使しない。しかし共同声明の文章は、例外的ケースで米国が必要と考えた場合、日本と協議する権利を非常に注意深く留保していることに留保されたい。これは特に核兵器に適用されることである」とのべている。核ぬき「のギマン性」がはっきり暴露されているといわねばならない。B52についても、「沖繩基地をB52のために使っていることはだれもが知っている(以下削除)」となっており、以下のB52に関する問答も削除された部分が多い。沖繩永久核基地化の陰謀は秘密裏に着々と進んでいるのだ。

そして、返還協定づくりに関しては、「返還のための具体的な取り決めを結ぶ交渉は、きわめて細かいもので、長い時間を要するだ

らう。最良の条件のもとでも、七一年半ばまでには交渉は終了しないのではないかと思う。返還はその取り決めの締結が条件である。

この交渉は、共同声明でざっと触れただけの多くの問題がからんでくる複雑なものになる。もしわれわれが細かい取り決めに満足できるような結論を得られなかった場合には、返還は七二年を越えて先になることもあり得る。「七二年は双方が希望している目標である。目標であるから動かせない決定的な時期ではない」などとのべ、「七二年返還」そのものがいまだ未確定で不安定なものではないことが露呈している。

このことは、沖繩問題はブルジョア的に解決されてしまったから沖繩闘争はもう終わりだなどという、沖繩問題における召還主義・敗北主義の立場がまったくまちがっていることを示している。沖繩県民の「復帰」にかけた願いをことごとくふみにじるような、ベテレン・反人民的返還協定を粉砕し、沖繩—本土人民による沖繩奪還、安保粉砕・日帝打倒の闘いを推し進めていくことこそ、七〇〜七二年におけるわれわれの課題でなくてはならない。帝国主義者は、早くも「七二年は目標であつて動かせない決定的な時期ではない」などといだしているが、七二年は米大統領選の年であり、在韓米軍削減のメドとなる年であり、日本の四次防の始まる年であり、しかも、沖繩—本土人民に大々的に「沖繩返還の年」と宣伝されている年である。この年までに何としても沖繩—本土人民の抵抗をたたきつぶし、アジア侵略のための国内体制を完成させんと、日帝は必死になっている。破防法・入管法をもってする革命的左翼・在日アジア人民への大弾圧の攻撃と国民の排外主義的総動員の攻撃はそのあらわれである。かくして、七〇〜七二年は、アジア侵略と侵略

戦争体制構築をめざす帝国主義者と、「沖繩奪還、安保粉砕・日帝打倒」のスローガンのもとに日帝のアジア侵略を内乱に転化すべくたたかう人民との激烈な死闘とならざるをえないのである(ここに於いて「党」の問題は欠くことのできない要素であるが、本稿では一応捨象する)。その死闘の中心課題には、入管・反軍・破防法等とならんで、今まで暴露してきたような沖繩のベテレン「返還」との徹底的対決、沖繩奪還闘争の革命的推進がおかれなくてはならないのである。

付記 なお、本誌第五号の北小路論文が指摘するように、日米共同声明の第五の内容として、日米経済関係・アジア「開発」等の問題がある(第一三項、一四項)。これは、その後の日米繊維交渉決裂やミルズ法案問題、カラーテレビのダンピング問題、さらに「円切り上げ」がさかんに取り沙汰されることなどにみられるように、ますます深刻化している問題であり、日米同盟強化と日帝のアジア侵略を考える際に忘れてはならない問題である。本稿ではこれに触れる余裕がなかったが、独自に検討されるべき問題であろう。

「五月革命」以後 I

革命的マルクス主義とレーニン党組織論の復権

編集部

1968年5月、フランスプロレタリアートの決起は、革命の現実性を衝動的に蘇がえらせることによって、共産党の反革命性を白日のもとにさらけだすとともに、フランス「伝統的新左翼」の政治的破産をも結果させ、革命的マルクス主義とレーニン党組織論の復権を実現した。この「五月革命」の深部で生じた革命的変動については、日本ではほとんど知られていない。だが今日、フランス共産主義者同盟（CL）は、プロレタリア革命の現実性と非合法活動に直面させられ、従来の第四インターの政治路線の破産をのりこえ、革命的マルクス主義とレーニン党組織論の再発見をおこない、新たな革命党建設にむかって闘いを開始している。来日したCLのG・ベルジャ氏はインタビューのなかでものべているが、インタビューは、5月以後の弾圧とそれへの反撃の実態を中心としたので、「五月革命」と革命的左翼の再編成についての編集部の解説を付した。

I

一九六八年五月三日、ソルボンヌ大学ナンテール分校の大学占拠を直接的契機とするフランス学生闘いは、またたくまにフランス全土を席捲し、カルチュ・ラタンから一千万フランス労働者階級のゼネストと工場占拠へと発展していった。五月のフランスには、敗れたとはいえず史上初のプロレタリア独裁を樹立した一八七一年の燃えるパリを再現するかのごとく敷石、自動車等でバリケードが構築され、一九三六年六月と一九四四〜四七年の決起につづく、労働者階級の巨大なゼネストの実現と工場占拠をもって、現代における帝国主義本国における革命の現実性を鋭く照らし出した。

このド・ゴール体制下の「栄光のフランス」のなかでの「五月革命」の爆発は、世界最強のアメリカ軍隊五〇万を投入しての死重をかけたアメリカ帝国主義の敗勢をよぎなくさせているベトナム人民の英雄的闘い、一〇・八羽田闘争をはじめとする日本の学生・青年労働者の闘いをうけつぐものであると同時に、SDSを中心とする西ドイツの非常事態法粉碎の闘い、オリンピックをむかえてのメキシコ学生闘争の熾烈な学園闘争、ソ連スターリン主義の官僚的圧制に抗して民主化の闘いにたちあがったチェコ労働者人民の闘いの導火線でもあった。まさに、一九六八年の世界は、五月のフランスを中心として、ベトナム、日本、西ドイツ、メキシコ、チェコをはじめとして、洋の東西を問わず、帝国主義とスターリン主義の世界分割支配に痛打をあげ、戦後世界体制の根柢的動揺をよりいっそうおしひろげ、戦後四半世紀におよぶ世界支配体制の崩壊の開始と、プロレタリア世界革命の現実性を歴史に消しがたく、印象的に刻印した

のである。そうしたなかで、「五月革命」をもっとも深いところ

にない抜いた人びとのなかで、五月の試練をくぐり抜けることをとおして、スターリン主義に抗し、第四インターを中心とする「伝統的新左翼」の限界をのりこえて決起したフランス一千万労働者階級の革命的魂につきうごかされつつ、革命的マルクス主義の復権と非合法下での組織活動の決定的重要性に直面するなかで、レーニン党組織論が検討されはじめたことは、きわめて重要である。

一九六八年五月以前の「旧いフランス」はすでに死んだ。「五月革命」は、「新しいフランス」を生みだした。カルチュ・ラタンにおける学生の非妥協的なバリケードと機動隊の残虐な弾圧、たまたかう学生と若き青年労働者の合流、五月一三日の一千万労働者階級のゼネストと圧倒的な街頭デモ、そして工場占拠の闘いの巨大な波は、ただたんにド・ゴールの「栄光のフランス」のスローガンのもとにおける「フランスの悲惨」を暴露し、フランス社会の現実的な真の主人公がフランス労働者階級であることを鮮明にただけではない。「革命」に燃えるパリは、まさに労働者階級を、その階級の本質に規定された革命的物質力として登場させ、フランス革命の現実性を具体的にフランスの全民衆のまえに提起することによって、皮肉にもフランス共産党とCGT（フランス労働者同盟、一七〇万、共産党系）をはじめとする既成左翼、労働組合を根柢から動揺させ、震撼させたのである。そのみではない。「新左翼」の理論的指導者と目され、学生運動に大きなイデオロギー的影響力をもっていたマルクレーゼ、ゴルトツ、マン、「帝国主義国における労働者階級の無力」を説き植民地革命に他力本願的に希望をみいだす毛沢東主義者、そして、第四インターを含めた「伝統的新左翼」もまた、自

己の存在意義を鋭く問われたのである。

いわゆる「新左翼」自身も、フランス階級闘争の戦後的枠組のなから抜けだすことができず、既成左翼への永遠の批判者、批判的小グループとしての位置に甘んじ、「伝統的新左翼」の名で呼ばれてきたのであるが、労働者の決起は、これらの存亡を厳しく問い、革命的時代に生きうるか否かを各組織につきつけたのである。

II

周知のように、カルチュ・ラタンの戦闘的バリケード戦を契機として五月一三日にフランス労働者階級はゼネストへと決起していった。この闘いはまたたくまにフランス全土にわたる街頭デモ、工場占拠へとすすみ、一九五八年五月一三日のアルジェリア・コロント軍部の右翼反乱によるフランス帝国主義の危機の「救済者」として登場したド・ゴール体制の一〇年にわたる圧制にたいする根柢的な対決へと発展していったのである。占拠された工場、戦場には赤旗がなびき、数万、数十万の労働者が街頭に進出し、「一〇年はもう十分だ」「人民の政府を！」「工場を労働者に」「労働者に権力を」のスローガンがいたるところに普及し、たとえば、ムロー・セメント工場では、労働者は大会で管理者を罷免し、プレストのCSF工場では、かれらが重要とみなすもの、とりわけ警察にたいしてストライキ参加者やデモ参加者を自衛するための一助として携帯用無線電話機を生産し、ナントではストライキ委員会が町の入口をバリケードで閉鎖し、自動車使用許可書を配布して交通を整理し、さらに一部の商店主や農民によって通貨として受けとられる信用証までも発行したといわれている。パリでは、CLEOP（学生・労働者・

農民連合委員会)が農業協同組合によって供給される食糧の護送を組織し、製品を直接工場に配給し、それらを原価(つまり鶏肉一キロ八〇サンチーム、卵は一サンチーム)で売っている。

こうした労働者の革命的創意的な闘いは、共産党をはじめとする既成左翼の枠をのりこえてはじめてかちとられていることはいうまでもないことであり、サン・ウエンのワンダー・バッテリー工場では、職場労働者は独自にストライキ委員会を選出し、スターリン主義者が指導するCGTの改良主義的路線を粉砕し、工場内にバリケードまで築いて反労働者的な組合幹部の工場バリケード内への立ち入りを禁止させている。このワンダー・バッテリー工場におけるCGT系組合幹部を資本家とともにバリケードから追放した職場労働者の闘いは、「五月革命」にたちあがったフランス一千万労働者階級の闘いが、いかに闘いを日常的な経済闘争のなかにおしこめ、闘いの革命的発展をおさえて資本主義的社会秩序を回復するかに腐心する既成左翼、とりわけスターリン主義者の党であるフランス共産党の政策に本質的に対立するものであり、労働者人民が「一〇年はもう十分だ」「職場を労働者に」「労働者に権力を」獲得するために総決起したこと、つまり一九五八年五月以来のド・ゴールによる労働者階級にいつさいの犠牲を転嫁する「栄光のフランス」政策とド・ゴールの外交政策に盲従し、完全に体制内化し、フランス帝国主義の左翼の支柱となった共産党に支えられた腐敗しきったド・ゴール体制を根柢から粉砕し、帝国主義打倒のためにたちあがったことを示しているといえよう。

このフランス一千万労働者階級の巨大な闘いは、町々に革命的活気と自由な雰囲気充滿させ二〇世紀後半の帝国主義国における革命の現実性を青天の霹靂のごとく明らかにするとともに、フランス革命の主体が労働者階級であること、現代における世界革命の真の明白にさし示し、まさにそうすることによって、フランスプロレタリア革命に「革命」の名において敵対する者の反革命的言辭を真正面から打ち砕いたのである。

「五月革命」はド・ゴールが公安警察をもっていないことを明らかにしたが、このことはなにもフランス警察の怠慢の結果なのではなく、戦後二十余年にわたる階級闘争において、フランス共産党がCGTを媒介として労働者階級に圧倒的影響力をもつことによって労働者階級の闘いを裏切り、つねに体制内に闘いをおしとどめてきたために、そもそも公安警察などという弾圧機構を直接的に必要としなかったものであり、それほどまでに共産党の帝国主義への屈服は根深いものであった。実際、共産党は人民戦線の時代には、「私有財産、すなわち、労働と貯蓄の成果は尊重されねばならない」と公言しており、いまはなきトレーズは、一九四四―四七年の戦後革命の時代には武装していた労働者人民の武装を解除し、経済再建IIフランス資本主義の再建に狂奔したのであり、五八年にはアルジェリア革命に敵対して除隊兵士のアルジェリア再派遣反対のデモを拒否し、ド・ゴールの登場に「ウイ」を与えたように、共産党はつねにフランス帝国主義の危機の救済者としての役割をはたし、労働者階級人民の闘いを体制内におしとどめて帝国主義にとって「無害」なものとしてきたのである。

他方、アルジェリア戦争にたいする反戦闘争にたちあがり、アル

命の現実性を青天の霹靂のごとく明らかにするとともに、フランス革命の主体が労働者階級であること、現代における世界革命の真の明白にさし示し、まさにそうすることによって、フランスプロレタリア革命に「革命」の名において敵対する者の反革命的言辭を真正面から打ち砕いたのである。

また、スターリン主義者の労働運動支配による労働者階級の革命的エネルギーの封殺という現実を、否定するべき現実としてふまえるのではなく、逆に動かしたい現実として「眠れる労働者階級」と称して肯定することによって、この現実から逃避し、植民地後進国における民族解放闘争の昂揚に、帝国主義本国内においていかに呼応した闘いをつくりあげ帝国主義打倒をかちとってゆくか、という問題のたてかたをせず、「植民地革命万才!」の宣伝運動をもってこと足れりとしていた第四インターをはじめとする「伝統的新左翼」の従来立場の根柢的破産をも明らかにしたのである。「現代社会にプロレタリアートは存在するか」などという議論をもって、いかにも現代的問題を論じているかのポーズを装っていた「新左翼評論家」の根柢が無慈悲に打ち砕かれたことはいうまでもない。

カルチェ・ラタンでの学生の非妥協的闘いに本能的に呼応した労働者階級、とりわけ既成左翼の枠をのりこえて学生運動に合流した若きプロレタリアの決起は、すでにみてきたように、フランス階級闘争を帝国主義を打倒し、フランスプロレタリア革命を実現するまでやまぬ帝国主義者と青年労働者を中心とする労働者階級人民との死闘の開始という新しい次元にまでおしあげたのである。

すなわち、フランス一千万労働者階級の闘いは、一九六八年五月ジェリア民族解放闘争から人民主義(人民戦争、直接行動、暴力革命等)を学んだ「伝統的新左翼」は、学生運動には大衆的影響力をもつてはいたが、労働運動への浸透はスターリン主義者、組合官僚のあつて壁によつてはばまれ、労働者階級から切断されたところで学生運動に依拠していたのである。「旧いフランス」では、このように労働者階級は既成左翼、とりわけ共産党の桎梏のもとにあり、「伝統的新左翼」は唯一学生運動に大衆的基盤をもち、そこに依拠し、両者のカベは高く峻別されていたのである。

だが、フランスの五月は、こうしたフランス階級闘争の構図をダイナミックに崩壊させたのであり、カルチェ・ラタンのバリケード戦は、スターリン主義者を動揺させ、社会民主主義者の左派に確実に影響を与えつつ労働者階級と学生の闘いの合流を実現した。学生は、共産党・CGTの妨害をけて工場を占拠している労働者のなかにでかけ、青年労働者は学園をおとすれ、論争をおこない、戦線を構築して闘い抜くなかで運動的にも組織的にも青年労働者を中心として労働者階級と学生の闘いの結合は強化され、そうすることによって、「労働者階級は既成左翼、学生は新左翼」を基本構造とする「旧いフランス」は崩壊した。ド・ゴールは、「五月革命」の巨大な発展と既成左翼の規範をはなれた青年労働者と学生の革命的合流に恐怖し、「五月革命」の契機をつくりだした新左翼諸団体への予防反革命を開始した。すなわち、六月二〇日、ド・ゴールは一九三六年の人民戦線の時代に制定されたデクレール(政令)をもって、PCI(国際主義共産党)、JCR(革命的共産主義青年)、VO(労働者の声派)、CLER(革命的學生連帯委員会)、PCFML(フランス共産党ML派)、OCI(国際主義共産主義者組織)、F

ER (革命的學生連盟)、REVOLTE (反逆者)、UJCM (マルクス主義共産青年同盟ML派)、三月二日運動の団体解散を強行したのである。そして、治安警察機構も創設された。

しかし、こうした団体解散、日常活動への弾圧の強化にもかかわらず、その弾圧をはねのけ耐え抜いて生きのこり、しかも全国的政治組織としての展望をもって闘い抜いている革命的左翼と青年労働者の結合は強められているのであり、ここによりやく既成左翼、とりわけ共産党の労働者支配の厚いカベの一角をくい破って革命的左翼が労働者階級のなかに浸透することによってフランスは新しい時代に突入しているのだ。

III

フランス一千万労働者階級の闘いは、また、ゼネストと数十万の街頭デモ、工場占拠という、労働者階級の本来的な闘いの武器をもって登場することによって、既成左翼の反労働者の本質を満天下に暴露したのみならず、フランスプロレタリア革命の実現する力は、はかならぬフランス労働者階級の革命的力量と闘いであることを事実をもって示すことによって、労働者階級をフランス革命の主体、主力部隊としてみるのできなかった「伝統的新左翼」、とりわけマルクーゼなどにたいする革命的マルクス主義の正当性を立証し、スターリン主義にかわる革命的マルクス主義を復権させることによって、フランスプロレタリア革命の実現にむけての思想的訓練をつきつけたのである。たしかに、共産党とCGT幹部は五月一日に一三日のゼネストを指令したが、それは闘争の真の発展のためではなく、渦巻く職場労働者のつきあげからの自己保身策にす

ぎなかったことは明白である。そのことは、ゼネストから工場占拠へと労働者階級の闘いが発展していくなかで、CGT系の活動家が工場を占拠している労働者と学生の革命的交流を妨害し、学生を排除し、ストライキ委員会も多くは職場労働者の選挙によってではなくCGT系活動家で占めて職場的労働者を工場からしめだしたと、ノグネル協定によってド・ゴールの「一〇年はもう十分だ」と決起した労働者階級の非妥協的闘いを賃上げ、日常的要求等の経済闘争におしこめ、ついには選挙に逃げ込んでいったことをみれば十分である。ワンダー・バタリーズ工場の労働者が、資本家とともにCGT系組合幹部を工場内のパリケードから追放した事実のなかに、フランス共産党の「五月革命」における役割を明白に読みとることができよう。こうした一連の事実には、きたるべきフランスプロレタリア革命の勝利のためには、労働者階級はスターリン主義から根柢的に訣別した真の革命党を建設し、帝国主義打倒の過程において革命に敵対するフランス共産党(スターリン主義)をも粉砕することが不可欠であることを示しているといえよう。

では、一体、「伝統的新左翼」はどうであったか。すでにみたごとくフランスの五月の闘いは、一千万労働者階級の革命的登場によって、従来の学生運動の枠を大きく打ち破り、その性格を一変させ、五月の闘いを「五月革命」へとおしあげたのであったが、学生運動に依拠していた「伝統的新左翼」のすべては、この「眠れる労働者階級」の闘いをどうとらえ、組織としてどうそなえるのかをめぐって歴史的訓練にみまわれ破産をよぎなくされたのである。

五八年以来、フランス新左翼として学生運動に強力な影響力をも

ってきたマルクーゼ、ゴルツ、ミルズなどの思想と運動の破産はあまりにも明白であろう。「先進工業諸国においては、社会主義への変革が行なわれたとしても、労働者階級が革命勢力となることは、いかなる意味でも、ありえない」と断言したマルクーゼなどの意に反して、今日のフランス労働者階級は、一千万人の階級の物質力をもって、ド・ゴール体制に回復不可能な打撃を与えることをおし、全ヨーロッパ大陸の労働者階級に「五月革命」をもちこみ巨大な思想的影響をあたえている。まさに「先進工業諸国における」「社会主義への変革」は「労働者階級が革命的勢力」として登場することによってはじめて可能なのであり、マルクーゼなどが期待し、依拠していた、そして、もっともその思想的影響が強かった三月二日運動や無定形なノン・セクト部分とランペール派(後にふれる)によって指導されていたUNEF(フランス全学連)は、皮肉にも一千万労働者階級が決起したまさにそのときに、破産をよぎなくされ、運動体としては消滅しノン・セクト化への道をあゆみ、のちにみるように革命党創造のたたかいに敵対し、毛沢東主義派とともに絶望的なゲリラ行動にはしらざるをえなくなっているのである。

では、フランスの中国派はどうであろうか。欧米における共産党内の左派は毛沢東主義にはしるのが革命的左翼の不在あるいは未成熟の段階においては一般的傾向であるが、共産党から分裂した親中国派も五月以前においては学生運動に一定の勢力をもっていた。しかし、植民地革命と中国の社会的政治的物質力に活路をみだし、世界の農村による世界の都市の包囲を考えていた親中国派は、足もとからぶぎでた一千万労働者階級の革命的登場によって帝国主義国

における革命の現実性を鋭くつきつけられることによって動揺を開始し、五月革命の当初は、既成左翼の権威失墜と革命的左翼の未登場の間隙をぬい、「文化大革命」の後光のもとに大衆的高揚に依拠したものの、闘争の深刻な、本格的な進展のなかで綱領的破産はおおむねなく破局への道にすすんでいったのである。帝国主義国におけるプロレタリア革命と植民地後進国の革命をプロレタリア世界革命の立場から有機的・統一的に認識できぬ毛沢東主義は、革命論においても組織論においても動揺つねなきことをよぎなくされている。

フランスの親中国派は、五月以前には、「CGT万才！」と叫び右翼的に労働者のなかに浸透しようとしたが、五月の労働者階級の決起の意味を理解できず、その後は、親中国派は「労働運動をその方策から排除するだけでは満足しなくなった。毛沢東派の潮流は、労働運動のいっさいの機能を否定し、一時的で少数派の闘争の構造のみを普及しようとする」(クリヴィーヌIIフランス共産主義者同盟)にいたった。かくして、ゼネストと工場占拠をもって決起した労働者階級の革命的力量のまに破産を宣告された親中国派は、絶望的な交番襲撃などの非政治的暴力をもって街頭にあらわれ、急進化した一部ノン・セクトのあとについて一揆の行動を繰り返している。インタビュでも語られているように、明確な政治目標をもたぬ暴力行為の政治路線をとり、運動が一揆化するならば国家権力の挑発者の組織への潜入は容易となることは明白なのであり、「プロレタリア左派」(親中国派)は、非政治的な一揆の行動のなかで国家権力の集中的なスパイ潜入などの攻撃をうけ大打撃をうけているといわれる。一九七〇年五月二七、八日は、「プロレタリア左派」

の機関紙「ゴーズ・デュ・プール」の編集長の裁判の日であったが、「プロレタリア左派」は、この日は歴史的なプロレタリア武装蜂起の日となるだろうと宣言し、実際に機動隊宿舎への襲撃をかけるために「決起」したが、計画は事前にばれており、攻撃にむかっただとどきの者が逮捕された。機動隊宿舎の急襲に失敗した八百のデモ隊は、二七日夜から二八日にかけて商店のウィンドを破り、自動車破壊するなどやりたい放題のこをやってたが、政府・機動隊は手だしをせず、五月二八日、突如として国会に「破壊活動取締法」を提出し、通過させた。政令による団体解散では新左翼をつぶすことができないことが明白になっていったなかで、政府は、一部ノン・セクトと親中国派の非政治的暴力行為を口実として、革命的左翼の壊滅と予防革命を狙う「破壊活動取締法」をいっきよに成立させたのである。われわれは、「プロレタリア左派」への権力の弾圧は、フランス革命的左翼総体への弾圧であり、満身の怒りをもって弾劾するものであるが、同時に、今日の「プロレタリア左派」の姿のなかに毛沢東主義の破産と本質をみないわけにはいかない。

既成左翼の没落の開始と革命的左翼の未形成という歴史のギャップのなかで、毛沢東主義がヨーロッパ階級闘争に政治的に登場しえていた時期は、一方における国家権力の弾圧の激化、他方における革命的マルクス主義、レーニン主義的革命党の創造をめざす闘いの一定の前進、総じて帝国主義の危機の深刻化と、階級闘争の内乱の段階への移行のなかで、急速にすぎざりつつあるといえよう。

インタビュのなかでベルジャ氏も語るように「毛沢東主義は全ヨーロッパ的に墮落と衰退の第二段階に入りつつある」のである。すなわち、第一段階とは、綱領的には後進国革命の無媒介的讚美、

ないと判断し、ランベール派への政令の適用は誤りであったと認めて団体解散の取消しをおこなったのである。この事実も、「五月革命」の全過程をとらえて、ランベール派が、一度たりとも革命派としての闘いを組織したことがなかったのみならず、闘争の革命的展開に反対して、従来の階級闘争の枠組にしがみつき既成左翼とともにフランス帝国主義の秩序の枠内でもしか自己の運動を組織していなかったこと、したがって、社共とともに体制内化し帝国主義にとつて無害な存在であることなどのなにより証明であろう。フランスの革マル派IIランベール派は、団体解散を解除され、日本の革マル派は、十一月決戦で傷ついた労働者・学生にたいする武装襲撃（六九年二月一四日）を自派の十一月決戦として闘い抜き、労働戦線では民同として登場している。階級闘争の激動的展開は、すべての人びとの本質を赤裸々に露呈させるものであることを、フランスの六八年と日本の六九年は示しているが、フランスと日本の驚くべき類似性に驚嘆するのは、あなたがちだけではないであろう。

さて現在、フランス革命的左翼のなかで、「労働者の闘い」派（労働者の声）派が、団体解散させられたのちの後継組織）とともに、闘いの先頭にたつて、統一戦線の中軸をにない、それゆえ、国家権力の集中的攻撃をうけているフランス共産主義者同盟（C.L.）が、いかにして「五月革命」の訓練を闘い抜いてきたかを見ることにしよう。C.L.は従来も現在もみずから第四インターのフランス支部として位置づけている。いうまでもなくフランスにおける「伝統的新左翼」は、スターリン主義の対立物として形成されながらも、反帝・労働者国家無条件擁護を綱領的立場として、社会民主主義党への加入戦術を組織方針とする第四インターのプロ・スターリン主

組織論的には「トロッキスト」との統一行動を拒否する「セクト主義」であり、第二段階とは、そのうらがえしとしての一揆主義、革命党創造に敵対する一部ノン・セクトとの癒着なのである。

深刻な歴史的総括、綱領的再検討をせまられ、革命的再生の道をたどりつつあるフランスの革命的左翼において、従来、毛沢東主義への讚美II屈服を特徴としていた第四インターを含めて、毛沢東主義批判が運動上の一前提とさえなってきたことは、きわめて特徴的な事態であり、論争の深化を物語っているといえよう。

毛沢東主義者をふるいにかけた「五月の訓練」は、「トロッキスト諸潮流にたいしても、例外をもうけることを許さなかった。

一九五〇年代に既成左翼組織への加入戦術を否定し、「独立活動」を主張して第四インターから独立し、アルジェリア戦争後の一定の時期において、フランス全学連をつうじて学生運動に影響力をもっていたランベール派の日和見主義的体質は、一気にあばかれてしまったのである。ランベール派は、五月の学生の大学占拠とパリケード戦に反対し、「そんなことをしても労働者はたちあがらな。労働者のなかへ」と叫び、日本の革マル派が革命の現実性におびえ日大とともに全国大学闘争の爆発をつくりだした、六九年一月の東大闘争から逃亡したように、大学闘争から逃亡していったのである。だが、フランス労働者階級がフランス革命の現実性をランベール派の目のまえに提起していったとき、一体、彼らはなにをしていたのか。従来の学生運動への影響力から六八年六月、ランベール派も団体解散をさせられたが、のちに調査の結果、フランス政府は、ランベール派の機関紙誌には、団体解散に備えるような危険な内容は書いていないし、その行動もよくみてみればなんら危険では

義によって、その思想的・綱領的深化が阻害されつつしてきたことは、日本における革命的共産主義運動創成の時期における革共同全国委員会と関西派（第四インター派）との闘争をみるまでもなく周知の事実である。

第四インターフランス支部の青年組織であるJ.C.R.（革命的共産主義青年）は、共産党の学生組織U.E.C.千人のうち四百人が除名された際に、第四インターの従来の組織路線たる加入戦術に終止符を打つものとして、除名者を指導部の中心にすえて組織され、六六年から六八年にかけて「J.C.R.の時代」ともいわれる時期をフランス学生運動において現出せしめた。この時期は、J.C.R.にとつてきわめて深刻な内部闘争の時期でもあった。すなわち、第四インターの歴史的人物パブロに代表される第四インター「正統派」との間に、のちにみるような論争が展開され、これに勝利し、パブロを除名することをつうじてJ.C.R.の「五月革命」にいたる路線ががちとられていったのである。したがって、かれらが「『五月革命』をたたかい、にない抜いたのは唯一自分たちだ」と自負するとき、そこには、「五月」に先行する分派闘争への勝利、従来の第四インターの「伝統的な」立場をのりこえ、みずから新たな革命的立場をちとってきた。まさにこのことによって、「五月革命」の事態を正しくうけとめることができたのであり、旧来の立場に無批判で、古い運動形態にしがみついて、あわてふためいた他党派をしりぬに生きのび、闘いを前進させることができたのだ、という自信にうらうちさされて、旧いフランス」は死滅し、フランス階級闘争は新しい時代をむかえたのである。このとき、J.C.R.は、六六年から六八年の二

年間にわたる「J・C・Rの古き良き時代」に終止符をうち、「五月革命」で提起された諸問題に深刻な反省を行ない、革命的マルクス主義とレーニン党組織論の復権をなすとげつつ、C・L（共産主義者同盟、六八年九月結成）としてみずから再生したのである。だが、そのプロセスは、ヨーロッパの第四インター各支部での激烈な大論争、党内闘争の展開でもあったのだ。

まず論争は、第四インターの伝統的組織路線である加入戦術をめぐって開始された。ひろく知られているように第四インター内では、一九五三年から一九五四年にかけて加入戦術の可否をめぐって論争がなされ、社民から独立した革命党創造の否定のうえにたつて社民への加入戦術を基本路線として確認したのである。それは、既成左翼が労働者階級を支配しているから、そのなかからしか運動がでないという理由からであった。そして、第三次産業革命の評価の失敗ともあいまって、労働者の動きを伝統的労働運動の延長線上にのみみて、たとえ労働者階級が左傾化したとしても「中間的に左傾化」（総体として左傾化）するものと考えていたのである。ところが、現実には加入戦術をもって労働組合に入ってみると、既成左翼はまったく官僚化しており、そのために労働者の思想教育ができないのみならず、「五月革命」では青年労働者は既成左翼の枠を大きくのりこえてしまい、労働者階級は「中間的左傾化」ではなく、革命的飛躍を実現したのであって、こういった事態にどう対応すべきかが問われたのである。さらに、既成左翼の支配からはみだし、学生運動と合流しはじめた青年労働者は、第三次産業革命（レーニン）が、フランスを高利貸帝国主義とよんでいるように、フランスの産業構造は進歩が遅く、E・E・Cの形成のなかでD・ゴールが巨大な

設備革新をおこなった）による技術革新、資本の有機的構成の高度化のなかから創出された父親の時代とはまったく違った新しい労働者であり、フランス労働者階級の伝統的存在様式を根本から破壊するものであった。第三次産業革命は技術革新によって新しい時代に適応を求め青年労働者を大量に創出し、かたい身分制度とそれと分かちがたく結びついていた「知的無関心」のもとにあった労働者階級の伝統的意識構造に変化をもたらし、知的政治的関心と知的水準の飛躍的向上をもたらし、他方では、マス・メディアによって戦後世界支配体制の根柢的動揺と崩壊の進展の現実、国際階級闘争の爆発をまのあたりにみることにによって青年労働者の国際的意識の流動化がもたらされていったのである。

こうして第三次産業革命は、新しい労働者を創出することによって、それまでの労働者階級の伝統的存在様式とそれに規定された意識構造のうえに安住していた既成左翼の労働者支配の構造を破壊しつつ、まず青年労働者の五月の闘いの物質的基礎を形成したのである。このまったく新しい型の青年労働者の獲得を媒介としての労働者階級の獲得のために、加入戦術という組織路線は否定され、新たな革命党創造の方向が追求されはじめたのである。

論争点の第二は、インテリゲンチヤの政治的再編と分化の問題である。すでにまえにみたごとく五八年のアルジェリア戦争を契機として、アルジェリア民族解放闘争を支持するか否かをめぐってフランスのインテリゲンチヤは、「二一人宣言」にみられるごとく共産党との対立、分化をおこない、植民地人民の闘いから人民主義を学んだのであるが、この植民地解放闘争の人民主義を学んだインテリゲンチヤが、「五月革命」以降、マルクス主義からはなれた方向

（独自運動をする方向（毛沢東主義）とマルクス主義の方向で再生しようとする二つの傾向に分解を開始したが、これを、どう評価するか、であった。

論争の第三点は、フランス「五月革命」が明らかにしたヨーロッパ社会にどう対応するかをめぐってである。

フランスの五月は、フランス帝国主義の矛盾の解決はプロレタリア革命以外にないことを事実をもって示すとともに、その革命のない手は労働者階級であること、とりわけ青年労働者の新しいエネルギーであることを明らかにした。この新しいエネルギーを誰が、どうつかむかは、フランスプロレタリア革命のゆくすえにとって決定的である。

すでにみたように、フランスの青年労働者は第三次産業革命の結果として、伝統的な労働者の存在様式をほりくずしつつ登場したのであるが、この新しい青年労働者は、(1)ベトナム、アルジェリアなどの植民地解放闘争、(2)チェコ労働者人民の民主化のための闘い、(3)学生運動の外からの発展によって魂を揺り動かされて、共産党の支配のもとではあるがフランスの労働運動の伝統的継承性のなかから学生運動に合流してきたのであった。そして、このような労働者階級内部におけるダイナミックな変動は、たんにフランスにおいてのみではなく、E・E・Cを物質的基礎として西ヨーロッパ諸国に共通する現象であり、E・E・C諸国の青年労働者のなかにはフランスの五月の経験が衝撃的にもちこまれることによって、フランス階級闘争の新たな質が全ヨーロッパ化しつつあり、青年労働者の政治的関心、プロレタリア的知的水準階級意識が昂揚しつつある。フランスにおいては、この新しい青年労働者が学生のなかに入ってきてい

るのであり、また学生の組織・革命的左翼の組織が労働者のなかに浸透していつているのである。この新しい力を第四インターの伝統的政治路線のもとに結集するのか、それともC・L（共産主義者同盟）の新路線のもとに結集するのか。加入戦術か公共にかわる革命党の建設と独自の闘いの展開か。

論争の結果、第四インターの加入戦術は否定されるにいたり、革命的マルクス主義の復権と「新しい革命党を建設せよ」とフランスの新しい時代に登場したC・Lは、圧倒的主流派として自己を形成し、ベルギーでは革命的左翼の総体を主導する位置をきずいたが、逆に加入戦術から脱皮できずにいるイタリアの第四インターは一番弱少であるといわれている。

第四インターは、従来、スターリン主義—毛沢東主義の反革命性に徹底的断罪を下しえず、スターリン主義党や社会民主主義政党への加入戦術をとり、それによってみずからがスターリン主義や社会民主主義の内部に没入し、労働者階級のもっとも革命的な部分を組織することを放棄してきた。だが五月の労働者階級の大衆的決起は、もっとも革命的な翼が公然と大衆を組織することを、まさに一千万労働者階級の要求としてつきつけたのではなかったのか。革命的前衛党の不在がかくも大衆的に、「犯罪的」と痛感されたことはなかったのではないか。労働者階級の革命性に信頼を失った、加入戦術が独立の組織活動などという低次元の論議はもはやふきとばされてしまった。帝国主義本国における革命の現実性（従来の植民地革命万才主義の克服）、労働者階級の革命の本隊としての再確認、弾圧に抗して闘いうる強固なレーニン主義党組織の必要性、第四インターナショナルの従来の基本路線の破産のうえに共産主義者

同盟は以上の諸点を確認し、マルクス主義レーニン主義を闘いの鉄火のなかで再獲得しつつ、「五月革命」にたちあがったもともと革命的分子を大量に組織の戦列に加え、いまや自信をもって革命党へのあゆみを踏みだしはじめたのだ。反スターリン主義の旗を鮮明にかかげ、毛沢東派との苛責ない党派闘争を遂行する革命的左翼が雄々しくそのあゆみを開始したので。

かれらがフランスヨーロッパ革命の指導部としてみずからをきたえあげうるか否かは、さらにかれらの思想的・綱領的深化、組織的成長に待たなければならぬ。日本の革命的左翼との交流は今後も相互に重要な刺激を与えるであろうと思われる。なお今回は「労働者の闘い」派についてふれられなかったが後日を期したい。

IV

こうして、フランス労働者階級は、若き労働者を先頭にたててパリ・コムニオン以来の革命的伝統をよみがえらせ、青年労働者と学生との闘いの合流を実現して、共産党・CGTを中心とする既成左翼の労働者支配の一角を確実に打ち破ることに、フランス帝国主義と革命的左翼の死闘を基軸とする新たな階級闘争の時代を切り拓いたのである。フランス帝国主義は、革命的左翼の影響が急速に青年労働者のなかに浸透するのをみて恐怖し、六八年六月二〇日、五月を闘ったすべての新左翼の団体解散を行ない、内務省に過激派を対象とする機関を創設し、国際警察機構をもうけ、七〇年五月二十八日には、革命的左翼への予防反革命である「破壊活動取締法」(日本の破防法だ!)を共産党の支持のもとに強行的に制定している。

ベルジャ氏へのインタビュー、//非合法下のフランス革命的左翼の闘いは、「五月革命」が明らかにしたように戦後二十余年のあいだ共産党との階級協調によって公安警察の日常的準備もなかったフランス帝国主義が、とりもなおさず六月に団体解散令を適用し、階級闘争の激動的展開にみあう新しい弾圧体制をどう形成していったのか、そして、革命的左翼がいかにその狂暴な国家権力の治安弾圧と闘い、団体解散令を無力化させて非合法下において闘い抜いているのか、「五月革命」は、どのように反革命をきたえ強化し、革命は、その反革命をうちかえして前進しているのか、あるいは、敗北していったのかを具体的に明らかにしている。日本帝国主義が一九六九年の四・二八沖繩奪還闘争にたいして破防法四〇条を適用し、破防法裁判において有罪判決をくだすことによって破防法の全面適用を狙っているなかで闘っている日本の労働者階級人民は、すでに非合法下で闘い抜いているCL、「労働者の闘い」派などを先頭とするフランス労働者階級人民の闘いを見据えて、その教訓を学びとることによって、日本帝国主義の破防法攻撃を頂点とするあらゆる弾圧にたえ抜き、うちかつ不拔の体制を構築することが必要である。

すでに、フランス帝国主義は、渡仏した永山自治相と会談し、労働者階級人民の闘いの弾圧の方法などについて国際交流を行ない、国際警察機構の網の目をはりめぐらし、帝国主義のインターナショナルな「団結」を強化しつつ、フランス警察は、五月の労働者の決起に恐怖し、日本の機動隊のあの狂暴な弾圧方法を学びとろうとしている。

事実、日本の警察・機動隊は世界一強いといわれている。一九六

九年一〇・二一の高田馬場——新宿間の激闘を現場で目撃したフランスの大使は、日本の学生・反戦派労働者の街頭戦は、ゼネストをのぞけば、五月のフランスの街頭戦をはるかにこえる強力なものであることに驚き、そして、つぎには、いったん敗走しけちらかされたが、ふたたび大量の武器をもって体制をたてなおし、反戦派労働者と学生の果敢な闘いにおそいかかった機動隊の弾圧の執拗さに驚きの声をあげたのであった。

だが、日本の警察の強さは、たんに機動隊が強いところのみあるのではない。フランスの三〇年代の人民戦線の経験とことなり、日本の警察は、三〇年代に反政府的な勢力のいっさいを治安維持法で弾圧し、共産党を完全に壊滅し、反体制運動の息の根をとめ、帝国主義戦争に突入していった勝利の経験をもっており、しかも、その権力機構は、基本的にはそのまま存在しているのである。そして、いま戦前の治安維持法をフルにつかかって共産党をはじめいっさいの反体制勢力を自分の手で壊滅させたものが、ふたたび戦前の経

験と教訓をもって破防法を適用し、警察、検察、裁判所などすべての弾圧機構をフル動員して革命的左翼を主導力とする日本の労働者階級人民におそいかかっていること、しかも集中的な弾圧をうけているものには戦前の弾圧と闘った経験が欠如しているのである。

このギャップを早急にうめるためにも、われわれは、非合法下のフランス革命的左翼の闘いをはじめ戦前の治安維持法下の弾圧の歴史と教訓を学びつくして、国家権力のいかなる弾圧にもうちかち、日本プロレタリア革命に勝利する革命党の建設にむかって前進することがいっさいのカギである。このことを、六八年五月のフランスの労働者階級の革命的決起は、大陸をこえて、日本の労働者階級人民によびかけているのではないだろうか。

△文責 宗像 啓介▽

構造

十一月号・一六〇円

『経済構造』人間の自由と解放

- 人間の(全体性)と過程の原理としての自由……………蓮台寺晋
- 革命の意味への問いの究明……………黒木龍恩
- 共産主義と労働者階級……………広畑光男
- 自由であることと生活すること……………高野光世
- 解放とは抵抗の言語である……………田川建三
- 敵を知り己れを知ること……………藤本進治
- 現代国家の歴史的地位……………岩田 弘
- 現代日本映画作家論(9)市川崑……………佐藤忠男

経済構造社

東京都中央区京橋 2-4
(272)2659 振替東京 58854

十二月号 特集 吉本隆明論

「五月革命」以後 II

非合法下のフランス革命的左翼の闘い



G・ベルジャ

(フランス共産主義者同盟)

「五月革命」と革命的左翼

編集部 日本においては、六七年一〇・八羽田闘争以降の革命的左翼の闘いにたいする治安弾圧の頂点として破防法攻撃があるわけですが、破防法適用はそれまでの弾圧と明らかに質的に異なるものとしてあります。フランスにおける六八年「五月」の闘いの昂揚は、日本の六〇年安保に比較されますが、それにとたいする国家権力の弾圧はどのようなかたちで行なわれたのでしょうか。

ベルジャ 一九六八年の五月までは、政府は明らかに弾圧にたいする明確な態度、確固たる政策というものをもっていませんでした。弾圧機構の欠陥は情勢にはなほだしくおくれれている、というのが特徴でした。

六八年六月二〇日に、「五月革命」に参加したわれわれ J・C・R (革命的共産主義青年) を含むすべての団体が解散命令をうけたわけですが、このときに適用された法律は、なんと一九三六年の人民戦線当時につくられた政令だったので。この政令によれば、政治組織であるか否かにかかわらず、とにかく街頭で騒乱をおこしたり、共和制を転覆する意図をもった行為を行なった組織はすべて解散せられることとなります。この政令はそもそもはファシズムにむけられたもので、これが制定されるときに、(反ファシズム) ということでもっとも強力にそれを推進したのは、共産党でした。この政令がひさびさに適用されたときに、政府にこれを思い出させたのには、共産党が明らかに間接的に寄与している。このことは自信をもって断言できます。

この三六年に制定された政令が「五月革命」のときに適用された際には、これは行政的な措置であって、団体解散はさせなければならぬ。逆に団体解散されることによって組織(J・C・R)を宣伝することができた。この政令によれば、禁止された組織を再建しようとした者は最高二年間の禁固に処せられる、ということになっている。

しかし、組織再建の動きがあるかどうかをチェックするには二四時間待たねばできない。つまり、解散命令がでたら組織にたいする調査までには二四時間の猶余があるわけです。

政府は解散命令をだしたはしたが、まえてもってこれらの諸組織について何ら情報をもっていなかった。だから、かれらがわかっていたのは、これら諸組織の機関紙誌を集めて、そこで編集長の名前を調べて住所をつきとめる、これだけでした。ところで、政府は選挙をまねにして、こうした革命諸組織の情報はすべて政府が掌握しているのだ、ということを経験に知らしめる必要があった。そこで、これらの機関紙類の編集長を逮捕した。けれども、この編集長たちを逮捕するにしても、専門の公安係はいない。それで、少年係とか、パリ街の風紀係とか数百人の刑事を寄せ集めてやらせた。その結果

——これは笑い話だけれども——六十何才かの年輩の指導者が少年係の刑事にバクられる、というようなことがあった(笑)。

つまり、警察の方の機構が、こういう事態にたいしてまったく準備ができていなかったということです。このことは、過去二四年間にわたる階級協調の歴史の結果であるといえます。この間、労働運動は完全に共産党・CGT(フランス労働総同盟)によって支配され、封じこめられていた。その結果、六八年「五月」まではフラン

ス社会には治安警察は、まったく公然とした姿を見せることはなかったのです。

アルジェリア戦争のときにつくられた制度は、もはやまったく古くなってしまっており、警察は新しい政治情勢にたいしては全然、教育・訓練されていないので、使いものにならないわけです。そこで、新しい事態に即応した適切な処置をとるために、新たな治安機構を確立するために、政府は一年半かかった。つまり、警察がものごとを政治的に考えはじめなければならなくなってきたわけです。

ところが、フランスの警察は、政治的に考え、行動するまでには、まだまだ訓練が足りないし、なれていなかった。

編集部 「五月革命」は戦後フランスに根本的な変化をもたらしたと思いますが、政治的あらわれ方としてはどのように。

ベルジャ 要するに、共産党とCGTが事態のいっさいを掌握しているというような時代が急速に過ぎ去りつつあり、しかも、彼らは事態の進展からずり落ちはじめている、という認識がやっと支配階級の側で一般化されてきた。政府は、新しい革命的左翼の力が、現実的な存在なのだということを「五月革命」によってはじめて知らされた。しかも革命的左翼の力は、現実的であるのみならず、ますます強力になってきている、ということを知らしめられた。

団体解散と

反撃の闘い

ベルジャ 「五月」直後、政府はあらゆる街頭デモを不定の期間にわたって禁止する、という挙にでた。しかし、このような法による弾圧は、事態をいささかも変えることができない、ということを政

府は知らされたのです。政府は、そこで、極左派、過激派のなかに権力の手先を浸透させねばならない、と思いはじめたのです。半年前から、かれらはまったく新しい政治政策をとりだしている。

「五月」以後、彼らが活動家を逮捕しようと思うときは、その人間が、解散された組織を再建するという動き、そうした場合にしか逮捕・起訴できないわけです。「五月」直後に、われわれはステッカー貼り作戦をおこなった。われわれは、JCRの解散処分を抗して、
 「JCRは健在なり」と書いたステッカーを、数万枚作った。そして、このステッカーをバスの停留所から、地下鉄の駅から、街頭から、ありとあらゆる街角に貼りまくった。これは、いわば政府にたいする組織的挑発ともいえるべきものであって、政府はこれを見て、俄然われわれに攻撃を集中してきました。この間、他の組織はなにもやらなかった。

編集部 団体解散令をうけた後、JCRは具体的にどういう反撃を試みたのでしょうか。

ベルジャ ステッカー貼り作戦の効果を定めながら、われわれは新聞を再発行することを決めた。これは、以前の新聞とまったく同じタイプのもので、サイズも同じ、割り付けも同じ、紙も同じ、だが、タイトルだけは、以前の『アヴァン・ギャルド』を『ヌーベルアヴァン・ギャルド』に変え、同時に、新聞に「JCR機関紙」とは書かないようにした。しかも、印刷はベルギーでやった。ベルギーの同志が編集長をひきうけたのです。この新聞をわれわれは、街頭でも売りまくりました。しかし、政府はこの新聞売りを全然弾圧できない。団体解散されたJCRとは関係がないからです。ステッカー貼りにたいする弾圧はきびしかったけれども、われわれ

れは非常に注意深くやったので被害は少なかった。しかし、政府はこれにたいしてもすぐ頭にきてしまっていた。権力は、総動員体制でわれわれにむかってきて、団体解散の一カ月後、七月八日には、クリヴィーンヌ（「五月革命」後の大統領選挙で革命的左翼の立場から立候補）を含む八人の同志が逮捕された。そして、同志たちは一カ月半拘留されたけれども、権力はこの拘留期間に、われわれが禁止された団体を再建しようという意図をもって活動した、という証拠を何ひとつ発見できず、そのことを立証できずに、同志たちを釈放せざるをえなかったわけです。

こうして、一九三六年制定の団体解散の政令は、今日の弾圧法規としてはまったく役に立たない、ということが明らかになったわけです。われわれは、こういう活動を経た後、六八年九月に、新たにCL（共産主義者同盟）を組織しました。機関紙もまったく新しいもので、『ルージュ』という題名です。これはJCRとは関係がない。機関紙にいわく——「新たな革命党創造のために」。こうして、かつてのJCR、PCI（国際主義共産党）など解散命令をうけた諸団体のメンバー、およびそれに加え、新しく「五月革命」で生まれてきた活動家を吸収・統合し、CLは、まったく新しい革命的組織として創設されたのです。

このようなわけで、この三六年政令は治安弾圧法としてはまったく無力であり、現在の情勢下においては役に立たない、ということが立証されたのです。もちろん、もし、CLがただちに街頭戦をやったり、共和制転覆をやるうとしたりしたら、ただちに団体解散されるでしょう。しかし、そう簡単には敵の思うつぼにははまらない。

編集部 「五月革命」を経過して、革命的左翼の力を知った国家権

力は新たな質の攻撃を用意しているんじゃないでしょうか。

ベルジャ 重要なことは、「五月革命」をつうじて革命的左翼によって、フランス社会に根本的な変化がおこったということです。われわれ革命的左翼の運動は、大学で、高校で大きな影響力を発揮しているのみならず、青年労働者のなかにも新しい影響を与えだした。これをみて、政府としては、なんとしてもこの新しい盛りあがりをつぶさねばならない、という問題に直面した。そこで権力は、特殊に警官を教育して、情報収集者として、あるいは攪乱者として、革命的組織に送りこむというをはじめた。

こうして、弾圧する側にも新しい時代が開始された。警察のなかにも、革命的左翼のための専任の課が設けられ、情報の山、ファイル、ファイル、ファイルで部屋が埋めつくされた。これは内務省の機関の一部として設けられたわけです。この内務省は、国際的な警察機構と緊密な連絡機構をもっていて、たとえば、国際的な指導者は、スイス、アメリカ、フランス、オーストラリア等への入国を許可されない。CLの指導的メンバーは、現在アメリカに入国することはできません。かつてのJCRの時代にはできましたが……。

たとえば、ヨーロッパを旅行すると、国境で警察は特殊な帳簿をもっていて、ここには一般の犯罪者のリストとならんで、まったく新しく革命的左翼の指導者に関する資料が掲載されており、これで出入国をチェックする。私自身、出版、印刷の関係でしばしばベルギーに行くことがあるが、パリからブリュッセルまでの三時間、列車のなかですべて私服がつきっきりでいる。法律的には何もできないが、しかし、私の活動を一部始終観察している。このように、権

力は国際的に非常に緊密な連繫をもってわれわれにのぞんでいる。

日本との関係について一言するならば、「五月革命」直後に、フランス政府は日本の永山自治相をパリに呼んで内務省で会合を開き、革命的左翼の弾圧方法について協議を行なったという事実があります。

権力はこのようにして、革命的左翼の組織に潜入していくことの必要性を感じてきたわけけれども、これはけっして無差別、無方針で対応してくるのではなく、対象とする組織、それに必要な方策を、非常に注意深く選んで攻撃を加えてきている。かれらはまず最初に、プロレタリア左派（毛沢東主義派の「グループ」）に攻撃を加え、今では完全に組織的に壊滅させてしまった。

このように過激派に攻撃を加える一方で、権力は、いったん適用した団体解散令を、ランベール派（トロツキストの一派。五月革命でバリケード戦に反対した。）というような右翼的組織にたいしては、適切でなかったとして団体解散令を撤回し、ふたたび活動を再開せよ、機関紙もだしてよい、というような措置をとっている。しかしながら、かれらが本当にねらっているのは、プロレタリア左派のような極左の組織と、ランベール派のような右翼との間にある組織である。

この一年間、権力は街頭で、いわば、
 「赤符」
 というようなことをやっている。膨大な制服、私服警官を動員して、新聞を売ったり、ピラをまいている活動家にたいして、「違法だ！」ということ、チケットをわたされると罰金を払わなければならない。こうしてチケット、チケット、チケットで財政的攻撃を加えると同時に、心理的

に脅威・圧力を加え、活動家を消耗させようとしてやっている。編集部 逮捕、勾留、起訴はどのように行なわれているんでしょか。

ベルジャ・ド・ゴール体制になって以来、フランスの警察では、人を逮捕した場合、一〇日間勾留できるようにしている。二日間、五日間、三日間と切つて合法的に勾留延長ができる。この方法を警察はフルに使って、ありとあらゆる弾圧に利用している。街頭闘争のみならず、新聞売り、ステッカー貼りなど、ありとあらゆる場合にパクツて、一〇日間ぶちこんでおく。一〇日をこえて勾留しようという場合には、適当な罪名をつけて起訴しなければならぬ。——公務執行妨害とか、警官侮辱罪とか、道交法違反だとか、暴力行為だとか、販売禁止区域で新聞を売ったとか——さまざまな罪名をつけて、裁判所へ送る。ときには一カ月か二カ月で保釈される場合もあるが、その後はいくらでも勾留する。

権力がついている弾圧の第二番目の方法がある。これは、プロレタリア左派に加えられている攻撃だが、五月以後、かれらの行なつた一連の非政治的な暴力行為を利用した弾圧です。

「五月」以後の一カ月、ならぬ政治的な目標をもたない衝動的、絶望的な暴力行為がプロレタリア左派によって行なわれた。手あたり次第交番を攻撃するとか、地下鉄の切符売場を襲撃して切符をばらまくとか、そうした明確な政治目標をもたない破壊行為は、簡単に権力の乗るところとなつて、政府はこれを利用して新しい治安弾圧体系を構築することを考えた。今年になつてまた、このような絶望的な反抗とでもいうような非政治的な暴力行為が、プロレタリア左派などの組織によってひきおこされているが、これらの組織は非

を行なつた場合、呼びかけたわれわれ自身が罰せられる。こういうふうにして弾圧をエスカレートしてきているわけです。

ところが、この法律が議会で審議されたとき、共産党は強硬に反対しました。かれらのデモが、われわれトロッキストによって攪乱され、そのために共産党が罰せられたらたまりない、というわけです。政府もこれを見て、まずいということであつたんです。改正案をだしてきた。この改正案では、デモが正式に認可されたデモであつて、そこでたまたま生じた暴力行為にたいし、デモの主催者に明白に責任がない、と認定される場合は主催者は処罰されない、となつています。そういう場合には、暴力行為を行なつた不穏分子だけが罰せられる、というものです。共産党は、この改正案に安心して、第一回目とこのように、議会内外で「反対」のキャンペーンを何ら行なうことなく、「破壊活動取締法」の成立するのを黙認してしまつた。

今年のメーデーのとき、次のようなことがありました。共産党・CGTの大デモが恒例のようにあつたわけですが、われわれ革命的左翼も数千のデモをもつて断固参加しました。しかも、われわれは共産党・CGTのデモのちよつと真中にはいっていません。もちろん、かれらは必死になつてわれわれを排除してききましたが、われわれのデモ防衛隊の方が、かれらの行動隊よりも強く、かれらの攻撃を許さなかつた。その結果、はじめはいなかつた機動隊がデモの途中で動員されて、解散地点でわれわれを待ちかまえている、という事態になつた。デモの先頭は共産党だから、さきに着いて解散集会をはじめ。そこで、かれらは機動隊にむかつて「おれたちは暴徒じゃない。暴力分子はあとからくる連中だ。うしろだ、うしろ

常にルーズな組織であつて、非政治的行動を目的としているから、権力は容易に人間を送りこむことができる。挑発者、スパイ、情報収集者、組織破壊者などを流入させ、行動上でどんどん過激な方針を提起させる。こういう組織はもともとこういうことに政治的な歯止めがまったくないから、組織破壊者によってどんどん行動をひきまわされ、権力の攻撃にみずからをさらしてしまふことになる。プロレタリア左派は、こういうことをいっている——今、フランスは第二次大戦中ナチスに占領されていたように、ブルジョアジーによつて占領されている。だから、ブルジョアジーからフランスを解放するための新しいレジスタンス、ゲリラ戦争が必要だ。こういうことをいって安易な行動に走り、簡単に権力に弾圧されているわけです。

破壊活動取締法の制定とその狙い

編集部 革命的左翼にたいする新たな弾圧法規が制定されたそうですが、その内容とねらいはどういうところにありますか。

ベルジャ 今年の二月、政府は、「破壊活動取締法」という法律を上程した。この法律によると、暴力行為、破壊活動をやつた人間は、今までよりもより長期の禁固、あるいは多額の罰金を科される。つまり、建造物、器物を損壊したということ、その物件にたいして弁償させられるわけです。街頭行動での破壊行為が一般の犯罪なみに扱われるということです。もう一つは、これらの行動を示唆したり、指導した人間、団体が同罪でやられる。たとえば、われわれがデモを呼びかけて、そのデモにある部分が入り込んで破壊活動

だ、あいつらをやつてくれ！」と、われわれの方を指さして叫ぶ。機動隊は、共産党・CGTのデモには指一本ふれず、かれらが解散するのを待つてわれわれの方に襲いかかつてきた。ところがそのとき、われわれはもうすばやく解散してしまつていて、姿も形もない、こういうことがあつたのです。

さきの「破壊活動取締法」が採択されたのは、この直後の五月二八日だったので、どうしてこの時点でそれが採択されたのかについてこれから説明しましょう。

権力はメーデーのデモをみて、革命的左翼が非常によく組織され、強力であり、数も多い、ということを知つた。これは絶対に壊滅せねばならない組織のなかに挑発者を送りこんでも組織を破壊し、労働者との合流を分断する必要がある、権力はこう決意したわけです。それと、この法律をつくらせる呼び水となつたもう一つの事柄がある。それはプロレタリア左派の機関紙の編集長が団体解散令に違反し、逮捕され、裁判にかけられる、ということが五月二八日にあつた。ところがプロレタリア左派は、この裁判の日を大衆的武装蜂起の日とする、という宣言を公然と発した。しかし、かれらの蜂起というものは、機動隊の宿舎を襲うという計画で、そのための秘密の集場所をパリ市内に何カ所かに設定し、準備を行なつた。それで当日、秘密の集場所にプロレタリア左派があらわれたところ、何と完全に機動隊が先回りして待ちかまえており、しかも、それそれの警官は「武装蜂起」の指揮者の写真をもつていて、それによつて、現場におもむいたプロレタリア左派の指導者は一斉に逮捕されてしまつた。つまり、事前に秘密が全部権力にもれていたわけです。組織内にスパイがいるということです。かれらは完全に権力

の輩のなかにあるということです。

ところで、この日、プロレタリア左派以外の毛沢東主義者、アナキストなどは、「武装蜂起」を聞いてカルチュ・ラタンに集まった。ところが、肝心のプロレタリア左派はパクラれてしまったので、かれらはカルチュ・ラタンをねり歩いて、片っぱしから商店をぶちこわしたり、車を破壊したりして一晩中、政治的目標の欠如した暴力活動をやっていった。機動隊がこれにたいしてどう対応したかという点、まったく攻撃を加えず、時折デモ隊を押しやるだけだった。デモ隊のなかには明らかに私服が多数混じっていて、破壊を煽動し、率先して行なっていた。「破壊活動取締法」が制定されたのは、まさにこの翌日であった。つまり権力は、プロレタリア左派をして、ちょうどこの法律を制定できるような状況をつくるようにしむけ、そうしてこの法律をだしてきた。権力は、プロレタリア左派など過激派の街頭行動をこういう法律でひっかけて弾圧する一方、JCR、「労働者の声」派（独立トロッキスト組織）、フランス共産党ML派などの組織にたいしては、六八年六月の団体解散政令適用を、上告をうけて審査した結果、適法と断定して組織の弾圧を加え、他方で、ランベール派のような右翼の部分にたいしては、団体解散を取り消して、活動の再開を認める、などの方策をとってきている。つまり権力の弾圧の方法は、けっして無差別的ではない。革命的左翼のなかにおける各組織のタイプのちがいに応じて、方法を選択して意図的に弾圧を加えてきている。

最初に、六八年五月までは治安弾圧機構がまったく事態にたちおかれていた、といったわけですが、それが「五月革命」以後一年半あまりで、このような事態においつき、それに対応するかもえをと

捕、一カ月半勾留、釈放の後に、一年半の兵役にとられた。学生にたいする兵役免除というのは成文化された制度ではなく、政府からの「恩典」というかたちでの一種の慣行なので、免除取り消しにたいしては抵抗しようがない。権力はこの方法を使って革命的左翼の指導部の活動をマヒさせようとしている。兵役期間中も、非常に過重な訓練を科したり、本も読めないほどの日課を強制して、肉体的、精神的に打撃を加えようとしている。

しかし、労働者の場合は、学生とちがって兵役免除はないわけで、兵役をすんでなければ正式に雇用されない、と法律で定まっているわけです。そうでなければ日雇いや、臨時雇いなわけで、公的な保障はまったくないんです。ですから、釈放されて職場へいっても、そのことを理由に職場復帰を拒否される場合が多いんです。また、組合からも政治的理由で除名される。会社からもマークされて、規律が悪い、遅刻が多い、命令に反抗的である等の理由をつけられてクビを切られることも多い。いったん職場をクビになると、再就職はなかなかむずかしい。かならずまえの職場を聞かれ、辞めた理由を聞かれ、さらに、まえの職場へ照会され調査される。

高校生の場合は、もっと情勢はきびしい。学校と家庭の両方からやられる。しかし、高校の教師は、組合内で革命的左翼のグループを形成して比較的強いのと、一般的にリベラルな伝統があるので生徒を擁護する場合が多い。

赤色救援会

復活と課題

編集部 革命的左翼の側から新しい救援組織が形成されつつあるそ

とのえるにいたったわけですが。今回の「破壊活動取締法」の制定と、六八年六月の団体解散への上告棄却は、新しい段階がはじまったことを示しています。つまり、権力の攻撃のホコ先は、われわれCLと、「労働者の闘い」派（解散させられた「労働者の声」派の後身）にむけられているわけです。しかし、両組織は緊密な連繫をもってたたかう態勢をつくっています。

編集部 「五月」以後の闘いで逮捕・起訴されて、現在どのくらいの間が勾留されているんでしょうか。

ベルジャ われわれの組織のメンバーで未決と既決あわせてですが一〇〇人、さらに増えています。数は少ないと思われるかもしれませんが、ほかにもすでに即決裁判でやられている者が数百人おられます。

編集部 最近の弾圧の特徴的な点はどういうことでしょうか。

ベルジャ ステッカー貼りはもちろん、壁に落書きをしただけでもパくられる。そして、ほとんどかならず即決裁判にかけられ罰金を科される。これが非常に多いんです。街頭で新聞を売ったりしていると、警官がきて挑発的に身体に手をかけてきたりして、抵抗すると公務執行妨害でもっていかれる。こうして街頭にパニック状態をつくっていくことをねらっている。

パくられた後のことについては、労働者の場合、とくに公務員、国営企業の労働者の場合はすぐクビになる。

学生の場合は、すぐ裁判にかけられる場合と、全然処分なしで釈放しておいて、軍隊にいれてしまおうということがある。兵役免除が学生の場合にはあるわけで、この免除を取り消しにするわけです。

「五月」直後の弾圧でも、この方法が用いられて、数人の同志が逮

うですが、どういう目的と理念でつくられているんでしょうか。

ベルジャ 赤色救援会です。赤色救援会という考え方は、特別新しいものではなくて、第三インター（コミンテルン）の初期からあったわけですが、当時の「国際赤色救援会」の名称が、第三インターのスターリン主義的変質にもなつて、「国際」が消え、第二次大戦後、「赤色救援会」が「人民救援会」となり、ついには「赤色」も「人民」もなくなつて、たんなる「救援会」となつてしまひ、考え方も大きく変質してしまつた。現在のフランス共産党の「救援会」は、階級闘争とまったく関係なくなつてしまひ、洪水、台風のときなどに物資を送つたり、ここ二、三年は北ベトナムに物資を送ることをやっている。

このような状態のなかで、われわれはまったく新しい赤色救援会を組織した。その理念は第三インター初期の赤色救援会とまったく同じです。赤色救援会は、党のためのたたいとはなれてはけつてつくれない。それ自身が非常に重要な政治的作業です。

かつて、フランス共産党が救援会を組織したときは、膨大な組織を保持し、それを基礎につくつたわけです。その最高潮は一九三六年の人民戦線の頃です。当時、共産党は多数の弁護士、法律家、病院、医者、看護婦、知識人を擁護して、それを救援会に大量に送りこんだ。三六年当時の共産党は巨大な組織で、「国家のなかの国家」という感があったわけです。つまり、強力な救援会をつくらうとすれば、党が強力でなくてはならないわけです。

しかしながら、われわれはそんな膨大な党をもっていないし、現状から出発するしかないんです。そういう理由から、赤色救援会を統一戦線という次元で提起しているんです。われわれは、裏切り者

で右翼のランペール派をのぞいて、赤色救援会を統一戦線としてくくっている。中心は、われわれC.L.と「労働者の闘い」派で、これにP.S.U.(統一社会党)のメンバーも個人として加わっている。統一戦線内では政治的見解のちがいはあっても、弾圧にたいしては恒常的な強力な共闘を組んできている。P.S.U.の人びとのなかには、元共産党員で、われわれ革命的左翼の闘いに共感をもちながら、自分では闘いに参加できず、救援活動には加わる、という善意の人びとが多い。こういう人びとのなかに、弁護士や医者が多いということは好都合なことです。赤色救援会は、組織、個人相互の信頼感に基礎づけられて統一的活動を展開しているわけです。

赤色救援会の大衆的宣伝方法は、受動的ではなく徹頭徹尾攻撃でなくてはならない。ヒューマンイズムの要素を取り入れつつも、それにとどまってはならない。なぜなら、国家権力の革命運動への弾圧にたいする救援だから、ヒューマンイズムの次元で救援活動にはいつてくる人も、ブルジョアジーの弾圧の系統的暴露をつうじて、革命運動への指向性をもたなければ救援活動はやっていけない。明確に反資本主義、反政府の立場からしか赤色救援会は組織されえない。重要な点は、弾圧を加えてくる国家権力はけつして強力ではなく、そのよって立つ基礎はきわめて脆弱だ、ということこそを救援活動をつうじてすべての人びとが理解していくことです。

赤色救援会の組織化にあたっては、われわれは全国的なレベルと地方的なレベル両方をつくっていく。いずれの場合でも、各政治組織の代表と弁護士、知識人などを加えて構成されていて、弁護士は無償でやってもらいます。救援会では、「弾圧にたいする心得」のようなガイドブックを出していて、二万部売れました。それには取

り調べ、職務質問への対応、逮捕されたときの応答のしかたなどを書いてあるわけです。(注、フランスでは黙秘権の法律的保障はない) 編集部 逮捕、起訴されている場合の監獄の条件はどんなでしょうか。

ベルジャ 起訴された後の勾留にも、一般犯罪者にたいするものと政治犯にたいするものと二つのシステムがあります。この区別も法律で定められているわけではなく、さっきの学生の兵役免除と同様に、「恩典」として行なわれている。法務大臣の意思でどうにでもできる。たとえば、アルジェリアで反乱をおこしたフアンストは政治犯としての扱いをうけた。われわれも、従来は政治犯として扱われていたが、最近では一般の犯罪者なみの扱いをされている。この二つのシステムには勾留条件に大きな格差があります。政治犯扱いの場合は、新聞、雑誌は三つ読めるし、ラジオも聴こめる。面会も看守なしで部屋のなかでできるわけですから、政治討議ができるんです。一般房の場合はもっと劣悪な条件が強いられます。ですから、政治犯扱いにされなかった場合は、ハンガー・ストで勾留条件にたいする闘いをすることもあるわけです。

編集部 日本では保釈金とか、非常に資金集めがたいへんですが、赤色救援会ではどうですか。

ベルジャ 救援会の活動では、やはり金集めが重要で、カンパ集めに力を注いでいます。集会ではかならず入口で赤旗を掲げてカンパを集めたり、恒常的にカンパ活動をやっています。ただ、保釈金制度がありませんから、かなりちがうと思います。

編集部 各地の講演で忙しいところを、ありがとうございます。今後のフランスにおける革命的左翼の発展を望みます。

日本の革命的左翼へ

日本の同志諸君！ 私はフランスおよび国際的規模のわれわれの組織のあいさつ、そして、同時にヨーロッパのたたかうすべての革命的組織の連帯のあいさつを日本の諸君へ送りたい。

われわれは現在、日本の諸君が直面している弾圧にたいするきわめて勇敢な闘いを、ヨーロッパにおいて同じくたたかう者として心から共感をもってうけとめている。

「五月革命」直後、フランス政府は、われわれC.L.の前身であるJ.C.R.にたいして弾圧法を適用し、解散させた。政府はこのことによりあたかもフランスの革命的左翼が潰滅したと思ったが、このことはまったくの幻想にすぎなかったことが判明した。なぜなら、われわれは新しい革命的組織C.L.を再建しているからだ。

フランス国家権力は最近、「破壊活動取締法」という、ちょうど日本の諸君が現在直面している破防法と類似した性格の法律を適用してきた。そして、「五月」直後、日本の永山自治相はフランス内務相マルセルを訪問し、いかにして暴徒を鎮圧するかという、ブルジョアジーの国際的利害をかけて話し合っている。このような国家権力の国際的革命的同盟をみても明らかのように、われわれは国際的な闘いをもってこの攻撃を打ち破るべきである。われわれ日仏の革命的左翼は、ともに国際的闘いの最前列に立ってたたかっていることを確認しようではないか。しかし、この国際的な連帯の確認は、たんなる確認にとどまらず、全力をあげてこの攻撃とたたかいぬくという決意の表明でなくてはならないだろう。

現在、国際ブルジョアジーは、われわれの革命運動にたいして国際的革命的攻撃を加えてきている。これにたいして、フランスにおいてはこの四〇年間、スターリン主義者あるいは社会民主主義者によって、労働運動は墮落させられてきた。こうしたことから、われわれは断固として労働者の歴史的権利をとりもどし、現在の闘いの水準を、要請されている水準におしあげ、世界社会主義革命へむけて邁進しようではないか。

ここで私が提起したいのは、日本とフランス以外にもさまざまな弾圧がかけられていることである。アジア、ラテン・アメリカの植民地において、チェコ、ソ連等、スターリン主義圏内部においても、真に革命を指向する部分に弾圧が加えられていることを見落すわけにはいかない。こうした闘いを、まさしくわれわれの共通の闘いとして把握し、たんに弾圧にたいする連帯行動のみならず、世界社会主義革命へむけてのかたき連帯をつくりだそうではないか。

現在、日本の闘いは、ベトナムでの闘いに連帯し、その最前列に立っていることを疑いなく断言できる。そして、ヨーロッパをして日本の諸君にのぞむことは、まさしく、日本の革命運動の進展が、アジアをしてアメリカ帝国主義の墓場とし、世界革命の橋頭堡として打ち固めていくことである。われわれの大陸をこえた連帯が、現在一歩一歩強められつつあるなかで、われわれに加えられている弾圧はけつして国家権力の強さを表明しているのではなく、新しくわきあがる革命的左翼の力にたいするこれらの恐怖を、弱さを表明しているものにはかならない。最後に「世界社会主義革命万歳！」を訴えて、ヨーロッパの革命的左翼からのあいさつにしたい。

激動する世界

ソ連知識人の反逆と弾圧

ソ連スターリン主義体制は、こんにち、「一国社会主義」建設の不可能性をドラストクなまでの自己破産によって示し、いかなる方向にむかっているのかスターリン主義官僚がみずから明らかにしえず、また自覚することもできない、盲目的な運動の過程にある。フルシチョフのスターリン批判（一九五六年二月ソ連共産党二〇回大会）に端を發した秘密政治警察の権限の縮小、肅清即生命の喪失といった事態の廃止、文学・芸術界における「自由化」の一定程度の促進、さらにアメリカ帝国主義との平和共存政策の「大胆な」展開は戦後帝国主義世界体制の相対的安定とあいまって、五〇年代後半から六〇年代前半にかけて、米ソ平和共存の黄

金時代をつくりだし、またあたかもソ連における労働者民主主義の復活が自動的に進行するかのような幻想を、ドイッチャーのごとき「脱トロツキスト」的評論家に抱かせるほどであった。

だが、歴史の歩みは、平和共存下のソ連労働者民主主義の復活といった幻想を無慈悲なまでにたたきつぶしてしまった。ベトナム人民の民族解放闘争の爆発は、アメリカ帝国主義を危機に追いこみ、六五年二月北爆が開始され、国際帝国主義体制総体の危機の時代がはじまった。他方、中ソ対立の深刻化、ソ連農業危機の激化はフルシチョフ失脚、ブレジネフの台頭をもたらしした。だが、誰の眼にも明らかのようにブレジネフはフルシチョフ的

積極性と能動性をまったくもたず、きわめて自信なげにスターリンの権威を復活させ、それによりかかるとしているにすぎず、アメリカ帝国主義を保とうとしているにすぎず、アメリカ帝国主義にたいしてはフルシチョフ以下の惨めな屈服をあえてしていることは最近のインドシナ危機、中近東危機に照らしてみても明々白々である。

スターリン神話の崩壊による価値観の解体と旧世代の道徳的権威の失墜、革命的理想と反革命的現実の分裂による道徳的・二重生活政治にたいする絶望、こうしたソ連の否定的現実、多くのソ連知識人や青年をして、文学的・反逆の道をたどらせるにいたった。

スターリン復権がうわさされた六六年三月のソ連共産党二〇回大会をまえに、二人のソ連作家シニヤフスキー、ダニエルが「ソ連の社会制度を非難した作品」を外国で出版し国内に非合法にもちこんだかどで裁判に付され、それぞれ七年、五年の強制労働の刑の判決をうけたことは、今なおわれわれの記憶に生々しい。

それ以後のソ連知識人の反逆を主なものだけでなくも列記してみよう。

六六年三月、ソ連共産党二〇回大会でのス

ターリン復権のうわさにたいする抗議声明。

署名者サハロフ（ソ連の水爆の父）ほか著名知識人二五名。六八年八月、チェコ侵略にたいするパーヴェル・リトヴィノフ（リトヴィノフ元外相の息子）、ダニエル夫人ら七名の赤の広場でのデモ。全員逮捕、有罪宣告（そのうち一人女流詩人ゴルバネフスカヤだけが最近裁判にかけられ、精神病院に送られた）。

六九年一月、ソ連作家同盟、ソルジェニツィンを除名、亡命を勧告。七〇年二月、ソ連文学界における自由派の拠点文芸誌ノーヴィ・ミール（編集長トヴァルドフスキー、編集員ラクシンの解任。六九年にクリミヤ・タタール人（第二次大戦中ドイツ軍に協力した疑いで中央アジアに集団追放されていたが、故郷への再移住を要望していた）の民族的復権を援助したかどで、タンケントで逮捕されていたグリゴレンコ将軍（第二次大戦に戦功のあった将軍だが、戦後たび重なる政府への抗議のため、職、階級、年金を奪われ、六六年まで精神病院に拘禁、出所後も出版の自由を求める作家の運動のなかで重きをなしていた）は、三月二十七日、無罪を宣告されたが、ふたたび強制治療を要する精神病患者として刑務所内精神病院に転送。これにたいしサハロフ、アカデミー会員で著名な

物理学者レオントヴィッチ、物理学者トゥルチンらが抗議声明。七〇年五月、大胆な体制批判を行なった若き歴史学者アマリク逮捕さる。

ところで最近の特徴は、知識人の反逆が文学者にとどまらず、ソ連の科学界で重きをなしており、したがって、政府にとっても重要な、著名な科学者にまでひろがり、彼らが言論・学問の自由、官僚主義的抑圧の告発を展開しはじめたことにある。その一例としてジョーレス・メドヴェージェフの逮捕と釈放を以下紹介しよう。

七〇年五月二十九日、著名な遺伝学者メドヴェージェフが逮捕され、精神病院に収容。ソルジェニツィンは、そのときの模様を次のように書いている。「四人の警官と二人の医者が逮捕令状もなく、いかなる医学的裏づけもなしに、健康な人間の家へやってきた。医者は彼に気違いの宣告をくだし、警官はどなった。『われわれは警察のものだ！ 立て！』そして彼の手をうしろにまわし、精神病院へつれていった。これはわれわれのうちの誰にでも、明日にでも起こりうることなのだ。」

メドヴェージェフは四五歳。六二年からオプニンスクの医学アカデミー放射線医学研究所

に勤務、発生と老化の分子生物学的研究で多くの業績。国家的榮譽をもつ超一級の科学者。彼の双子の兄弟ロイも進歩的な歴史学者でスターリン主義を告発する論文を執筆、父親も三八年肅清され、四一年北極圏の鉱山キャンプで死亡、死後名誉回復。

なぜメドヴェージェフは逮捕されたのか。ルイセンコが自説に反対のすぐれた学者を逮捕、圧迫し、自殺に追いやり、自説の完全な敗北後も依然として過去の榮譽を保持され、国家から優遇されていること、またその一派がいまだに農業・遺伝学・植物学の学術・教育・行政の分野で勢力をふるっていることを克明にあげきだし、糾弾する著書を書いたからなのである。

ただちに科学者の抗議。サハロフ、ノーベル物理学賞受賞者タム、世界的に著名な物理学者カピッツァ、レオントヴィッチ、生物学者エンゲルハルト、ノーベル化学賞受賞者セミョーノフ、トヴァルドフスキーらが政府の各方面に断乎たる抗議。やむなく保健相ベトロフスキーが代表団と会見、メドヴェージェフの釈放に同意。

六月一七日、メドヴェージェフは釈放されて帰宅した。ただしふたたび強制収容を可能に

する理由をつけた「診断」つきで。
だがこれはソ連社会での一つの変化にはちがいない。とりわけ科学アカデミーが、ソルジェニツィンが所属する作家同盟とはちがって、現体制に批判的であり、ルイセンコ論争のながい経験をおして、むしろ警戒的である。

激動する世界

アラブ解放闘争の新段階

連統的な旅客機乗っ取りと機体の爆破によって全世界に衝撃を与えたアラブ・ゲリラの闘いは、それを鎮圧しようとしたヨルダン軍事内閣との大規模な内乱をおして、いままでアラブ・イスラエル関係をめぐって人びとを支配していた二つの神話を徹底的に破壊し、パレスチナ人を先頭として前衛とするアラブ解放闘争を新たな段階におしあげた。

らあることは注目されてよいであろう。
かかる知識人がマルクス主義について、ソ連現体制の変革の道すじについて、いかなる考えを抱いているのか、それをわれわれは重視しなければならぬ。今後その紹介をつづけよう。

今回のヨルダン内乱は、第一に、中近東危機の根源がアラブとユダヤの二千年にわたる宿命的対立にあるという神話をものごとくに破壊した。
対立の基軸がアラブとユダヤの宿命的な人種対立などにあるのではなくして、一九四八年きわめて帝国主義的な意図をもって創設されたイスラエル国家によってパレスチナか

ら追放され、また六七年六月の六日戦争によって、さらにその数を増したアラブ・パレスチナ難民とその解放を妨げるいっさいの勢力（イスラエルはもちろん）、アラブ反動諸王国、なかんずくヨルダン王国とのあいだにあることを、ヨルダンの内乱は、世界のすべての人びとのまにに明らかにした。なによりも、米ソ平和共存政策のもとで、ぎまんだ和平案が、かんじんのパレスチナ人の声を無視して強行されようとしたことについて、致命的な痛打を浴びせたのである。

現在、全世界に散在するユダヤ人は一三五〇万人といわれ（アメリカに約五〇〇万、ソ連に約四〇〇万、イスラエルの人口は約二七〇万）、伝統的に欧米人の社会においては差別と抑圧の対象とされてきたのであり、その頂点をなすものが第二次大戦中のヒトラーによる六〇〇万人のユダヤ人虐殺であった。むしろパレスチナをふくむアラブにおいては、ユダヤ人はアラブ人と共に平和な生活を営み、日常生活ではアラブ語を話していたほどであった。
一九四八年イスラエル建国は、それゆえ、ユダヤ人問題の解決をなんら意味するものではなく、欧米帝国主義国の内部では絶対に解

決しえない矛盾を、きわめてぎまんだな形で外へおしだし、ユダヤ人を大量にパレスチナに「棄民」したものにほかならなかった。もともと平和な共存生活を営んでいたアラブ社会のなかから、シオニズムの論理によってユダヤ教徒を切り離し、これに欧米の社会で久しく差別されてきたユダヤ人を加えて新しいユダヤ人をつくりだしたのである。イスラエル建国の背後にあるアメリカ帝国主義の中近東政策は、きわめて悪らつな意図をもっていたのであって、英仏の植民地支配の空洞化にあって代わり、エジプトをはじめとする民族解放闘争の高揚を圧殺し、「イスラエル対アラブ」という軍事的緊張にすりかえ、また中近東にたいする石油を中心とした新植民地主義的侵略の拠点にしようとするものにほかならなかった。

だからアラブ人が「ユダヤ人は別に憎らしいともいやだとも思わない。むしろ一緒にずっと暮らしてきた人間だ。しかしイスラエルは憎い」というのはまったく当然であり、ことに四八年戦争、さらに六七年六日戦争によって暴力的に追放された一五〇万のパレスチナ難民が、みずからの生活のために、パレスチナ回復のために闘おうとするのは当然であ

り、彼らはそのためにあらゆる手段を行使する権利が与えられているといわなければならない。
だが、パレスチナ難民の主張と闘いは、アラブ諸国のなかでも決して正しく扱われてはいない。それどころかその闘いを抑圧することと利益を見出すのがほかならぬヨルダン王制権力であることを、ヨルダンの内乱は衝撃的につきだしたのである。

そもそもヨーロッパが中世の暗黒に低迷していたとき、アラビアはサラセン文化を生みだし、巨大な統一帝国をきずいていたのである。アラブ人は当然単一の民族国家を形成すべきであり、したがって、現在の国境線は帝国主義的植民地主義的侵略のもとできわめて人為的に地図の上に引かれた線によって形成されたものである。とりわけヨルダンは、イギリス帝国主義によって創設された人工国家として、一貫してイギリス帝国主義の（現在はアメリカ帝国主義の）中近東政策の道具として機能してきたのであった。イギリス帝国主義は、第一次大戦中、ドイツと同盟したオスマン・トルコ帝国の支配下にあった現在のアラブ地域でのアラブ反乱を利用するために、戦後のアラブ独立の約束を与えた

（マクマホン書簡）のだが、これはなんら誠意のない空手形で終わり、逆に戦後も英仏が植民地支配を維持する協定（サイクス・ピコ秘密協定）を結び、また、パレスチナにユダヤ人の民族的故郷を設定し、ユダヤ人移住を漸進的にすすめていった（バルフォア宣言）。

「二人の女の婚約」としてアラブ人民総体から非難されたイギリス帝国主義は、非難をかわし、部分的にでも約束を果たしたという体裁をつくらうため、形式的にアラブ国家をつくった。すなわち、マホメット直系の子孫ハシム家が部族間抗争の結果、サウジアラビアから追いだされたのを機に、長子ファイサルをイラク国王に、次子アブドゥラ（フセイイン現国王はその孫）にトランスヨルダンを与えたのであった（一九二九年）。

これを基礎に、砂ばくと荒地の遊牧民ベドウィン族を親衛軍として、四六年にヨルダン王国は独立、四八年戦争ではイスラエルと和平の密約を行ない、ヨルダン川西岸地区五五〇〇平方キロ（六七年にイスラエルが占領）を領土に組み入れ、ベドウィン族とは水と油の、農耕民であり知識水準も高いパレスチナ人を大量にその国民に含めるにいたったのである。ここに六七年六日戦争以降、アラブ・

ゲリラがヨルダンを拠点として活躍するにいたる要因をつくったのである。

アンマンを中心とする戦闘でヨルダン政府軍は二万人を虐殺・傷害、休戦後もペドウィン兵士は葉ぎょうの匂いをする市民の手をすべて銃の台尻で碎き、ゲリラの傷病兵を病院でオノで虐殺するという蛮行を繰り返して、他のアラブ諸国の非難を招き、ダウド首相はカイロで書置きを残して失踪し、軍事内閣は倒壊した。

ヨルダン王制権力がイスラエルと同じく、パレスチナIIアラブ解放闘争の敵対者にはかならないことを、今回の内乱は徹底的にあげた。解放闘争を新たな次元におしあげたのである。

今回のヨルダン内乱は、第二に、アラブII進歩的、その支持者・後援者ソ連も進歩的、イスラエルII反動的、その支持者、後援者アメリカも反動的、という神話を徹底的に破壊し、米ソ平和共存がいかに人民の闘いを抑圧する犯罪的構造をなしているかを衝撃的に突きだしたのである。

ヨルダン王国を、イスラエルとともに中近東対策の道具としてきたアメリカ帝国主義は、第六艦隊の威力を誇示、王制権力が危う

くなるならば武力介入するとアラブ・ゲリラを威嚇し、イスラエルはフセイン国王に加担し、ゲリラ軍を爆撃、誰がアラブ・ゲリラに敵対しているのかを白日のもとにさらけだした。また五〇年代から六〇年代前半にかけてアラブ民族解放闘争の旗手としてあおがれてきたナセル・アラブ連合大統領も、パレスチナ人民を前衛とするアラブ解放闘争にたいして、フセイン国王とえらぶところなき敵対者に転落してしまっていることを、このかんの事態は無慈悲にあげた。ナセルは、アラブ・ゲリラの極左派、PFLP II パレスチナ解放人民戦線などを抑制せんとして、PLO議長アラファトのもとへの全ゲリラ勢力の統一を要求するのみで、なにひとつ積極的な対処をなしえず、完全に権威を失墜し、かかる状況のもとでシリア、イラクがゲリラ側に組み合はるといった事態さえ生まれたのであった。

ヨルダンの内乱はかくしてアラブ世界の新たな再編成を促進したのである。すなわちPFLPのハイジャック以来の勇敢な戦闘は、帝国主義の人為的な国境線を無視して、シリア、イラクすら内乱にまきこむことによって、従来のアラブ内の王制派(サウジアラビア、

ヨルダン、クウェート等) 対共和制派(アラブ連合、シリア、イラク、アルジェリア等) といった図式を破壊し、新たな次元に問題を設定せしめたのであった。だが、このアラブ世界の再編成は、ほかならぬアラブ・ゲリラ自身の再編成・革命的純化なくして、その徹底を望みえないのである。三〇もあるゲリラ組織のうちの最大勢力アル・ファタは、その資金源をサウジアラビア、クウェートの王侯、ナセルなどに求めており、この物質的基礎に相応してか、みずからの闘いを六七年六日戦争によるイスラエル占領地区(シナイ半島、ヨルダン川西岸、ゴラン高原)に限定している。これにたいしPFLPはイスラエル国家そのものの打倒をかかげ、同時にアラブ王制、資本家階級をも打倒目標としている。

ハイジャックをめぐるゲリラ組織の中央機関PLO(パレスチナ解放機関)がPFLPを一旦除名、ヨルダン軍事内閣のゲリラ攻撃開始に際して除名を撤回、一体となって闘い、ヨルダン王制権力の「文民内閣」のぎまんの組閣にたいして一貫して糾弾しているというこのかんの経過は、PFLPによって牽引されつつあるアラブ・ゲリラの流動的状况をいかに示している。同じ難民キャンプ

でのアル・ファタとPFLPの組織のふだんからの同居が、また今回の内乱そのものが同一性を強める方向に作用しているであろうことは推測に難くない。アラブ・ゲリラはみずからの最低の目標をすら貫徹するために、アラブ反動派を粉砕してすすまなければならぬことは、いまやなんびとの眼にも明らかであり、アラブ世界の再編成はアラブ・ゲリラへの対処を軸として進行することもまちがいないであろう。

他方、ソ連は今回のヨルダン内乱に際して、PFLPの抑制、シリアの抑制のみをことし、ソ連スターリン主義官僚がパレスチナ難民の解放など眼中になく、アメリカ帝国

主義の中近東政策に完全に屈服している醜態を全面的にさらけだした。ソ連のナセルへの武器援助の強化は、武器とともに増派されたソ連軍事顧問の統制を強め、アラブ連合を完全に軍事的統制下におくことに狙いがあつたことは、すでに明らかである。(毛沢東にしてもPLOのみを支持しているにとまっています)。

だが、いっさいの束縛を打ち破って、もっとも抑圧された人民の闘いは爆発した。七〇年代が、帝国主義とスターリン主義を打倒し、戦後世界体制を根底から転覆する時代であることをヨルダンの内乱は、先駆的に、鋭くさし示したのである。

同時に、パレスチナを前衛とするアラブ解放闘争の永続的・暴力的展開は、それ自身の革命的純化をなしとげること成功するならば近接するヨーロッパの階級闘争に巨大な影響を及ぼし、ヨーロッパ・プロレタリアートに革命的覚醒の衝撃を与えつつけるであろう。(九月二七日)

脱稿の翌日ナセル急死の報に接した。本稿で明らかのように、ヨルダン内乱がすでにナセル民族主義の破産を鋭く暴露した以上、ナセルの死はまさに象徴的であり、これによって、アラブ・ゲリラの主導性と影響力はいっそう増大の方向に向かうであろう。

激動するアジアの核心にせまる

青年の思潮・研究誌

日本・朝鮮・中国

第三号 — 200円(千50円)

特集 青年アジア研究会と共に闘う

告発を理解しえぬ者

との連帯を拒否する

先進華僑青年

要踏出の第一歩

「被爆体験」を超える視座

市民社会と部落

民族・植民地問題に

関するレーニン主義

「神々」の破産

アジア人民と

日帝打倒への道

破綻せる日朝友好運動(3)

朝鮮語講座(一)／資料

大瀬 振

小野正春

水谷保孝

梶田 玲

青年アジア研究会

川崎市小杉町1の403 ㊦り号531
青雲社気付 郵便振替 横浜11750

侵略と教育

川原 哲三

〔目次〕 はじめに 「十五年戦争」への反省とその圧殺
 破防法を前に 民族排外主義と教育 軍人精神と国民精神
 思想的服従と教育 教育再編と反戦教師ページ

はじめに

中央教育審議会を軸とする「戦後教育」の全面的かつ抜本的改編の「試行」は、明治五年以来の日本近代教育史上におけるきわめて重大な教育改編のひとつといわなくてはなるまい。

(1)明治二〇年前後の教育勅語をその精神的背骨として、帝国主義教育体系の骨格を形成する時期、(2)世界帝国主義の死の苦悶と国内支配の矛盾の堆積に直面し、新たな侵略と国内支配体制の全面的な再編のための大正「臨時教育会議」の時期、(3)ひきつづく熱狂的な軍国主義と戦時教育の昭和初期、(4)そして、敗戦による六・三制教育改革の時点。

昨年一月の日米共同声明以来、日米同盟の再編強化により、アメリカのカンボジア侵略への支持、介入。この夏の日韓閣僚会議、日「華」協力委員会、そして日・韓・台連絡委の設置と、日・韓・台三国の単一経済圏構築と軍事協力体制の強化を軸に、日帝のアジア侵略はおそるべき速度でひろがり、深まっていつているのである。「七二年沖繩返還」は、日帝のアジア侵略の体制構築に向けての死闘の過程にはかならず、帝国主義の時代における教育がつねにそうであるように、侵略と反革命のための挙国一致の国内総動員体制の確立に向けての重大な課題となっているのである。

近代日本が帝国主義段階に達し、世界の再分割の角逐に突入した列強に伍して、後進帝国主義として、アジア侵略と世界戦争へ突入していくにあたって、学校教育のはたしたおそるべき役割は、いままなお多くの人びとの記憶に生々しい。戦後の政治支配の再編過程にあつて、教育政策は一貫して、「左」右の政治的攻防の焦点とされてきたのも、まさにかかる体験に起因する。日教組が「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンをかけた根拠もまさにそこにある。

家永三郎教授が、文部省の教科書検定に抗議し裁判闘争に踏み切ったのも、戦前の国家権力による教育支配の再現を許さぬ決意にはかならない。一〇、十一月決戦に決起した幾多の反戦派教育労働者のたたかいは、こうしたたたかひの集約点であるとともに、新たな展望を切り拓いたものである。

近代日本国家にとって、国民の思想の問題はつねに教育の問題であつた。明治政府が近代国家としての支配を、すなわち、世界がすでに帝国主義の段階に達しているなかで近代戦を戦いぬきうる国家

そのどれにもまげずおとらぬスケールと決意によって、今日、学校教育体制の再編成が進行しているのである。

(4)の敗戦による教育改革以外の国家権力によるすべての教育制度の改編は、天皇制イデオロギーの強調による国民の徹底的な支配、選民に大國思想と排外主義思想の強化をつねにその中軸としてきたのである。

すでにその幕が切られて落された七〇年代の世界史的激動とアメリカ帝国主義を盟主とする戦後世界体制の根底的動揺、なかんずく、その発火点であるアジア危機のなかに侵略を開始した日本帝国主義の現段階にあつて、戦後教育体制の根本的な再編は、政治、軍事、行政、司法、情報、文化等々の全面的な国内体制の帝国主義的再編の主軸のひとつとして登場せざるをえないのである。

基盤の形成を、その課題としたとき以来、国民を一つの共通の国民意識・国家精神のもとに統一することが緊急の課題とされたのであつた。国民意識の形成が、大衆的、自然発生的ではなく、権力により目的意識的に、すなわち、政治的に遂行される形態こそ、まさに学校教育にはかならなかつた。

そもそも近代学校教育というものは、プロイセンの啓蒙教育の形態であれ、イギリス的な慈善教育的形態であれ、すでに中世封建社会を否定し、資本制的社会を前提とし、そうした社会で生きる人間の育成を絶対的条件としているのであつて、もちろん、修身や道徳教育が教育のすべてではない。学校教育はつねにその時代の社会的、経済的な「要請」に見合う人材の養成と供給という実利的効用と不可分のものであることはいうまでもない。

七月一七日、家永三郎教授による文部省教科書検定違憲訴訟は第一審で基本的に勝利した。この判決をくだした杉本裁判長は検定制度そのものを違憲とせず、検定手続についてもとくに立法化を要さなくてもよいなど幾つかの点で弱点を有しながらも、検定の内実を「誤記、誤植や形式的な面」にのみとどめ、内容に国家が介入することを拒否し、あらためて子ども学習権、教師の教育権を認めた。さらに、いわゆる学問の自由を教育にも、初等中等教育にも規定すべきであるとしたことなどによって、それは戦後の教育観をブルジョア民主主義的に一歩すすめたものといふことができよう。

しかし、すでに、六九年八月の「大学運営臨時措置法」の強行を象徴として、学校教育体制の内部から「戦後民主主義」を徹底的に放逐することによって、強権的に教育支配秩序の確立と、侵略帝国主義へと成長をどげたブルジョアジーの意志を、国家意志とするイ

デオロギー支配の貫徹を決意した支配階級とその政治委員会にとって、かかる判決にいささかの譲歩も妥協も許されぬのである。この杉本判决のなかで、とくに支配階級にとって許しがたいものは、「国家の教育権」の否定である。戦後の教育支配過程こそ、まさに「地方分権」を中央集権化、国家否定の意識を「国家の復権」に託つてかえる運動にはかならなかつたのである以上、「国家の教育権」の否定は、戦後教育政策のいっさいの否定を意味するのである。

したがって、家永裁判第一審勝訴の衝撃はたんにある特定政権が、その政治、行政施策のプログラムに直接的なクレームがつけられたといった現象的な次元の問題ではない。それは現行の教科書検定制、度という、教育の内容統制の一つの支柱の非是をめぐる大問題ではあったが、実は、それ以上に、明治以来の日本支配階級がつねに人民にたいする支配の機関としてきた学校教育制度そのものへの告発が内包されていたのであって、教育制度総体を支える根底的な思想への疑問の提起にはかならなかつたのである。

「十五年戦争」への反省とその圧殺

さらにまた家永教授は、この教科書裁判に踏み切る精神的な動機を、「私たちはあの『十五年戦争』を食いとめることができなかつた」という「反省」にはかならないという。

そして、まさに、この「反省」点をめぐって家永教授と今日の国家権力とが文字通り真正面から対決するものとなったのである。

いっぽう中国では、明治時代の末に、中華民国になってしましたが、わが国の勢力が国内にのびるのをきらい、わが国の商品を買わない運動を起していました。こうしてわが国と中華民国との対立がはげしくなり、一九三二年（昭和六年）、満州で両国の軍隊がしやうとして満州事変が起りました。わが国は、次々に軍隊を送って満州全体をせんりようし、次の年に満州国をつくりました。このことが国際連盟からひなんされると、わが国は連盟からぬけてしまいました。（日本書籍 昭和三年度版）

すでに、道徳教育の復活をはじめ学習指導要領の大改悪をもとにしてつくられた教科書であり、「満州」という表現がなんの註もなしに使われ、「大陸へ手をのばすことがいいことか、悪いことか」という価値判断はまったく捨象されてしまっている。さらに来年度から使われる教科書をみると、

満州事変から日華事変へ 大正から昭和の時代にうつりかわっても、産業は立ちなおらず、失業する人の数はふえるばかりでした。農村でも農産物のねだんが下がつて、苦しい生活がつづきました。

ところが政治家は、政党の利益ばかり考えていると思われて、国民の信用を失いました。代わつて、軍隊が政治に力をもつようになり、その中には、政治を改めるとともに満州に進出し、産業をさかんにして、国力を強めようと考えた人々が出てきました。

満州事変 一九三一年（昭和六年） 満州にいた日本の軍隊が中国軍と戦い始め、たちまちのうちに満州を占領し、そこに満州国という国をつくりました。それを満州事変といひます。

「日本国憲法が何故に制定されなくてはならなかつたか、それは再び政府の行為によって戦争の惨禍が起らないようにする。再びということとは、すなわち、太平洋戦争のような無謀な戦争をくり返さないう意味であります。その意味で憲法的理念を体得した新しい世代を育成するためには、太平洋戦争がいかに恥ずべき、そして残虐な戦争であつたかということを徹底的に教える必要があると思ひます。いたずらに他国がこうしたから日本もこうしなければならなかつたというようなことは、人がワイロを取るから、おれも取る、というのと同じ論理でありまして、言語道断であります。」（傍点引用者）

今日、権力は「十五年戦争」を「反省」する意志はまったくない。むしろ真剣に「反省」し、その根源を追求しようとする志向も阻止しようと考えていることはまちがいない。

今、手もとにある小学校六年の社会科教科書の二つの部分について紹介してみよう。

満州事変 昭和になると、世界じゅうが大きな不景気におそわれました。わが国でも、都市に失業者がふえ、農村でも作物が思うように売れず、国民全体の生活が苦しくなりました。

せっかく始まつた政党政治は、政党が、国民全体のことより政権をとることや、大会社の利益をおもに考えていたため、国民に信用がなくなつていきました。軍人のなかには、政党政治をやめて軍人が政治をとり、大陸へ勢力をのばせば、資源がたやすく手にはいり、貿易もさかんになって、国民の生活を安定させることができる、と考える者があらわれてきました。

ところが、国際連盟は、日本のやり方は正しくないと、満州国をみとめなかつたので、日本は国際連盟から退脱してしまいました。（学校図書、昭和四年度版）

この二つの記述から対比される特徴は、

第一に中国国内の動きが完全に抹殺されたということ、

第二に、大陸への侵略の意図の記述が簡略化されたこと、

そして、第三に、「ところが、国際連盟は、日本のやり方は正しくない」と、「ところが」という接続詞を使うことにより、これより以前の部分、すなわち、大陸への侵略ならびに、満州建国のでっちあげがあたかも「正しいこと」「正当なこと」のように印象づけられようとしていることである。

この「ところが」の使い方は、決して偶然でも、誤記でもない。これは文部省の検定を無事通過している以上、文部省権力の意志の表明にはかなるまい。

別の教科書でも、

「大陸への進出、一九三二年（昭和六年）、日本軍は、ついに満州（中国の東北地区）で中国（中華民国）の軍隊と戦いはじめました。これを満州事変といひます。国内では、非常時ということばがしきりにさげられるようになり、やがて、国民は、戦時下のきびしい生活を送ることになります。満州を占領した日本は、満州国をつくつて独立させ、一九三三年（昭和八年）には、それを見とめなかつた国際連盟から、とうとう脱退しました。」

戦争の原因がなんであって、それについて中国大陸の人物とはどうだったのかということがもののみごとくに切り捨てられてしまっているのである。

「国は国民の信託に基づいて教育内容についても責任を負うもの」(八月八日「通達」)であるから教科書の記述内容まで審査するのはあたりまえだとひらきなのおる文部省が、「責任をもってすすめる」教育の内容というものが、まさにこのようなものであるのだ。

アジア人民を教科書からどのように捨象していったかについてはあとでべることにして、「十五年戦争」の批判を否定することを公式の歴史とすることによって、世界第二位の資本主義国にふさわしい「戦争と侵略」の過程へと突入しつづつあるのである。

「新しい国是のもとに明治維新を行ない、きびしい国際環境のなかでその独立を確保しえたわが国は、……日清、日露の戦争や条約改正などを経て国力が充実し、国際的地位が向上したこと、また、大正から昭和にかけては第一次大戦後の政党政治の発達、世界列強に伍しての国際社会における活躍などを経て、やがて第二次大戦に至ったこと、戦後は敗戦の苦難をのりこえて民主的な国家として今日に至っており、その間の産業経済の復興、国民生活の向上はめざましく、国際社会に果たす役割も大きくなっていることなどを理解し、さらに国家の安全と繁栄については、今後いっそう国民の努力が必要であることを考えること。」(昭和四四年版、小学校学習指導要領、社会科、第六学年、)

これが明治から現在にいたる侵略と戦争にたいする権力の公式の見解である。侵略への自責も、戦争の悲惨さへの痛みも、きたるべ

よいのであろうか。

その一つは破防法裁判の開始である。もう一つは、出入国管理法をめぐる問題である。事柄の重みからいえば、この二つはどちらも教科書裁判の結果をしのぎ、せつかくの教育分野での勝利をも根こそぎにうばいつくさずにはおかぬ性格のものである。

破防法裁判に一語もふれえないジャーナリストは、家永教授のたかいた論ずる資格すらないといえよう。どのように立派に教科書裁判を特集しえたとしても、破防法裁判を特集できぬようなジャーナリストは、実は家永氏のたかいたの意義をなにつわかっていないにひとしいのである。

学問、言論、出版界にあって「十五年戦争」への「反省」とは、まさに、「治安維持法」への「反省」をぬきにしてはありえないではないか。

戦前、戦時、言論をもっとも暴力的にたたきつぶしたものは、この悪法だった。そして、戦後この治安維持法にかわるものが破防法である。もっともラジカルな根底的にみずからの信念を表現し訴えたがゆえに、この破防法により捕えられ投獄された者たちの裁判が開始されるということに無関心であるということは、すでにみずからがいかなる弾圧をもけて「真実を求め、真実を語り、真実をつらぬこうとすることを放棄しているに等しい。だとすれば、

「憲法二三条は、……学問の研究はつねに新しいものを生み出すとうとするいとなみであって、歴史の発展に寄与するところが大きかった反面、それだけにときの為政者による迫害を強く受けてきたことにかんがみ、とくにこれを制度的に保障したるものである

き戦争への恐怖もなにもない。戦争があろうと敗戦があろうと、国民がどうであろうと、要は「国力が充実」し、「国際社会での地位」だけが問題となってしまう。

そして、新たな「国家の安全と繁栄」に向けて「国民の努力」をかりたてようというのである。

破防法の発動を前に

こうしたときであって、「あの『十五年戦争』を食い止めなかつた」私たちは、では、いまなにをしなければならぬのか、なにを問題としなくてはならないのか。私たち——十五年戦争によって生きのこりえたすべての日本人は、権力がいまやあらたに、十五年戦争のあとに「国家の安全と繁栄」を直結させてしまったこの現実の直面して、事態の深刻さを再確認しなくてはなるまい。家永教授は「たたかえばみごとに勝利することもある」ことを身をもって示してくれた。しかし、この「勝利」は、今日の国家権力と教育、学問ならびに言論の緊張関係を一瞬鋭くうっしだしただけであって、支配ならびに支配のプログラムには直接的な打撃となりえていないことを冷静にみておこななくてはなるまい。

とくに、この家永教授のたかいたを「支援」した人びと、ならびにそれを華々しくとりあげたジャーナリストの諸君は、教授の提起し、つきつた問題をどれだけ受けとめえたであらうか。

数ページの紙面をさいて家永教授の勝訴とその意義を報じた新聞や雑誌が相前後して登場した二つの事柄について、ごく片隅で報じたか報じなかったかのどちらでしかなかったことを、どう考えたら

と考えられる。ところで、本条で保障される学問の自由の内容をみるに、①研究者が、自から学問的研究に基づいてどのような学問的見解(学説)を抱いても自由であること、②研究者が、自からの学問的見解(学説)をさまざまな形で発表する自由を有すること、および、③研究者が、学問的見解(学説)を教授ないし教育する自由を有することである。」

という「杉本判决」の内容もしよせんは、無内容な画餅に等しいものとなってしまう。あるいは人は、これは「学問にたずさわる人」の問題であり、破防法によって逮捕された者は、革命家だからだ、ないしは「過激派」だからだといっているのであろうか。

「戦前、私たちは真実を知らざれることがなかった。このことが、無謀なる戦争を許してしまったひとつの原因である」という説がある。しかし、「真実を知らざれた」というのは、あくまでも労働者、農民大衆であって、知識人、ジャーナリストが、このように語るとすれば、うそだとはいわぬまでも正確ではない。知識人、ジャーナリストであってもたしかに権力によって積極的に知らされるはずはないことはいうまでもないが、その気になりさえすればいくらでも真実を知りえたはずだということである。問題は真実を知る努力をしたか否かということに つきるのである。たしかに戦前の苛烈な弾圧は今日の状況と比すべくもない。さらに、真実を知ろうとする意志をも奪いつくすべく徹底した教育がなされたということも認めなくてはならないし、私が論じようとしている点も、すなわち、思想の問題としての教育の問題というのは、まさに、この点にかかわることである。にもかかわらず知識人の方がはるかに知り

る条件を享有していたことは明らかであり、「反省」点の中心点は「知らされなかった」という問題より以上に、「なぜ、知ろうとしなかったのか」という問題でなくてはなるまい。いわんや、戦後からひきつづく今日的な状況にあっては、今後いかなる意味においても「知らなかった」とはいえぬであろう。家永裁判にどのような意味がもたらされたか、その法律家、学者、文化人、インテリゲンチヤは、自分もまた、破防法裁判にかかわらなかつたのか、なぜ出入国管理法にかかわらなかつたかについて語る義務があるのだ。

民族排外主義と教育

こうした「知ろう」とする意志を双葉のうちにつみとってしまえばかりでなく、そのような思考力すら奪いとるものとしての「教育」の問題が考えられなくてはならないが、その点にふれる前に、「出入国管理法」案というかたちをとって在日アジア人、なかんずく在日朝鮮人、中国人への弾圧の開始の意味するものを教育内容の側から洗ってみよう。

すでに昭和三三年度版に「わが国の勢力が国内にのびることをきらい、わが国の商品を買わない運動」を、多分に排外主義の色あいを濃くしながらもとにかく指摘していた。それが新たに来年度から使用される教科書の大半から、まったく大陸の人びとを抹殺してしまつたということにはふれたが、日本の朝鮮侵略、日韓併合等の事実をいっせいに消し去つたのは、すでに一九五五年からであった。当時の民主党は『うれうべき教科書の問題』なるパンフを三部にわたって発行し、いくつかの教科書を「偏向教育」として槍玉にあ

げ、その追放をはかつたのであった。こうした反動へのキャンペーンのなかで、「中ソ礼讃型」と烙印された中教出版『あかるい社会』にたいして、文部省がその教科書検定を通してどのような修正要求をしたかみてみよう。

〔原稿〕(朝鮮)の町かどには、日本の警官が立っていました。朝鮮人はだんだん町はずれや、山の上のほうにうつらなければならなくなりました。役人をのせてきた日本の船は、かえりには朝鮮米をつんでかえりました。

〔調査員〕 不要 削除

〔原稿〕日本の国内でも、このようなやりかた(韓国併合について)に反対する人がいました。しかし日本の政府は、このような人をいろいろな理由をつけてとりしまりました。

地図の上 朝鮮国に くらぐろと
すみをぬりつつ 秋風をきく

若い詩人の石川啄木は、そのころ、このようにうたいました。

〔調査員〕 全文児童には不要と思われる。

〔原稿〕それからは(韓国併合後)朝鮮の子どもたちは、学校で、朝鮮語や、朝鮮の歴史を自由に勉強することができなくなりました。朝鮮の農民の土地はつぎつぎに日本の土地会社などの手にわたりました。たがやす土地をなくした農民の多くは、故郷をすててもなく働きに出ていききました。

釜山の港には、このような人たちが、たくさん集まってきました。きのみ、きのみまで日本へたどりついた朝鮮人は、炭坑夫やじりり人夫などになって安い賃金で働きました。

〔調査員〕 全文削除

この「原稿」の部分は、実はそれ以前の教科書にはのっていたものであり、この教科書は昭和三五年まで一部ではあるが使用されていたのである。一九五〇年代後半にこうして朝鮮、中国での抵抗の事実、侵略の状況、さらにそらしたものの批判的な内容はことごとく消しさらされてしまうのである。

かわって。

「日本は、朝鮮と条約を結んで国交を開き、綿製品などの商品を輸出していました。ところが、朝鮮の国内には、日本と手をたずさえて、政治を改めようとする人々と、大國の清にたようとうとする人たちがありました。

清は、朝鮮を清の属国としてあつかっていたので、日本の勢いが朝鮮でのびることをきらっていました。そのため、日本と清とは、朝鮮のことで対立するようになりました。一八九四年(明治二七

年)、朝鮮の内乱がきっかけとなって、日清両國は朝鮮に軍隊を送り、そのまま戦争を始めました。戦争は、翌年、日本の勝利に終わりました。これが日清戦争です。」

〔韓国併合 日露戦争のあと、日本は韓国に勢力をのびし、一九一〇年(明治四三年)には、韓国を併合し、日本の領土にしました。〕
(学校図書 昭和四六年度版)

日本の朝鮮人にたいする残虐、不法な行為になにひとつふれていないのである。

明治以降一貫しつづけたアジア侵略の傷あとを歴史のうえから消しさり、頬かむりしておしとおそうとする意図は、まさに、再び帝國主義としての毒牙をふりかざさんかためである。さらに日韓条約を前に、日本は「善隣友好」をたてに、従来の韓国の歴史教科書に指摘されていた、日本帝國主義の侵略とその犯罪行為に関するすべての記述を削除、改定させてしまったのである。

過去のアジア侵略とはなんだったのかを、わが日本国内で赤裸々に、存在することそれ自体によって隠しようもなく如実にものがたれるものこそ、在日アジア人にはかからない。アジア再侵略にあたって、そのいまわしい事実を歴史の教科書からだけでなく、存在そのものをも、日本帝國主義者は抹消したいと考えているのである。

朝鮮高校生への暴行事件、外国人学校法案等々はまさに在日アジア人の存在そのものを抹殺せんとする攻撃であるといえよう。

台湾からの留学生として一四年前に来日し、東大天文学教室で研究をつづけながら日本人と結婚し二児の母となり、國府の旅券を取得する意志のないこと(中華人民共和国の國籍を要求)を明らかに

したうえで在留期間更新、永住許可を申請してたかっている劉彩品さんのたたいは、入管体制ならびに入管法改悪のなんたるかをより一層具体的に明らかにしている。

「『帰化しない』ことの説明を私にします。日本は過去数十万の中国人を含むアジア人を殺し侵略してきた。ところが現在の日本はその責任をとっていますか。その犯してきた罪を清算しましたか。一つの例、たとえば中国にたいして相変わらず敵対しているではないか。中国に敵対する日本の日本人に中国人の私になれますか。」(ピラ(8)日本人の「あなた」と中国人の「わたし」というきわめて切実な、そして、私たち日本人一人ひとりの胸をつかすにはおかない問いを發した。

ところが、多くの日本人は次のような質問を彼女にあびせたといいう。

「『ピラ(8)の日本人というのは役人のことですか。私達のような日本人のことですか」

「何故、帰化しない」

「あなたは国家にたいして幻想を抱いているのではないですか——どういうこと?—何故『中共』を選んだのですか——どういうこと?—自分ならキューバを選ぶが」

「あなたが国府を拒否するのは分るが、『中共』を選ぶのが分らない。あなたは『毛政権』を全面的に支持するのですか?」

「あなたは大衆運動に責任を持ちすぎるとはいないか?」

「あなたはいつからこういうふうに変ったのですか?」

「彼女はどこまでやる気なのか」

「彼女は日本人を批判しているが何故日本人と結婚しているのか」

ではすでにみたように、アジア侵略とアジア人民の動きに、なにはともあれふれてきた。しかるに、同じ時代にだされた(昭和三三年度版以前)教科書でも、世界地理の分野では、戦前、戦時の日本の侵略について一言半句もふれられていない。

「これからの日本は加工貿易によって栄えなくてはならない。生産力をおおいにあげ、原料市場でもあり、輸出市場でもあるアジア諸国との貿易をさかんにしなくてはならない」それだけがなんのやましさもなく説かれているのである。

そこから、今日の教科書まではほとんど時間を要しない。来年度使用される小学校社会科教科書の一つをとってみよう。そこに登場する国は、(ごく概略的に世界の主要国を紹介したうえでのことだが)

- 1、日本人の移民が成功したアマゾン河下流
- 2、開発のおくれたフィリピン
- 3、「豊かな森林資源とさかんなパルプ、製紙業」のカナダ
- 4、林業と木材のフィンランド
- 5、遊牧民族から化学工業へと発展途上のトルクメン(ソ連)
- 6、国土の40%しか開発されていないオーストラリア
- 7、南半球の国、ニュージーランド(日本書籍)

精選、簡素化された小学校「世界地理」に登場する世界の国々はたったそれだけである。そして、「日本はこのような世界のなかで、どうしたらよいでしょう」と説問されるのである。そして、でてくる話が「日本のトランジスタラジオは、灼熱の砂漠の人々にも戀を与えている」

今日、ブルジョア社会的常識である「自由主義国」「社会主義国」

「あなたは日本人を敵視しているのではないか」(ピラ(11))

こうした日本人の問いに、劉さんが、「何故中国人の私が人民中国を選び、その選び方があなた達の問題になるのか、しかもご丁寧にも『キューバ』を選ぶことを示唆できるのか」(同前)とするべく反問しているように、朝高生を襲撃する右翼学生ではない、きわめて善意の人びとすらが、日本帝国主義がアジア全域、なにかんなく朝鮮、中国において犯した侵略の意味をならうけとめていないことを改めて、痛苦をこめて知らされているのである。

日本帝国主義がアジアへの再度の侵略を開始するにあたって、その意味することを自己の存在そのものによって告発しうる在日朝鮮人、中国人、その他のアジア人をつつての関東大震災の二番煎じのようなフレーム・アップをも辞さずに弾圧、抑圧、そして抹殺しようとするのにたいして、多くの「善意の日本人」が依然として無關心、無知であるということは許されないことである。

しかし、民族排外主義の土壌はきわめて根深い。

たとえば、日本史の教科書のほとんどすべてに(家永氏の歴史の教科書ですら)大和朝廷による朝鮮半島の任那日本府の話がでくくる。大和朝廷が「朝鮮支配」をしたと教える。日本民族の輝やかしい歴史のページとして、日本国民の常識とされている。しかし、およそ六世紀以前の日本国内を統一的に支配しうる政治権力の存在を考へること自体、きわめて非科学的なことである。国内の政治支配権力たりえないものが、どうして外国を支配しうるものであろうか。それがまるで朝鮮支配の当然の民族的優越として、疑問もなく教えられつづけているのである。

また、戦後、小学校社会科教科書の場合、その歴史の分野につい

すらもない。

徹底的に日本商品をうりまくることが、無条件に要請されるのであり、そのことが、日本国民にとっても、さらに「後進国」や「発展途上」にある国々のためにもなるというのである。日本商品や資本の進出がどのような意味をもち、「エコノミック・アニマル」と嘲笑されることがなぜかを考へる余地すらあたえないのである。

従来ヨーロッパ、アジア、北アメリカ、南アメリカ……といった世界地理の体系を徹底的に改編し、みごとに後進国にのみ照準を合わせたことの意味も、アジアへの侵略の開始という現実とかさね合わせて考へる必要があろう。

こうして、日本の「国益」は、アジアおよび後進国への進出と一体のものであり、しかも、先進国日本はこれらの国々の指導者であり、主人公であるということ、を、論理としてではなくむしろ感性として、民族的感情としてうえつけられてしまっている。

軍人精神と国民精神

排外主義と表裏一体をなすものが、愛国主義あるいは愛国心である。侵略はたんに排外主義のみでは成立しえない。それは「国益」というナショナル・インタレストを中軸にして、民族愛、国土愛、さらに、国家への忠誠といった精神的武装と精神的動員を不可欠の要因とする。すなわち、侵略と戦争を貫徹する「主体」の育成を不可欠の要件とするのである。

中教審、第二五特別委員会報告「初等中等教育の改革に関する基本構想案」(中間報告案)は、次のようにのべている。

「教育は、人間の豊かな個性を伸ばし、望ましい目標に向かって個人の可能性を最高度に發揮させることを理想とする。ところが、人間は本来国家社会を離れて生きるものではなく、個性の伸長や創造力の發揮もその文化の伝統の上に初めて達成させるものである。しかも、国家における国民的なまとまりは教育を通じて、實現され、社会の發展に寄与する人材の供給は教育に期待されている。このように、国家社会の要請にこたえながら、文化の継承と個人の可能性の開発をめざすことが公教育の任務である。」(傍点引用者)

「国民的まとまり」とはまさに「一億一心」にはかならない。階級的支配を「国民的統合」というかたちに収斂し、さらに個々の人間を資本に「供給」すべき「人材」と化することが教育の使命だといふのである。

しかし、いったいなにを基軸として国民的まとまりを形成しようというのであろうか。その第一は、やはりナショナル・インタレストであろう。すでにみた世界地理教材に示されているように、日本の独占資本の海外進出が、資本の利潤追求のためではなく、あたかも日本国民全体の利益であるかのように描かれ、さらには、収奪されている植民地、後進国民族までが、恩恵に浴しているかのごとくあつかわれるのである。

それだけでなく中教審のいう「国民的まとまり」とは、従来の經濟主義的「国益」観をさらに一歩新たな段階におしあげたことを意味する。それはすべての国民を日本という「運命共同体」へと一体

化させることを、教育の中心課題として打ちだしたものである。

「期待される人間像」とひきつづき、戦後六・三制教育体系の根本的改編の開始は、明治二〇年代初頭の「諸学校令」と「教育勅語」の發布とを対比せざるをえない。

当時のアジアをとりまく情勢について、ときの首相山県有朋は、カナダ太平洋鉄道、シベリア鉄道、パナマ運河の開通、中国の軍備拡張など諸要因が、アジアの分割支配をめぐって戦雲の近づきつつあることを、首相となる以前の明治二一年に指摘し、政権を担った翌々年、「山県有朋軍備意見」なるものをだした。

それによると、朝鮮が明確にその焦点とされている。

「利益線ノ焦点ハ実ニ朝鮮ニ在リ、……中略……吾人ハ西伯利鉄道完成ノ日ハ即チ朝鮮ニ多事ナル時ナルヲ忘ルヘカラス。又朝鮮多事ナル時ハ即チ東洋ニ一大変動ヲ生スルノ機ナルコトヲ忘ルヘカラス」として、「上ニ陳フル所ノ利益線ヲ保護スルノ外政ニ対シ必要欠クヘカラサルモノハ第一兵備、第二教育是ナリ。……国民愛國ノ念ハ教ノ力ヲ以テ之ヲ養成スルコトヲ得ヘシ」(山県有朋軍備意見、梅溪昇『明治前期政治史の研究』より重引、傍点引用者)

帝國主義段階の世界市場の分割支配への危機感と、その分割戦の一角に介入することにより「利益線」の確保をえんとする衝動を物質化するものが、兵備と教育にほかならない。そして、この教育の確立の内容となるべきものこそ「教育勅語」にほかならなかった。この「教育勅語」の成立にあたって、やはり山県は後年(大正五年)つぎのように回想している。

「軍」の士族を主体とする軍隊にたいする勝利であった。

しかし、徴兵による農民層の比重の増大は権力にとっては両刃の剣である。西南戦争終結後の明治一年から、自由民権運動は年をおいてその勢いをひろめ、農民運動としても激化されていく。明治一年八月二三日、中央政府の背骨ともいべき近衛部隊の内部から暴動が起こる。「竹橋事件」である。陸軍裁判所は、この近衛砲隊二二一名の兵卒のうち二一五名が参加した「暴動」に関して次のようにいう。

「此暴挙徒党ノ原因、多クハ減給及賞勲ノ事ニ在ルカ如シト雖モ、……不平ヲ懷キ、或ハ徴兵ノ制ヲ議シ、民権論ニ涉ル、如キモノ等アリ、其旨趣、一ナラス、其目的、強請ト、供スト雖モ、其事為ハ即チ、暴挙、政府ヲ顛覆スルモノノ如シ」(梅溪前掲書より重引、傍点引用者)

さらに明治一四年には近衛歩兵伍長小原弥密八が政府の言論弾圧と国会開設請願拒否に抗議し、皇居前で切腹をくわだて未遂に終るが、これら軍隊における一連の民権運動の影響は、

「思フニ蘭西ノ革命ノ前時ト雖モ、恐ラクハ此形勢ヲ距ル甚ダ速カラザルベシ」(岩倉公実記「下巻九四八頁」と当時の支配階級を恐怖せしめるものがあった。軍隊が民権論による反政府運動、農民運動と合流することをなんでも阻止し、支配権力の支柱とせねばならなかった。そのためには、まず「陸海軍ヲ一手ニ」権力により掌握することである。とりわけ「徴兵兵卒」の「人心ノ収束」が中央政府の緊急課題となる。

「明治二十三年ノコト、記憶ス地方官中ニ教育ノ目的ヲ一定スルノ必要アリトノ要求起レリ、内閣ノ中ニモ同様ノ意見ヲ抱クモノアリシガ如何ニスベキカノ案ナシ当時ハ頗ル多忙ノ時期ニテ勅令乱発ストモ云フベキ際ナリ是レ明治維新ノ大切ヲツケ、条約ヲ改正シ、憲法実施ノ準備ヲ整フル等ノ事処理スベキ事甚ダ多カリキ而シテ余ハ、軍人勅諭ノコトガ頭ニアル故ニ教育ニモ同様ノモノヲ得ノコトヲ望メリ時ノ法制局長井上毅ナドモ同論ナリシガ此時ハ未ダ教育勅語マデニ熟セル考エハナク唯互ニ議論シテ十二時頃ニモ至ル有様ナリキ……」(国民精神研究所『教育勅語漢英関係資料集』第二巻傍点引用者)

「教育の目的を一定せよ」という地方官の要望にたいして、山県が想起した「軍人勅諭」とは、まさに、対内的には軍隊内部に浸透をはじめた民権思想を放逐し、さらに明治中央政府を支える物質力と化するためのものであり、対外的には近代欧米軍隊に匹敵する体制を創出するためのものだったといえよう。

「陸藩置県」により徳川幕藩体制を根底的に一掃したとき、中央政府を支えるものは、薩、長、土の三藩から供された八千の「御親兵」のみであった。そして、この「御親兵」も各藩の独自の指導系列から完全に独立することはできず、征韓論をめぐる政変の火中で壊滅状態となってしまうのである。

明治六年一月一日、中央政府はついに「徴兵令」を布告するにいたる。「徴兵、徴役一字のちがいが」といわれ、農民はこの徴兵をのがれるため、あらゆる抵抗をくりかえす。しかし、明治一〇年の西南の役の中央政府軍の勝利は、こうした農民を主体とする「国民

中央政府は、憲法制定、国会開設の政治課題を中心にこうした新たな段階に即応する「人心ノ収束」をくわだててゐるのである。

しかし、徴兵軍隊はもはや土族的世襲制も身分的隔絶性もない以上、軍隊における「人心ノ収束」は、国民一般にたいする「人心ノ収束」と独立して行なわれることは不可能である。したがって「平民市井」の「習性」から、峻別された特殊「軍人精神」の強調は、軍人軍隊の特殊社会にとどまることなく、国民全体に向かわねばやまないのである。「利益線ノ保護」のため「第一兵備、第二教育」をあげた山県が、「軍人勸諭」のあとに「教育勸語」の作成を主導するのにも当然といえよう。こうして、教育は軍人精神の練成に収斂されるものとしての「国民精神」の形成としての位置をしめねばならないのである。

教育勸語においては、「宏遠ナル肇國、深厚なる樹徳」を「国体の精華」とし、「教育の淵源」としたのである。

教育勸語の作成にあたって、井上毅は山県に書簡をおくり、勸語は「政事ノ命令」でも「軍事教育ノ一種の革命」でも、まして特定の宗教、哲学上の学説にも偏してはならない。勸語は「消極的ナニモ愚戒悪之語」を用いず「汪々トシテ大海ノ水ノ如ク」なければならぬ（『教育勸語漢英関係資料集』第二巻、稲葉栄次郎「明治以降、教育目的の変遷」より重引）、勸語を宗一派に偏すること、すべての宗派や宗教を超えるものとしてつくらねばならぬと考へた、きわめて秀れた政治的直覚といわねばなるまい。まさに、このようにあらゆる宗派、学説を超越することによって天皇の絶対的權威を確立することができるのである。

この勸語の末尾に「一國の独立を維持するには、陸海軍備に基因

そこには決定的な隘路がある。明治には「国民精神」に先行する「軍人精神」があった。教育勸語にさきんじて軍人勸諭があった。軍人精神はみずからを、「我軍人の精神」は、「天地の公道人倫の常径なり」と宣言することにより、「国民ノ精神」になりかわることができた。

しかるに、自衛隊は「国民精神」に優越すべき自己主張のいっさい許されない存在とされている。この苦境を突破する道は何か。当面、自衛隊をも含めた国民全体を思想的に武装させることによってしか、それは解決がつかないのである。（もちろん最悪の事態には自衛隊をいっきょに復権することも当然追求されている）したがって、まさにそのような具体化の過程にふみ込もうとした段階で、「国家の教育権」が否定されるなどというのほもってのほかの大事件といわざるをえないのである。

五〇年代、朝鮮戦争ならびに警察予備隊の結成以来、「修身科の復活」「道徳教育の実施」は、戦後支配階級の教育政策への最大の要求の一つとなっていた。一九五五年、地教委の任命制化と、五八年動評の全国的強行によって、教育労働者運動の担い手であった日教組に壊滅的な打撃を与えることによって、同年ついに、宿願の「道徳教育」が実施されることになった。

人間尊重の精神を一貫して失わず、この精神を家庭・学校その他の各自がその一員であるそれぞれの社会の具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な国家および社会の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成することを目標とする。（傍点引用者）

と、幸に目下東洋無事、隣國の關係親密云々之旨趣を一語相加……」（『公爵山県有朋伝』中巻一二八頁）という山県の再三にわたる要請への回答であったが、結局、山県の依頼を「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉シテ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という表現に集約したのである。

これにより、ひとたび事あるときはみずからの生命を「鴻毛の軽きに比して」君國に報ずるのが国民の最大の義務であり、生きがいであるとされるにいたつたのである。

軍人勸諭（明治一五年）から八年の経緯を経て軍隊ならびに国民を一体的に統合する思想的基盤を獲得したといえよう。

さて、明治における軍人勸諭と教育勸語との関連をかたりの紙数をさいてのべたのは、アジアへの帝国主義的再侵略を不可避とするにいたつた現在、自衛隊の帝国主義軍隊としての再武装という日本支配階級にわたつての死活の課題は、実は同時に日本人民全体を帝国主義イデオロギーによって再武装させずにはおこなぬものであり、それは学校教育の帝国主義的改編と不可欠であることをのべたいがためである。

今日の自衛隊は決して徴兵制ではない。しかし、そのことからかつての士族階級の血をくむ「武門軍人」や「職業軍人」としての特権性、優越性を保持してはいない。日ごとにその勢いをましているとはいへ、依然として合憲性を疑われている日陰者でしかない。にもかかわらずアジア侵略の至上命令の前には是非でも、これを現代戦Ⅱ侵略戦争に耐えうる帝国主義軍隊として仕立てあげなくてはならないのである。

文部省は従来その学習指導要領に課していた「試案」という二字を消し、さらに、国家規準としての法的拘束力をもつものとしたのであった。かかる「拘束」性と一体となって右の目標のもとに道徳教育を登場させたのである。道徳あるいは教育というものが法的拘束力として存在するということがすでに自己矛盾であるが、とにかくにも道徳教育を登場させ、その目標のなかに「日本人の育成」をうたいこんだのである。

この「日本人の育成」という表現のなかに、道徳教育を断固として登場させた支配階級の政治的意図がきわめて重くこめられているのである。

この道徳教育の実施から、八年後の六六年「期待される人間像」がだされる。「後期中等教育の多様化」を内容とする「改革案」に付記されたこの「期待される人間像」は、「教育勸語」の二番煎じを演ずることを「理想」とする笑いもできない茶番である。しかし、戦後世界体制の根底的動揺のなかで、帝国主義日本が生きてのびんがための思想的武装のための一つの到達点を示すものであり、いかに冷笑され、罵倒されようと支配階級が戦後二〇余年後にはじめて思想的一致をかちとつたものとみるべきであり、決してあなどることはできない。

「ここに示された諸徳性のうち、どれをとって青少年の教育の目標とするか、またその表現をどのようにするか、それはそれぞれの教育者あるいは教育機関の主體的な決定に任ぜられていることである。しかし、日本の教育の現状をみると、日本人としての自覚をもつた国民であること、職業の尊さを知り、勤労の徳を身

につけた社会人であること、強い意志をもった自主独立の個人であることなどは、教育の目標として、十分留意されるべきものと思われる。」(「まえがき」、傍点引用者)

ここでも「必修の徳目」の冒頭に「日本人としての自覚をもった国民」がかかげられている。「まえがき」第一部、当面する日本人の課題、第二部、日本人にとくに期待されるもの、とにわけられるこの「人間像」のなかで、この「日本人としての自覚をもった国民」に直接かかわる部分は、第二部、第四章、国民として「一、正しい愛国心をもつことであらう。」

「今日世界において、国家を構成せず国家に所属しないいかなる個人もなく、民族もない。国家は世界において最も有機的であり、強力な集団である。個人の幸福も安全も国家によるところがきわめて大きい。世界人類の発展に寄与する道も国家を通じて開かれているのが普通である。国家を正しく愛することが国家にたいする忠誠である。正しい愛国心は人類愛に通ずる。」

真の愛国心とは、自国の価値をいっそう高めようとする心がけであり、その努力である。自国の存在に無関心であり、その価値の向上に努めず、ましてその価値を無視しようとすることは、自国を憎むことともなる。われわれは正しい愛国心をもたなければならぬ。」

前半はすべてまったくその逆である。しかし、後半の記述はそのように主張することを許さぬ論理構造になっている。おどしであ

る。帝国主義日本が今日も必要としている「忠誠」の対象は、ここでは依然として明確であり、あたかも「国家への忠誠」は当然の前提のごときすりかえを行なっている。次の節の「天皇への敬愛の念をつきつめれば、日本国への敬愛につうする」という論法も同様である。

こうした荒唐無稽な「期待される人間像」も論理や内容ではなく、強制力であるということ片時も忘れてはならないのである。山県が井上に要請した主旨は、この「人間像」のなかにも次のような表現をとってあらわされている。

「同時に、日本は強くたくましくならなければならない。それによって日本ははじめて平和国家となることができる。もとより、ここでいう強さ、たくましさとは、人間の精神的、道徳的な強さ、たくましさを中心とする日本の自主独立に必要なすべて、その力を意味している。」(傍点引用者)

現在日本の支配階級は当面これだけの表現があれば、あえて「一旦緩急アレバ……」とまで表現する必要はないと考えているのだ。しかし、これらの表現は何としても脆弱である。この脆弱さを補強するものこそ、暴力的政治支配の強化であり、民族排外主義、他民族蔑視の助長である。

さらにまた直接教科書の内容にもりこませることによって、その政治的意図の先取りをはかるうとしてしているのである。

「……そして、日本本土への空しゅうがはげしくなり、おもな都

市はほとんど焼かれて、国民の生活もたいへん苦しくなりました。また、国民が意見を自由に発表することは、ますますおさえられるようになりました。……中略……

○戦争によって、国民生活はどのように苦しくなりましたか。家族の人たちの話も聞いて話し合ってみましょう。」(日本書籍、四三年度版)

この部分は、四六年度版では次のように書きかえられている。

「……そして、工業をはじめ国力のすべてをかけて戦い、日常生活に必要な衣類や食料は配給制度となりました。戦争に反対する意見はきびしくとりしまられ、国民は『お国のため』を合言葉に戦争に協力しました。」

やがて、大学生は兵隊となり、中学生は工場で働き、都市の小

学生はいなかへそかいました。……後略……

○文化の進歩やくらしの変化などを、おじいさんやおばあさんがどう考えているか聞きましよう。

○戦争に敗れた日本はどのようなにたちなおるでしょう。」(日本書籍、四五年度版)

すでに改悪されていた四三年度版から、四五年度版へのこのちがいはやはり尋常ではない。家永教科書の検定にあたって教科書調査官が「傷夷軍人の写真は戦争の暗い面が強調されてよくない。しかし、大学生の学徒動員や女学生の工場での勤務奉仕の写真は国民が戦争に協力している明るい面が出てよい」といったということ想起してみる必要がある。さらに戦争に協力する人々が強調されているのにつきのようながある。

「戦争がはげしくなるとともに都市の小学生は家をはなれていなかにかをかいし、中学生や女学生は兵器工場や農村にいて働きました。……中略……男の働き手がいなくなり、婦人も工場などがかいがいしく働きました。」(教育出版、昭和四五年度版)

蒙古襲来などとあわせて、「一旦ことあらば」国をあげて戦わなくてはいけないことが、意図的に、しかもごく自然なかたちをとって少しずつ教科書のなかにまぎれこまされているのである。

思想的服従と教育

帝国主義的侵略にあたって徹底した排外主義、他民族差別意識の醸成に結合された愛国主義、国家への忠誠は、また同時に人民の権力への屈服と服従の「倫理」と心理を不可欠のものとしてざるをえないのである。

朝鮮高校生への暴行の尖兵となっている国士館高校等の生徒が実は都内での最悪のアウシュビッツ的暴力支配と「学力」の論理による差別意識の劣等感にさいなまされている生徒たちであるということは、ひとり国士館特殊社会に発生する偶然ではない。実は学校教育体系の「多様化」はかかる実態基盤を全国的につくりだすことを意味しているのである。

「……社会の秩序というものは、法律なり教養なりあるいは道徳なりによってささえられているわけでありませぬ。しかし、わが国の実情は、法律の根底にあるべき教養とか良識とか道徳とかい

ものとの間に、一つの大きな穴があいているのではないか。……中略……現在の法律の規定とその基盤にあるべき良識や道徳との間に一つの穴があいている。ギャップがあるということがわが国の現実の実態であろうと思います。そういう点からも、今日道徳教育がいかに重要なものであるかということが察せられると思うのであります。」

つねに日教組組合員をはじめとして、労働者、学生のピケと赤旗、労働歌と笛の音によってはばまれていた一九五八年、道徳教育の趣旨の宣伝のための文部省主催の伝達講習会、別府会場の開会のあいさつで、初等中等教育課長はこのようにのべている。

レーニンが国家には官吏の機能と坊主の機能があることを指摘したことはよく知られており、俗に「アメとムチの支配」などともよばれている。支配階級の階級的利害に基礎をおく階級支配が、まったくその階級性を自覚させないまでに、共同幻想を貫徹させようと、実はもっともみごとに階級支配が安定していることにはかならない。「ブルジョア階級教育は『国民教育』として貫徹される」といわれる所以のものである。暴力的支配ではなく、アメによる支配の方が支配の安全性ははるかに高い。しかし、その安定性もあくまでも支配階級がその所与の歴史的役割を前向きに担っている段階でのことであり、あるいは、一定の歴史的、社会的、自然的条件のなかでかなりの生産力を保証し、住民の生活を安定させることが可能である限りにおいてである。もちろん、それとても相対的なものであり、被支配階級の自覚の度合いにも規定されている。

しかし、階級の支配が不安定となり、社会的激動が表面化するに

したがって、法的に暴力的支配の強化が不可避となる。暴力的支配の強化は同時によりいっそうの「坊主の機能」の強化をともなうことなしには、その権力はたちまちにして人民の反抗の前に打倒されてしまいうであろう。

したがって、今日みられる教育の重視、道徳の強調は、強化される国家権力による暴力支配、抑圧と庄政の反証ではない。

かつて四〇〇年前、豊臣秀吉はすべての人民から「刀狩り」によって、みずから守るべき武器を奪ったわけだが、あわせてその「道徳」も奪ってしまったのであり、明治維新によっても、ついに人民はみずから武装することができなかつたばかりか、その思想と道徳まで権力の一存にまかせられるままになってしまった。そればかりか、道徳的準則は国により学校という場をつうじて実現されるもの、もっといふなら道徳は学校にのみ存するものとして明治以降まったくあらたに再編、強化されることになったのである。

国家の暴力的支配を徹底的に補完するためのみごとな例を教育勅語の制定においてみた。井上毅が「一宗一派に偏る」ことをあくまで拒否し、「汪洋として大海」のごときものを要求したことは、まさに、国家ならびに、その発する道徳のすべてを越えた絶対性の確保を追求するためのものにほかならなかつた。

ところで、さきにみた、一九五八年、道徳教育実施にあたっての、初中局教育課長の「法律的规定」と「良識や道徳」とのギャップといわれるものは、動評闘争から六〇年代の不安保闘争にいたる五〇年代後半の階級闘争の昂揚への対決と六〇年代の不安保体制に即応する治安維持のため警職法案上程という攻撃を抜きに考えることはできない。

そこではすでに、「道徳」そして「良識」すらもが、「法律的规定」に追いつくためのものとして、ということは、戦前的な警察による反動的支配の強化という現実を「合意」させようとすることにほかならない。

中学校、道徳の指導資料(第一学年)

一―一―2 主題名 日常の礼儀

前略 展開

○正しい美しい礼儀作法は、正しく美しい心の表われであること、形と心とが一致したものであること。

○礼儀の基本は相手に対する尊敬の表われであり、相手の人格を尊敬した態度であること。

一―一―3

II資料

自由と規律について

主題名 みんなのきまり

勝部真長、堀秀彦

「みなさんは自転車に乗りますか、自転車はスピードが出て早く走れば走るほどおもしろく愉快です。しかしその反面、もしブレーキがきかなかつたらどうですか。こんな危険なことはいけません。人間もそうです。自由はますます自由でなければなりません。しかし規律のない自由は危険です。ブレーキがかからないで、しかもスピードの出る自転車みたいに危険です。この自由なる規律、これを自律ある生活と呼ぶのであります。」

っせいに開始されたのである。これらの思想はまさに、「法律的规定」を支えるイデオロギーの土壌を広範につくりだすためのものである。それは、六八年小学校、六九年中学校、学習指導要領の改定ともさらに改悪され、「法的規定」を支えるものとしてだけでなく、「日本人を育成するため」の「基盤としての道徳性」というきわめて攻勢的な方向を打ちだすにいたる。

徳目の分類		旧	新
日常生活の基本的行動に関するもの	五項目		三項目
道徳的判断に関するもの	十項目		五項目
国家社会の道徳に関するもの	六項目		五項目

右の表は中学校学習指導要領に示された道徳教育の項目の新旧比較であるが、旧指導要領の中軸であった「道徳的判断に関する項目」が半減し、かわって、「国家、社会の道徳に関する項目」の比率が著しく増大したことを示している。支配階級が国家意識、愛国心、国家への忠誠を当面の最大課題とせねばならないことについてはすでに述べた。しかし、このことによって実は他の道徳的徳目のウェイトが軽減されることを何ら意味しない。愛国心や国家への忠誠の強制の根拠こそ、実は、「道徳」の強調の根拠にほかならな

い。愛国心、国家への忠誠心の強調は、民族排外主義を不可欠の構成要素とするともに、順従、奉仕、自己規制、畏敬の念等々の道徳的徳目をよりいっそう強調せざるをえないのである。

現在のところ新指導要領にもついた道徳教育指導資料なる教師用「国定教科書」はできあがっていないようであるが、すでに、国語教科書は、このような文部省の道徳教育を忠実に反映する「道徳教材」になりさがってしまっている。その実態を紹介しておく。

『自分の考えに自信を持って』

四年生の時、父が学習参観に来た。その日の道徳の時間に、わたしは、手を上げていても先生にさされそうになると、おろしてしまふことがあった。それを見た父は、夕食の時、

「自分の思ったり、考えたりしたことをみんなに聞いてもらうことがたいせつなんだ。もっと、自分の考えに自信を持つことだね。」と話してくれた。それ以来、このことは、わたしの心に残っている。このころ、発表がいくらかよくできるようになったのは、この、父のはげましのことばのおかげだと思つて、父に感謝している。(五年下)

『小さな芽』

庭の片すみの木のえだに、小さな芽が出ているのを見つけた。それを見ているうちに、わたしは、ふと、この小さな芽が、わたしに向かつて語りかけているような気がした。

「わたしは、暖かい春の日の来るのを楽しみに、冷たい雪や風

にたえて、じっとがまんしているのだよ。」

と。わたしは、自分に欠けている「がまん強さ」というものを教えられたように思った。(東書 五年下)

『道路と祖母』

……発電所などができ、車の往来がはげしくなるにつれて、祖母の家の前を通る幹線道路を拡張する計画が立てられました。この計画によれば、村でも、何げんかは、道のそばの田んぼを売らなければならぬのです。祖母の家も、そのうちの1けんです。わたしたちが遊びに行ったときは、その話が進んでいる最中でした。それで父たちの話題も、自然に道路のことになりました。

着いた次の日も、朝から、田んぼを売ることが出ました。父が、

「おばあちゃんがかわいがっている土地だ。道路を造るためでも、出すのはおしいだろうな。」と言うと、祖母も、

「おじいちゃんも、あそこをいちはんかわいがっていたものね。よく肥えた田んぼだから。」

……中略……

「でもな、みんなが出したくない、出したくない、と言っていたら結局は村の人がこまることになるのだからなあ。みんなが田んぼを出し合つて、新しい道路を造らねば。」

祖母は、それに答えるように、

「なにね。損得ずくで言っているのでもないし、どうしても出さないとわいわけでもないんだよ。ただ、先祖の土地を少しでもわたしの代わりになって減したら、申しわけが立たないと思つてね。」

と言いました。

「おばあちゃんの気持ちはよくわかるけれど、この村の人たちの利益になるのだから、先祖も喜んでくれると思ふんだがな。」

……中略……

「おまえたちの言うとおりがもしれん。田んぼ全部というわけではないし、売ることにはしようか。」

と言つて、とうとう売ることを承知しました。

夕方、祖母は、田んぼの前に立つて、青々とのびている麦を見つめていました。

「おばあちゃん、ここで、おじいちゃんと三人でおにぎりを食べたとき、おいしかったね。」

と言いました。祖母は、

「そんなこともあったね。」

と言つて、手で目をおさえました。

……中略……

「陽子が今度来るときは、この田んぼのあたりが、いい道路になつてくるよ。」

と、ぼつんと言いました。(光村、五年上)

この教材のあとには、高速道路を賛美した『高速道路』という報道文がのっているというぐあいになっているのである。幹線道路が

どうして村のためになるかの立証ぬきに、ひたすら村のために協力することが前提とされ、あくまでも「損得ぬき」の心情の問題へとすりかえられてしまつていたのである。こうして、三里塚空港に反対するたたかひを中心各地でたたかわれている土地とりあげへの怒りなどまったく圧殺されてしまうのである。

ここでとくに注目すべきことは、「村のため」ということに、検討の余地を与えないことである。このことはただひとつこの單元だけの問題ではない。「公」「公共」「市町村」「国家」等々のことばの前では思考は停止せねばならない。それはやがて教育のなかに思考し批判してはならない聖域をつくり出すことになるのである。のちにふれる群馬の小作教諭にみられるように、「君が代」や日の丸はすでにかなりの程度にわたつて聖域を獲得している。国家権力への涙は、問いつめられることなく、自発的協力の美徳へと転化され、讃美される。あくまでも国家に抵抗するものは異端視され、排斥され、弾圧の対象とされるのである。

道徳が「法律的規定」という国家意志とのギャップをうめるためのものである以上、しよせんは権力の意志に隷属したものであり、権力の意のままのものでしかない。したがつて、それは批判することも選択することも許さぬ強制力を内包しているのである。そのためにも、教育は学問とはまったく別個の権力に直結したものでなくてはならないのである。

教育再編と反戦教師ページ

今年の春、群馬県桂萱中学校、小作貞隆教諭は、卒業式の当日、

自分のクラスの生徒に君が代を歌わせなかったことにより詰め腹を切らされ、退職させられた。このことについて、小作教諭は次のように述べている。

「このおこりは昭和四二年度からです。学校長は突然卒業式に君が代を斉唱させると提案しました。私はまず、君が代を生徒に歌わせる意義を問題にしました。教育活動は常に目的的活動でなければならぬと考えたからです。しかし、学校長は、これは国歌であるとか、学習指導要録にあるとかいって、ごまかそうとしました。」(『朝日ジャーナル』70・9・6)

そこで、翌四三年度、二年生にたいして、「社会科(歴史的分野)の授業で君が代を取り上げて授業をしました。驚いたことに生徒達は歌詞も読めず、意味もわからぬ状態でした。彼らは何も知らされず歌わされていたのです。そこで、よみ方や意味の解釈から始めて、明治、大正、昭和にかけて君が代が果たした軍国主義的役割と天皇制を讃美する歌であることを説明しました。授業のあとで生徒達に感想文を書かせますと、多くの生徒が今までは何も知らずに歌ってきたが意味がわかってみると馬鹿らしくなったとそっ直にのべていました。」(『君が代』事件の真実を訴える——小作先生からの手紙)

しかし、「校長は不法にもこの生徒の書いた感想文集、しかも学級保管にしてあるものを担任の私に無断でとりあげ、その中で君が代否定の意見が多かったというだけでレッテルをはりつけ」(前掲書)てきたのである。

四四年度卒業式をむかえ、事前の職員会議で校長はあくまでも

君が代を歌わせるといい切る。

「そのまま卒業式の前日に予行演習が行なわれ、演習が終って学校長の講評がありました。

初めはありきたりの批評でしたが、最後に、三年一組の男子は君が代を歌わなかったが、こういう行為はテロ行為につながる。また、歌わなければ三年の全課程を終了したことはないのだから卒業証書はやらないとすごいけんまくでしたのです。」(前出—訴え)

そのあと、職員会議はひらかれず学年会がひらかれただけだった。

「そこでは、やはり校長のあの態度は不当なものであるという意見が他の職員達からも出されましたが、校長に生徒達へ釈明させようというところまではゆかず、むしろ私にたいして、ぜひこの際担任として生徒達が君が代を歌うよう指導すべきだという意見が出されました。私はこれにたいして、自分としては生徒に歌えという指導はできない。ただ私がだまっていれば、おそろくうちの生徒は素直だから無事に歌うでしょうと答えました。」(訴え)

いよいよ、当日、朝の打ち合わせで、

「冒頭に発言を求めて学校長に次のような質問をしました。土曜日の予行演習で三年一組の男子が君が代を歌わないということであのようなお叱りを受けましたが、君が代という歌は生徒だけが歌うもので職員は歌わなくてもよいものでしょうかと。これにたいして校長は、もちろん、教師も歌うものだと言えましたので、私はさらに、そうすると土曜日の場合私を含めて何人かの先生が歌わなかったが、それらの責任は追及されずして直接三年一組の

い人物像」だ(『朝日新聞』70・6・8)とされ、ページの対象とされている。

広島県佐伯郡五日町立観音小学校の阪本貞教諭は、「広島反戦教師の会」の世話人として、一〇・二一闘争で逮捕された五人の仲間の救援活動の中心を担った。その阪本氏は、今年の五月四日午前中に、算数の宿題を忘れた二名の児童の頭を「教材用の木製コンパスで、一回なぐった疑い」(『朝日新聞』70・8・20)によって、八月一日に警察に逮捕されるといふ弾圧をうけたのである。

柔道、剣道の体育科への再登場をきっかけに、また、受験教育への焦燥とあわせて、体罰の復活は今や学校教育のなかで一般化され、目にあまる事態が起こっている。しかし、スパルタ教育を鼓吹し、教育における暴力を容認する教師たちは放置されたまま、たまたまコンパスでこつんとやった程度でも、反戦教師だから逮捕されるのである。

「坂本教諭は同月二一日、処分保留のまま広島地検から釈放された。翌二二日は夏休み最後の登校日。三年三組の教室に同教諭が顔をのぞかせると、「せんせい」「わー」と、大歓声。体」とぶつかってよろこぶ男の子。うれし泣きする女の子。」(『朝日ジャーナル』70・9・13)

こうした教室の様子は坂本氏への弾圧がいかにでつちあげのためものかもわかる。さらにまたいかに権力が、反戦教師への弾圧の口実をさがしあぐねているかを察することができよう。教委は坂本氏をページする独自の調査を進めているという。今日、反戦派へ

男子だけが責任を追及されたのはどうい理由ででしょうかと質問しました。これにたいして学校長は、今日は卒業式の当日だからといって逃げました。しかし、それでは卒業していく生徒達にたいして担任として諒解できない、はっきり答えてもらいたいと要求したのですが、校長は答えず、司会者も他に連絡があるからといって他へ進行してしまいました。私はたとえ、この場所では答えなくとも何らかの話が校長から生徒にたいしてなされることを期待していたのですが、ついにそれがなされず、卒業式が開始されてしまったのです。」(訴え)

こうしたなかで、

「まず教頭の開会宣言、そのあと進行係の号令で君が代斉唱、全員起立がかけられ指揮者が壇上でタクトを振り上げましたので私は思わず最前列にいる生徒の前へ出て三年一組回れ右と号令をかけました。」(訴え)

かなり長い引用になってしまったが、このなかで小作氏が一貫して問題にしていることは校長から「納得のいく説明」を得たいというところである。そして、彼はついに君が代をなぜ歌わねばならないのか、なぜ歌うことを拒否してはならないのかの説明をひとことも得られずに教職を追われなくてはならなかったのである。君が代はもはや疑問や批判の対象ではなく、教師や生徒が服従すべき「オカミ」なのである。こうした聖域にさからうこと自体がいまや、「テロ行為」であり「ゲバ行為」とされ、そのような行為をあえておこなうものは「反戦派」なのである。

そして、いまや「反戦派」は「文部省としても』あつてほしくな

の弾圧処分は、「逮捕された」事実だけでなされることが日常化されようとしていることも忘れてはなるまい。

首都東京の都教育労働者反戦の事務局長責任者、古川修二氏の場合も、一〇、十一月闘争逮捕者への行政処分抗議、美濃郡都知事に面会を要求し、都庁庁舎内にはいったということで、建造物不法侵入罪により逮捕、起訴、そして休職処分を受けている。都の職員が同僚の処分に抗議して知事に面会を要求して庁舎内にはいるのはまったく当然なことではないか。いうまでもなく、反戦活動家としての古川氏への弾圧の口実でしかないのである。このような例はさらにあげることができよう。

こうしたれっきとした「反戦教師」の活動家にたいするねらいのうちだけでなく、攻撃はさらにエスカレートしている。その象徴的なあらわれが福岡県伝習館高校の三名の教師にたいする処分攻撃である。

六月六日、内田福岡県教育委員長は、処分について、「茅嶋教諭——現体制を否定する文章を再三伝習館新聞に寄稿。建国記念日を否定する趣旨の文書を生徒に配布。所定の教科書を使用しなかった。所定の考査を実施せず、生徒全員に一律評価を行なった。半田、山口教諭——所定の教科書を使用せず、学習指導要領に定められた目標、内容を逸脱した偏った指導を行なった。さらに、半田教諭——在校しながら授業に出ない生徒を放任した。山口教諭——所定の考査を実施せず、一律評価を行なった。」——これらは教育基本法、学校教育法に違反するものである。

この処分理由のなかには、「所定の考査を実施せず、一律評価を行なった。」とか、「在校しながら授業に出ない生徒を放任した。」

このような文部省の教育支配に対決して、独自の自主的な教育課程をつくって教育をせよという「自主編成」論を強調しつつつけてきた。ところが、実際に「人間を大切にせよ」「いち早く特定思想に短絡するな」という教育を徹底させようとする教師があらわれ、それにたいして悪名高き、事実きわめて危険な内容で武装された指導要領が、学校教育における唯一絶対性を主張しておそいかかったとき、かの日教組最強の福岡高教組が「反戦教師」のレッテルをこの三教師に課すことにより、県教委の攻撃を許してしまったということ、すでに今日における教育闘争を担う資格をみずから放棄したことを物語るものである。

さらにつけ加えるなら、こうした攻撃は、学級日誌、生徒の個人ノート、生徒会新聞の検閲等の重大な思想調査をとまなうのであることも坂田発言の「証拠があれば」というのと、小作氏の場合の学級文集の無断もちだしとあわせ無視できないものである。なお、福岡では高校生新聞はかならず県教委に提出されているという。

これら一連の攻撃はたしかに突出した者への攻撃である。しかし、その内容はまったく情容赦のない冷酷、苛烈なものである。それらは、その苛烈さによってなによりもみせしめとしての意味をはたそうとしているのである。このことは、教特法をはじめとする教師総体への再編攻撃と一体のものであることも確認しなくてはならない。

すでにみたように、日本帝国主義はアジア侵略に向けて軍隊をも含めた国民の思想的再武装を焦眉の課題とせねばならないのであり、学校教育はその課題を一身になわされようとしているのである。

とか、あきらかに事実反するデタラメなものがあり、また、ひとつひとつの理由を事実にあたって調べるなら、この三人の教師の行為がいかに教育的であり、正当であるかが明らかになるであろう。(伝習館を支持する会「伝習館問題の経過と資料」——柳川市一新町一の五参照)

ここでは、処分の理由が、教科書を使用しない、考査をしない、成績を一律につけたということが真正面から懲戒免職という処分の対象とされたということに焦点をあてて考えてみたい。このことは、「学習指導要領に定められた目標、内容を逸脱した偏った指導」という一項目をも含め、要するに「学習指導要領に違反した」ことを処分の最大理由としているということである。

一九五八年以来、学習指導要領は「試案」の一字を削って「国家基準」とされるにいたったわけだが、伝習館への攻撃は「国家基準」化された最初の本格的攻撃であることを確認しなくてはなるまい。そして、この「指導要領違反」という引き金がかかれたこともつ政治的な意味を直視しなくてはならない。

三名の処分の翌六月七日福岡市で開かれた「教育正常化福岡県民大会」にわざわざ坂田文相が出席、「教育者としていちじるしく不適當な教育をした証拠があれば、処分はやむをえない」と発言している。日教組は教育課程、学習指導要領の一大改悪にたいして、五八年当時のような伝達講習会を實力で阻止するといった戦術を否定し、「総学習、総抵抗」と称し、「内容批判」のパンフレットをばらまくことで「対処」してきた。しかし、それらのパンフにもどれひとつとして一連の教育課程、指導要領改悪が国家意識、愛国心、軍国主義教育の危険性を指摘しているものはない。そして、つねに冒頭にもべたように、明治以来わが国にあっては、思想の問題は教育の問題であった。とくに、教育勅語の絶大な威力は、民衆の道徳的規範を示す場所が学校以外に存在することが許されなかったものであり、以来、学校はまさに道徳の発生源とされてきたのである。中教審が「公教育の目的」は「国民的まとまりをつくることだ」というとき、そこではオールマイティの学校というものが考えられているのである。

そして、この思想と道徳の発生源としての「学校」を担うものこそ教師にほかならない。中教審の「初等中等教育の改革に関する基本構想試案」(中間報告案)のほぼ三分の一が教師に関してであることの根拠もここにある。ここでは、

「……初等中等教育においては、教育の実質に大きな影響を与えるものは教育者である。これからの時代が教育に期待するところがきわめて重いにもかかわらず、すぐれた教員を確保することはますます困難となりつつあることを考慮し、高度の専門性を備えた教師が教職に自信と誇りをもっていきいきと活動できるようにするため、総合的かつ抜本的な施策を講ずる必要がある。」

とのべられている。

そのためには「学校内の管理組織と教育行政体制の整備」と「教員の養成確保とその地位の向上のための施策」がうたわれているのである。そして、第一に、教員養成機関の飛躍的充実と「教職につき者としての修練」の徹底、第二、教職の「特殊性」と管理体制に即応した「給与の体系」の確定が日程にのぼらうとしているのである。

一九三〇年代の資本主義の死の苦悶にあって、世界各国の教師は侵略と反革命、排外主義と愛国主義の積極的な担い手としての社会的役割をはたした。ドイツにおけるナチス党の「政治運動員のうち一六万人が教師職業、それも主として小学校教師の出身であった（全政治指導者の二二・九パーセント）」（久保義三「日本ファシズム教育政策史」といわれる。日本の場合においても、「国体」精神と軍国主義的侵略思想のものとも忠実かつ積極的な担い手が、帝国教育会や各県教育会、さらに、大政翼賛会や国民精神文化講習所に結集した教師たちであったのである。

さらに、こうした侵略と反動化に抗してたたかった当時の若き教師たちの場合にも、明確に帝国主義権力の打倒を自己の任務として与えるというよりは、多くの場合、二〇〜三〇年代の恐慌と戦争への突入のなかで、貧困と非人間的な教育にうちめかされている子どもたちに、少しでも人間的な教育、知識、文化を与えようとすることにウェイトがおかれていったのであった。

したがって、新興教育研究所、生活綴方運動などに結集し、体制にたいする一定の批判、反発を有する教師たちでも、あの悪名高い治安維持法によって根こそぎの弾圧を受けたとき、大半の教師たちは不意打ちをうけ、また、自分たちの「無実」を理解してもらおうとする善良で熱心な教師たちが多くいたのである。

しかし、アジアへの再侵略に着手した日帝は、今日、たしかに全国各地に官制の研究會をつくり、多くの教師たちと日夜「研修」のムチでせめさいなんではいる。しかし、戦前のような体制イデオロギーの熱烈な伝導者としての教師群をとてつくりだしていな

い。そればかりか、反戦派教育労働者の登場に止められるものは、明確に日帝の動向を直視し見抜くとともに、破防攻撃をも含むあらゆる弾圧に一步もゆるがぬどころか、「教師」という社会的、身分的な抑圧と制約をもち切つて、断固として、帝国主義のアジア侵略を内乱的死闘へと転化せんとする部隊が登場しつつあるということである。

世界第二位の本格的帝国主義としての自前の技術開発体制の創出のためエリート養成を急ぐとともに、いちじるしい労働力の逼迫にたいする労働力の再配分という機能とともに、国家への忠誠を軸とする国内のイデオロギー支配の再編を是が非でもはたさねばならないとするなら、支配階級とその権力は今後ともいっそう重大な教育労働者、学生、生徒の抵抗と反乱を覚悟せねばならない。管理体制、給与制度、教員養成、なかんずく、学校体系の根本的改編、どれひとつとっても実行の容易なものではなく、それを契機にたかいた爆発するか知れないのである。したがって、反戦派の存在はさながら埋葬屋のかたわらで墓穴をほるにもひとしいのであり、なんとしてみれば一掃せねばならないのである。しかし、これら反戦派が一掃されたとき、墓穴になげ込まれるのはすべての全国の教育労働者であり、学生、労働者、人民である。私たちはすでにそのような経験を一九三〇年代の若き日本教育労働運動のなかにみることができ。誤ちをくりかえさぬとしたり、いまさまざまな弾圧のもとでたたかっているこれら「反戦派」教育労働者の隊列を徹底的に強化し、権力の攻撃のエスカレーターを七〇年代階級闘争の火中にひきずり込むこと。そのことを通して、戦前の若き教師たちがはたしえなかった「宿題」に真の解答をあたえることができるのである。

伝習館高校処分紛争の経過と展望

福岡反戦教師の会 大川 満

一九七〇年六月六日、六月安保決戦前夜、

福岡県教育委員長吉久は、「偏向教育」をなしたという一方的理由で、福岡県柳川市伝習館高校倫理、政経担当の山口重人、半田隆夫、茅島洋一の三教師を免職処分にした。「偏向教育」の意味は、要約すると、「教科書を使用しなかった。」「生徒に一律の点数を与えた。」「建国記念日等の問題で、生徒にたいし、反体制的思想を鼓吹した。」「生徒が授業をさぼるのを放任した。」というものであった。

われわれ福岡反戦教師の会は、一九六九年一二月頃から、県教委が「自習の多い教科がある」という噂である。「という理由で、三教師の思想、行動、授業内容を秘密裡に調査している」という情報さえ、数度にわたり、高教組本部と団交をもち、予想される弾圧にたい

して組合はいかなる態度をとるのか、早急に闘争態勢をととのえるべきである、という間

いただしと提起をやっていったが、本部は「事実が確認できない」と曖昧な態度をとりつつけるばかりであった。

組合のみならず、われわれも的確な対応ができぬまま、権力は文部大臣坂田の強力なテコ入れを背景にしながら、六月予防弾圧として、突如、三教師の首を切った。

この攻撃は明らかに、日本帝国主義者がなにがなんでも教育の場を掌握せねばならないすなわち、帝国主義のアジア侵略への突入という現実のなかで、侵略イデオロギーを忠実につたえる教師と、そして、それを忠実に受け入れ「報国者」として自己形成をなそうとする生徒が、確実に生まれ得るような学校管

理（教育労働者、高校生双方にたいする）体制の強化を狙ったものにとらえなければならぬ。

福高教組、民同、日共以下、革マル派にいたる党派まで、この攻撃を「権力の教育への不当介入」「組織破壊」であると唱えた。だが、そこからは帝国主義者が教育労働者、高校生をどんな存在においておこうとしているかという授業の本質的な内容は、いっさいひきだされてはこなかった。

「権力の教育への不当介入」は、高教組民同のいうように、今にはじまったことではなく、動評闘争の敗北後一〇年にわたってつづいてきており、現実には、帝国主義者が「研修」という名目で、教育労働者の洗脳に精力をついやし、さらにそれのみか、「積極的に帝国主義の手先として」「聖職者意識にあふれて」授業、管理をする教師をつくらうとしてきているのである。これにたいし、組合指導部は、「教科自主編成」「授業内容で権力と勝負する」等のきこえのいいことを方針にだしながら、実際は、帝国主義的教育と真向から対決していく方針を提起してこなかったのである。だから、三教師の処分の意味を一般的に、権力が教育者にあるべきである教育権

を優したというところかたにとどまっているかぎり、「三教師処分撤回闘争」をいかに闘い、なにをかちとるかが、まったく不明確になつてしまふのである。

事実、高教組本部は処分後、実態調査などと称して、三教師に権力につけいれようとなすきがあつたかどうかを調べるといい、その結果によつて、救援するかどうかを決めるとしたのである。処分撤回の大衆闘争は組まれず、また中闘委の指令による闘争にたいする弾圧ではないから、救援規定を適用しない、と事実上、三教師の処分を認めたのである。

彼ら「三教師は組合の指令にしたがわず勝手気ままにふるまう人たち」であり、「反戦平和の意味でない反戦派」であると、組合員大衆から被処分者を分離することに全力を傾け、闘わないことを合理化していったのである。彼らには攻撃の質が、いっさいわかつておらず、また、わかつていてもみずからの自己保身のために屈服していったのである。

処分を受けてすぐ、現地の三教師や柳川市内の武田桂二郎氏を中心に救援体制、闘争体制が整えられ、救援体制は現在南は沖繩、北は東北まで広がっている。また伝習館高校生は六月一日生徒総会で処分不当を九八〇対

五七の圧倒的多数で決議した。とくに、救援、闘争の中心にならうべき教育労働者は、しかしながら、処分直後組合本部をつきあげた分会が数多くあつたにもかかわらず、組合本部からのしめつけと権力からの恫喝の下に一定の後退を強いられ、明確に福高教組と対決し三教師を守り、さらに、みずから「侵略教育の強要と、その管理としての存在を純化させよ」という権力の攻撃に抗して闘いぬく仲間をかぎられてきている。

われわれは六月二三日、安保粉砕、伝習館処分粉砕、一斉年休闘争をよびかけ、闘う高校生諸君とともに七十余名のデモ隊で教育庁抗議を貫徹した。これを口火に、七月四日には再び教育庁にむけて三教師を先頭に、伝習館の闘う高校生とともに三百の隊列で抗議行動をかちとつた。そして、七月二日、現地柳川に七百名の労学市民高校生が結集して、抗議討論集會が開かれ、その後、伝習館高校生を完全に包囲する怒りのデモが展開された。

福高教組は被処分者が独自に代理人をたてて人事委員会提訴をしたのを契機に、全面的に被処分者攻撃を始め、これまで被処分者は生徒と共闘したり、分会會議の内容を生徒にもらしたり、分会會議においてほかの組合員

を威圧し組合民主主義に反した、などといひ、全面的に自己批判しないかぎり組合として責任をもたぬ旨の最終的な様相をもつた質問状を發してきたのである。そして一方では権力と結び、「授業の正常化は何よりも急務」として、後任非常勤講師を配置してきた。

これに抗して九月一日、始業式の日、反戦派労働者、支援の高校生、学生、市民が門外ピケをはり、内からは伝習館の闘う高校生が人垣をつくり、着任を拒否し、三百余名の圧倒的抗議集會をかちとつたのである。その後、九月七日にも反戦派労働者によつて再度のピケ闘争が闘われ、また伝習館高校生は後任の授業をことごとく粉砕している。そして九月九日、五名の高校生がハンスストにはいり、闘いは一つの大きな高揚期をむかえようとしている。九月二日、伝習館高校生を囲んで討論集會をもつたが、処分粉砕闘争の明確な方向性を確立するにはまだいたっていないが、後任着任拒否の闘いと、裁判闘争を結合させつつ、三教師と、闘う高校生の手には「伝習館」を奪還する闘いとして、三教師処分粉砕の闘いは鋭い歩をすすめてつある。

激励とカンパの送り先／福岡県柳川市一新町一の一五 武田桂二郎方／伝習館を支持する会

教師だからこそ反戦だ！

阪 本 貢

はじめに

帝国主義の侵略と戦争の歴史において、つねにそのイデオロギー的尖兵となつてきたのは教師たちであった。戦争を不可避とする帝国主義の侵略の過程には、必ず、労働者人民をして排外主義の熱狂に駆りたてる教師たちの醜態な姿が登場する。逆にまた、そのように武装された教師集団の圧倒的登場ぬきには、侵略も遂行されえないこともまったく明瞭である。いいかえれば、いっさいの侵略戦争は、ただそれに反対し抵抗する教師たちの累々たる屍の上のみ、遂行されなければならない。史上それ以外の道はなかった。

今日、「日米共同声明」をもって公然とアジア再侵略を開始した日本帝国主義が、手段

を尽して反戦派教師に加えてきている熾烈な弾圧もまた、まさしく、そうした予防反革命として位置づけられており、明確に排外主義の鼓吹し戦争体制構築への突破口としているのである。けれど、あの一月決戦によって城内平和の夢打ち破られた日本帝国主義にとって、行手を塞ぐ反戦派教師の殲滅こそは、死活をかけた至上命令であるといつてよい。だが、キツパリと宣言する。反戦派は断じて歴史の轍を踏まないであらう。侵略は内乱に転化され、帝国主義は打倒されざるをえないがゆえに、歴史は繰り返さないのである。

五人の闘いと守る会

昨年一〇・二一高田馬場の闘いの最前線に広島市の五人の教師が敢然と決起した。打ち続

く大弾圧の嵐。逮捕、起訴、勾留、懲戒免職。一〇・二一闘争を闘った広教組の「五人の仲間を守る会」の運動は、かかる権力の非道を弾劾し、いっさいを賭して侵略阻止に赴いた五人の闘いを追認するヒロシマの教師たちの人間的感性的行為として出発した。

反動は色めきたつていた。暴力教師キャンペーン、反戦狩り、広教組本部11日共の救援拒否、等々。五人の闘いは、だがそれ以上に深く鋭く、人びとの胸に突き刺さっていた。「教師のくせに」ではなく、「教師だからこそ」闘った五人ではなかったか。反革命に組織された四面楚歌のなか、この問いかげを、バネに全県下に「守る会」ができていく。弾圧に抗し、誹謗と対決し、五人の闘い革命に組織された「守る会」の闘いが前進する。流動化、そして強化され変革されていく「守る会」。五人の闘いはついにヒロシマの地に還流した。

今、再びめぐりくる一〇・二一を前に、わが「守る会」は獄中非転向に輝く五人の仲間をすべてこの手に奪還した。そして、この地平の上に、人事委員会闘争の大衆的戦術的爆発を独力で切り拓いてきた実績をもって、さらに新たな前進を開始している。

第二次反戦教師パージに抗して

公然たる反戦派として、「守る会」の闘いに微力を注いできた筆者（以下、私という）にたいして加えられてきた「第二次反戦教師パージ」の攻撃は、きわめて悪辣かつ組織的な予防反革命そのものであった。

ことのおこりは二月中旬、自民党の地域ボスII P T A会長一派が「偏向教師」阪本の追放を策し、P T Aの総意を騙って一五項目の陳情書II配転要求を県教委に提出したことにある。いわく、沖繩を教えた、資本家を中傷した、等々。ところが五月中旬、これがマスコミに報じられるや、意外（！）にもP T A内部から猛反撃を受け、陰謀は反対物に転化し、リコール運動が組織され、それは会長個人の町議会副議長の地位をも脅かすに至った。

危機にかられた自民党一派は、今度は一五項目の内容をすりかえた。生徒に暴力をふるったという「体罰」をデッチあげ、「暴力教師」宣伝をもって巻き返してきたのである。そして、六月県議会における自民党議員の「暴力教師パージ」の恫喝的発言を契機に、県教委・県警・地元警察一体となった公然たる「事実調査」が開始された。問題の焦点は

「一挙に転換したかに見えた。否、たしかに事態は新たな段階に突入したのである。七月四日以降連日、地元廿日市署から任意出頭の呼び出しがかかってきた。職場には無言の自己保身が始まり、教組本部II日共は「阪本にも落ち度があった」「体罰はいけない」と、またもや権力を援護する。

八月一九日、頑として出頭を拒否する私をついに権力は令状逮捕した。だが、その理由たるや、宿題をしなかった生徒の頭をコンパスで一回たたいたという「疑い」なのである。今や裁判所すらもが反戦パージに加担したのであった。この本質は、反戦派であること自身が「被疑事実」なのである。

私はハント、完黙で闘った。「守る会」、反戦、全学連等の連続抗議闘争が廿日市署を包囲し、私を激励する。結局、二一日、権力は「処分保留」のまま私を釈放せざるをえなかった。

だが、大衆の怒りは止まることなく爆発した。廿日市署に一七名で抗議にたったという父兄たちは、みずから組織した地教委団交で三〇名、県教委団交には四〇名とふえ続け、「教師が反戦であって何が悪い」という徹底した反戦教師支持の立場をつきつけ、県教委

をして私の「体罰」を否認させ、P T Aの圧

力による教師の追放という構図の常態化を切り拓かんとする敵の攻撃に、断乎たる鉄槌を加えた。また、広教組佐伯地区支部は、本部II日共の闘争放棄II反戦攻撃（彼らは私の行為が体罰であり、それが権力の介入を誘ったと主張したのである！）に抗し、私への如何なる処分も許さず、あくまで闘い抜くことを決議して組合闘争の先頭に立った。かくて城内平和なき侵略の危機はみるみる露呈し、逆にそれを打ち砕く大衆的永続的闘いの決定的テコへと転化していったのである。

つまるところ、どうなったか。九月、校長は休職し、P T A会長は辞任した。私には文書訓告（処分ではないそうだが！）が手渡されようとした。私は「謹んで」これを拒否している。広島地検は起訴猶予を通告してきた。第一ラウンドの勝敗は明らかである。

教育の問題はすべて教師の問題に帰着する。いよいよ激化する反戦パージの嵐を逆に内乱への武器と化し、わが反戦派の戦列は、社共既成指導部の裏切りによる日本労働者階級の危機を突破して必ずや帝国主義を打倒する革命的教育労働者運動を断乎として担い抜いていくであろう。

し去るのだ。

佐藤政府は、送還公表を基礎にして熱狂的民族排外主義を組織するには余りに脆弱である自己の姿を感知したのである。かくて、いっさいのマスコミ統制下で送還が強行されるようとした。

情報をキャッチするや、福岡、長崎で必死の動員態勢をとり、一七日朝五時、収容所前に、西南大、長崎大、九州大などの全学連の学生と長崎大村地区反戦などの労働者一五〇名を集結させ、強制送還を聞かすから闘へ葬り去ろうとした権力の意図を紛々に打ち砕いたのであった。

だが驚くべきことは、虚をつかれた権力はついに自衛隊を出動させたのだ！ 自衛隊大村駐屯隊の完全武装の隊員を満載したトラックは収容所の向かい側に待機し、闘争の直接的弾圧にのりだしたのであった。聞かすから闘への強制送還と、自衛隊の治安出動という事態は、大村収容所闘争の本質を端的にものごとがたっている。日米共同声明路線にもとづく日本帝国主義の本格的アジア侵略は、逆にアジア危機のなかに暴力的に包摂されてゆく過程であり、それゆえに、文字どおり体制的危機をかけた弾圧として、在日朝鮮人への抑圧と差

強制送還阻止闘争の報告

大村収容所に自衛隊治安出動

九月一七日、権力の蔽戒体制とマスコミの完全な沈黙のなかで、五十余名にのぼる在日朝鮮人が大村収容所から「反共法」と「徴兵」のまっ韓国に闘かす闘へと強制送還されようとした。これにたいする闘いが、全学連、長崎大村反戦の手でもって一七日から一八日の連続闘争としてたたかき抜かれ、まる一日にわたって強制送還をストップさせたのであった。

一七日、大村収容所から五十余名の朝鮮人が韓国へ強制送還される、この情報をわれわれがキャッチしたのは実に出港前夜である一六日の午後八時であった。周知のように過去いくどかの強制送還のときには、最低その三日まえには報道関係に公表されていたものである。今度はいっさいの通知がなかったのだ。

あり、われわれの知った情報は「非公然」のものであった。

今回の強制送還、それは聞かすから闘へ行なわれようとしているのだ。一体なぜなのか。

答は明らかである。反戦・全学連の部隊を中心とした大村収容所解体闘争によっていまや大村収容所の現存がはつきりと浮き彫りにされ、入管体制の内実があらわにされつつあるからなのである。これ以上人民のなかに大村を、送還を知らぬはならない、佐藤政府はこう考えたのであろう。加えて二〇日は収容所解体闘争が九州反戦の結果で打ち抜かれようとしている。この連続的現地闘争はいっ収容所内の「反乱」と結合するかかわらないものである。このときにこそ「大村」は解体

別、日本人への排外主義イデオロギー攻撃があるものであり、自衛隊の本格的な治安出動も行なわれたのだ。

自衛隊到着から四〇分後、やっと機動隊が出動し、「無届け集会・デモ」の名目でわれわれに執拗なテロ・リンチの報復をくわえた。だが、われわれの「実力阻止」の決意を砕くことはできない。

この日、大村の空は一日中暗い。そして折々激しい雨が降る。このなかを緒戦に敗れた権力は報復的弾圧体制をしいてゆく。収容所にいたる「陸路」は絶たれたかのようである。

だが、われわれは全智をかけて阻止の体制を組んでゆく。収容所と送還船の見える岸壁二カ所に三名一組のレボをたてることに成功。他の部隊はいったん収容所の門が開けば

一挙にそこにむかう待機体制をつくる。夜九時ついに送還阻止を確認、翌日の闘いを全員になうことを意志一致して大村各所に宿泊。

そして、一八日を迎えたのである。この日は前日より雨が強い。権力もはや必死だ。われわれも必死だ。

朝五時半再度大村収容所前結集を追求。しかし不可能。すさまじい厳戒体制だ。車という車、人という人はすべて検問である。われ

われは「作戦」をかえる。船の見える岸壁へ結集、全員白ヘルに身を固め、「強制送還阻止」をシュプレヒコール。しかし、ここでも

かけつけた機動隊になぐられ、蹴られ、追われる。三時再度防波堤へ。だが、また追われる。五時再度結集。不屈に全員が結集したそのとき、だが、その船はついになかったのである。無念である。

われわれは、この二日にわたる闘い、送還を現実にも四〇時間わたりて阻止した闘いのなかに、勝利にむかう芽をつかみとらねばならない。なぜか？ われわれに敗けることは許されないからだ。日本帝国主義によつて生殺与奪の権を奪われる朝鮮人の「防衛」に敗れることは、彼らの死を意味するのだから。

権力は、この二日間われわれの肉体を傷つけることをもって逮捕にかえた。このことは大村闘争者を逮捕するということがもつ波及力を極度に恐れているのだ、ということをはつきりとみてとらねばならない。

逆にいえば、勝利の基礎はここにあるといえる。大村闘争を一層強めること、田川市を先頭にした韓国籍強要の拒絶を全人民の手で一層深めてゆくこと、入管事務所への攻撃的

闘争を強化すること、こうした力をさらに入管法粉砕闘争へと押しあげてゆかねばならぬ。

それは、内乱の芽をはぐくむことでもあるだろう。両日の闘いはマスコミに黙殺された。だが、今闘う人民に深くうけとめられつつある。

日朝人民連帯の闘いは、ほんの序がはじまったにすぎない。だが、われわれに敗けることは許されない。それは朝鮮人の「死」を意味するものであるから。自己の組織と自己のいっさいを賭した闘いへ突入することをわれわれは宣言する。われわれはかならずや勝利するであろう。

強制連行

朝鮮人労働者の問い

雨宮浩一

出入国管理法が、次期通常国会に上程されようとしている。日常化しはじめている朝鮮高校生への暴行、日韓条約にもとづく法的地位協定による在日朝鮮人の韓国籍への強要とともに、この入管法は、在日アジア人に対する民族的抑圧・暗黒支配、日本の民衆の排外主義的意識の決定的な涵養をめざすものである。この攻撃に屈服することが、なにを意味するかは、関東大震災のときの朝鮮人大虐殺の一事をみれば明白であろう。それは、まさにプロレタリア国際主義の試金石である。

今日、政府が、入管法によつて在日アジア人、とりわけ在日朝鮮人にたいする民族的圧制を強化しようとしているとき、日本帝国主

まえがき

まったく突然に『破防法研究』誌から、戦争中の「連行労働者」についてかけとの依頼をうけたが、私はその適任者でない。

第一に、この雑誌の性格を知っていないし、その性格をきめる読者、ヤング・パワーとのおつき合もない。読者がなにを考えなにを求めているのか皆目見当がついていない。

第二に、私が「連行」を見聞したのは九州、主として筑豊の炭田

義によつて必死になつて隠蔽されている戦前の在日朝鮮人・アジア人にたいす民族的抑圧と排外主義的差別の真実を明らかにし、その教訓を学びつくすことは緊要である。

そうした意味において、本論文は、筆者の体験にもとづく筑豊を中心とする朝鮮人労働者、アジア人にたいする日帝の支配と抑圧の真実を知らせる資料として読まれた。

なお、本文中の「半島労働者」（朝鮮人労働者）という言葉は、日帝の植民地政策による朝鮮人への民族的蔑視をこめた言葉であるが、当時の状況をヴィヴィットに表現するために、筆者が、あえてもちいたものである。

▲編集部

であつて、その範囲は狭く地域もかぎられている。それも赤紙がぎで軍に「連行」されるに及んだ昭和一九年五月でぎれている。一四年から二〇年にかけて、いわゆる「聖戦」下に日本は朝鮮人大約六三〇万人を動員したといわれる。その内訳は強制連行一〇〇万、軍人軍属三七万、朝鮮内動員四八五万で、うち死亡と行くえ不明は強制連行が五万、軍人軍属一五万と二〇余万人に達し、強制連行一〇〇万中、終戦時なお三〇万人が残留していたというが、だから、もつとも肝腎の敗戦前後の連行労働者の推移を知っていない。

第三に、二〇数年を遡って往時の資料を再検討する余裕はいまはなく、かつて集めた材料は敗戦と同時に、古い上衣よさようならと捨ててしまった。残っているのは、ぼんやりとした記憶だけである。

それで一体なにをかくというのか、またなにをかかせるというのか。さらにいまさら、暗い連行の想い出に耽ってみたところで、なにになるのか。それは今日のヤング・パワーとどういう関係があるのか。戦争讀美のウラガエシのような無原則な戦争殘喘物語平和讀美なら、やめた方がよろしい。

あれを想い、これを考えていると、本誌編集者は執拗に喰い下がってくる。ひとつには、現に連行にも匹敵する理不尽が朝鮮人に行なわれ、それもエスカレートされようとしている事実、ふたつには、ヤング・パワーがその種の非理蠻行に対応し、無原則の平和論などどつくの昔に卒業している事実をあげて、それゆえにこそ、「連行」という過去の事実にいまスポットをあてることは、大変に時宜にかなっている、すましてもある。正直に言って、このヤング・パワーの方が私にとってはずっと興味がある。

筑豊の春の乾杯

春の陽光に窓をあけ放って、机のうえに足を投げだして『キング』（興業雑誌）を読んでいる。筑豊炭田のどまんなか、貝島の大炭鉱の労務課長は、やおらその『キング』を机のうえに伏せると、「やあ」と笑いかけてから両手をあげて伸びをした。

「坑内自然発火だつてきいたが……」

風機械の音がものうく、秋の月は中天か、クラブの食堂の窓のむこうに、ボタ山がそびえて、尖端に燃える火が、黄色かった。最後のビールをコップに注いで、相對して、私は、では京都學連のためにと、コップをまえにつきだした。「巡路帖」のなん人かは昭和初年、「學連事件」のヤング・パワーだったわけだ。

半島労務者の管理競争

聖戦もしかし一八年になると、すでにチアノーゼが各所にあらわれていた。連合艦隊司令長官山本五十六の戦死発表を長崎で聞いたが、戦死は四月一日、公表の日付は忘れた。その夜、思案橋の辺りの石畳を埋める工員のウズには笑い声もきえうせて、くらしい街に黒い人影が黙々とゆれ動いていた。

ここ長崎のさきの三菱高島炭鉱は島の炭坑で、炭塵の多いヤマだ。坑内はこの炭塵をおさえるため石灰をまく。半島労務者が頭のテッペンからつま先まで、サンタクロースのような恰好で働いていた。労働条件はよくない。が逃亡の少ないこと全国随一である。といっても自慢にはならない。食糧も水も陸から船で運ぶ島は海のうえ、逃げるとすればハシケにしのおよりほかにない。孤島の労働を調べて、古い歴史のこの島の由緒ありげなふるぼけた洋館のクラブに一泊して、翌朝帰りのランチのキャビンにひとり坐っていると、外で離れる島と盛んにど鳴りあっている。別れを惜しんでいる風情だ。やがてドヤドヤとキャビンに入ってきた国民服、戦闘帽の八名は、いずれも中肉中背、頬を青くそりあげて肩が丸い。

「こうみえても、寺へ戻ればナッシュォー、住職ですたい。」

「たいしたことはない、いま坑道をネンドで塞がせるところだね。」

ほかの鉱業所では、例えばスコップかつがせて軍隊まがいの行進などやらせるなど、聖戦下、とかく時局を演出したがっているのに、ここ×××はいつきても、のんびりしている。かなりの半島労務者を入れているのだが、「皇民教育」にもすこぶる不熱心のようなのである。他所とちがって、就業時間が終わると、ベルを合図に事務所はさっと空になる。

「入るんだら」と私のつける坑内着・地下足袋・キャップライトの仕度を命じおわると、もうまたもとの『キング』の三文小説に戻っているこの中年男は、できる。系数に明るく判断が正確で、ヤマの労働者の信頼を集めていた。時局をみとおしてもいた。さらに有難いのは、どこの鉱業所は誰、あそこは彼と取材の対手を教えてくれることで、私はその取材源をむすんで秘かに「巡路帖」と名づけて珍重していた。炭鉱勉強に大いに役に立った。その名を訪ねてゆくとおなじようなタイプの中年の炭鉱屋があらわれて、

「やあ、いらっしやい。」

この「巡路帖」は、しかしいっただいどういう意味をもっているのか。ゆく先の坑内にもぐってあがってくると、まず煙草をすすめてくれる。日が暮ればそのクラブに泊めてもらう。夜は御馳走になって、鉱業所の誰彼と食卓を囲むのだが、冥はつるころ、ある日、思いきって「巡路帖」のその人物に、誰彼の名前をあげて、どういう仲間かと訊いてみると、「ほかに就職できないんでね」と苦笑して、この次第を手短かにしゃべってくれた。炭坑独特の送

長崎近在の坊さんたちの勤奉隊とわかれれば、話はずむ。初め食っても食ってもなお余る坑夫の五合飯も、一週間もすぎると足りなくなる。坑内作業の重労働を訴え、寺に帰ったらボタ餅を食うとハシヤク。お経を忘れて食物の話ばかりしている。一日に一度の大出しに際して坑内で振舞われる乾パン、握り飯に合掌すれば、隣りの年配の坑夫は食わずにつつむ。持ち帰って子供に食わせるときいていま一度合掌したとか。炭坑では、どこでも「ミヤゲ」という言葉が通用していた。全土をおおう飢餓こそ聖戦の第一のチアノーゼ、丸窓の外の海が無心に青くて明るかった。

香焼島はいま三菱重工業に買収されて、一〇〇万トン船渠を建造中であるが、当時は川南造船の本拠、主催者川南豊作発案のビルディング・ドックでは、日に夜をついでアフター・エンジン箱型の戦時標準船を粗製濫造していた。ここで造った船は、一航海してくると、船底にキ裂を生ずるといわれた。この機械工場には雲つく大男が大勢働いていた。ジャワ、スマトラで捕えられたオランダ人捕虜で、熱帯育ちで日本が寒く、鍛冶屋志望が続出したと係員が笑う。鋼材を運びながら落ちてくる煙草の吸殻をゆっくり拾う。日鉱高松炭鉱でもイギリス人捕虜をつかったが、一冬越すと肺炎で三分の二が死亡したときいた。

川南と相對峙する三菱重工業の長崎造船所は日本最古の造船所（かつては製鉄所）で、最高水準の技術を誇り、幾多の精鋭艦、多数の豪華船を進水してきたが、もうそのころは精鋭の修繕に大童で、あれでよく沈まなかったと思われるほどの大穴をあけられたのが順を待っていた。捕虜はこの造船工場にもいて、夕暮時をラールに帰る彼らの長い縦隊を、港を隔てて望見した。護衛の銃剣が

光った。

精銳戦艦武蔵が完成したのは一七年八月、訓練を終わってトラックに進出して山本長官を迎えて旗艦となったのが一八年二月、それまで日本海軍は独りで米三軍を迎えて、ソロモン海域で死闘をくりかえしていた。ガルタカナル島撤退の目鼻をつけて、四月中旬を期して起死回生の航空決戦を挑むことになった。山本みずからラポールに進出して航空戦の陣頭に立つことを決意して、三日朝、参謀長以下幕僚をしたがえて旗艦を離れるのだが、それは死出の旅立ちであつた。間もなく前線視察の空のうえで、ポツテリ、うち落とされる。元来、味方の本陣が敵の前線にひきよせられる形勢は、これまた第二のチアノーゼ現象で、褒められることでない。

第三のそしてもっとも重大なチアノーゼは、聖戦後の鉱工業の生産の面にあらわれていた。その生産は、以上にみたとおり、内地人労働者のほかに勤奉隊（内地人短期）のほかに半島人（朝鮮人）・捕虜・華人（中国人）の労働によって支えられていたが、それらは各々別のことを考え、別の労働条件のもとに働き、別の扱いをうけていた。敵性人の捕虜は自分達が結局勝つと信じてるから、相対的に気楽に働いている。華人・半島人は考える暇もなく各々の故郷から強制的に力で連行されてきた。「官」も統制会を通じて斡旋料を求め。しかもとくに半島人は親子代々、植民地統治の長い歴史のなかで、いろいろのことを体験しているし、日本人にたいしてもっとも警戒的で、彼らなりに日本人とその労働管理のなんたるかを熟知している。その意味で最たる「敵性人」でもある。だから、まずその「皇民化」を急がねばならない。

とりわけ半島人労働者を汎山抱えている炭鉱業では、その「皇民化」もさることながら、彼らの作業能率の向上、稼働率の向上に必死であつた。が少し油断すると彼らの逃亡率のみが向上するとあつて、一八、九年になると、ヤマはどこへいっても労働管理の話でもちつきり、労働管理の上手下手が鉱業所間の競争になった。この競争を煽るために、政府は小泉厚生大臣を「前線」に派遣した。

厚生大臣の前線出動

この厚生大臣のいうところをきいてみよう。

「国民動員のなかには半島人労働者、華人労働者両方とも重要な給源として策定されており、半島人の移入労働者は昨年よりも一八年度は非常に増加し、さらに明年度においては相当多量の移入を予期している。」

「従来半島労働者が定着しない、また出勤率がどうも常態を保つことが出来ないということだが、これなどについては鉱山統制会、厚生省、内務省が一体となってこれら労働者をして真に協力せしむるように昨年成案をえたので、この成案に従います内地にきてからすぐに訓練を加え、生産場につく前に所要の訓練を行なつて、工場事業場に行つてから立派な生産力を発揮せしむるよう期している。」

が半島からこちらにくるまでに速かに解決しなければ「この人達を長く定着させること」はできないとして、

「例えば自分の手回り品をもつてくることができない、なかには時に着物の点に十分の注意が払われなかったことが原因で誤解を生じて紛争を起こしたので、今後はその点をよく改めて半島人を使い真に皇民化するようにしたい。」

そして最後に内地居住の半島人について、

「内地居住の半島人の徴用については今日まで一部実施している。また戦局に即応する重点産業に進出せしめた方がよいという観点の下に内地居住の半島人の職業を地域的に調査を進めたが、大体見込みがついたので、これを材料にさらに内地居住者の生活を意義あらしめるように考えておる。」

「半島人を使用すれば立派に生産力を発揮できるというので、中鶴鉱山をこのごろ各地の鉱山主任者が見学によくような状況になつている。その結果従来半島労働者の使用についてあまり芳しくなかつた三池炭鉱のごときも成績を挙げて、半島人を十分に使えるという自信をもつたといっている。」

「半島人の労働者にたいしては、どこまでも皇民化する内鮮一体の信頼、さらに従来風俗習慣に應ずるような処遇を与えるべく管理を進めるようにしている。」

が、しかし紛争は絶えなかつた。それも集団的な紛争で、起こればたちまち暴動化する怖れがつきまとい、

「数カ所で相当多数の半島人の大々的集団的な紛争が起こつた事例もあるが、これなどもやはり九州から寒い中国の山へ移動した

朝鮮半島からの労働力の移入は一四年一〇月から行なわれていた。昭和初頭から、一つには、内地労働者への圧迫、二つには、朝鮮農村の破壊を怖れて、「朝鮮労働者移入制限方針」がとられてきたのを、同年七月内務厚生両省次官通牒「朝鮮人労働者内地移住にかんする件」で改めた。内地各業主の裁量で、現地で労働者を集団募集して連れてくることを許可した。「国家総動員法」（一三年四月）による「労働動員」、その一環としての「国民徴用令」の主流として、朝鮮総督府はしかし、警察・職業紹介所・各種協和団体と連携して、府令朝鮮職業令を活用し、さらに計画連行と計画輸送を心がけていた、政策的移入禁止の堤防を破つただけでなく、半島人こそ「労働動員」の貴重な給源とみなして、石炭・金属両鉱業と土建との連絡を密にしていたように思われる。それは「鮮人内地移入の斡旋要綱」（一七年二月）にエスカレートとし、半島人労働資源

の供出と輸送事務の一元化を狙いとする「官幹旋」に強制内地連行へと転じてゆく。が、以上の厚生大臣一九年初春の発言にもみるとおり、半島労働者が家族を呼ばせて独立社宅に移した場合と、本人だけを集団合宿させて月一〇〇円の送金を許した場合との得失については、議論があったようである。「契約手帳」が切れたら、「供給源」に還元して、半島農村の食糧生産を維持した方が得との意見もあった。給源側では、導入側の賃金設定にかんしても、賃金水準を出稼ぎの意味を超えない程度に制約すべきだと考えないでもなかった。要するに、朝鮮の大陸侵犯の兵站基地としての性格は、終始失われていなかったのである。

三井三池の困難

こうした条件のもとに、厚生大臣のいわゆる「あまり芳しくなかった」三井三池鉱業所（大牟田）の場合はどうであったか。ここでは職制・職名の確立に没頭していたが、それは賃金制度と絡み合ってくる。

職名は採炭・支柱・運搬・機械・工作各夫のほか雑役夫という職名があつて、この雑役夫は全坑内夫の六〇％を占めていて、さらに雑役夫には常時特定の職をもちながら、融通がきくので「雑役」とされ、その職称に不愉快を感じている。支柱の雑役なら支柱夫に移すのはよいが、融通をきかせると、逆に坑外に支柱夫ありの奇現象を生ずる。

賃金統制と賃金制度の簡素化はよいとして、賃金増の制裁で労働者を動かそうとすれば「手当」制を活用せざるをえない。「手当」の数は三七におよび、就業外の手当として、祭日・青年学校就業・

講習会・現場係員養生・神社清掃総代等々の各手当が問題になる。鉱夫制から鉱員制へ切り替えて、呼称を改め、品行方正のものに鉱士の称号を与える。特選従業員に鉱士に一級から三級まであつて、月に一〇・七・五円の手当をつける。

常時手当（精勤・歩増II奨励加増・残業）、災害手当、年金保険（扶助・退職各手当と積立金を吸収して国の年金扶助に移行）とそれらを併せると、事務は複雑なものとなる。

会社は職制の確立を命じ、鉱山監督局は鉱士制度と手当支給に力点をおげと主張し、石炭統制会は賃金の値上げを促すが、とにかく賃金の絶対額をふやさなくては、「刺戟」にならない。賃金は坑内日給四〜六円で、月に坑内二〇〜一三〇円（坑外八〇円）の稼ぎにたいして、半島人労働者には一八〇円も稼ぐものがある。労務課内に「ありつき賞与」「まかない補助」という言葉を生じていた。社宅料金は一五〇銭以内、衛生費は一五銭、合宿と下宿は超過分を一日五〇銭以内で補助する。

困難なのは物資の確保で、配給物資以外の食糧は熊本県と同農會に申請し、県外移出の許可をとって運び、販売八千トンのコークスを五千トンに減じ、余剰を自家消費に回す。トウガラシを買い漁る。配給は炭坑特配米を出動日に応じて採炭・掘進・パーフカー（乾式充填夫）に回す。並通丙五七〇gII四合が特配で六合ほどになるが、三交代の採炭は四回食を必要とし、稼働率・出炭率に応じ臨時手当の形で五〇銭以内の実物を配給し、それには統制会の世話で乾パン・菓子・蜜柑・セービス・ラムネを買付ける。

とにかく相手は数万人の労働者で、この人数を対象に以上のような事務をスムーズに遂行するのは容易でない。労務課員は勝つため

とはいえ疲れ切ってしまう。しかも例えば三川坑内二万のうち一九一年一月現在、内地労働者は一四四九二人（七二％）、勤奉隊二二一九人（一三・二％）のほかに二九七人（一四・八％）の言葉の交わぬ半島労働者がいる。有明海の海底を掘り進んで上層七尺、本層一二尺の両炭層に着炭して坑内設備だけで一千五〇〇万円を投じて一五年一〇月より一部送炭開始のこの坑は、一二層層、ベルト式斜坑送炭設備ほか、送・洗炭など三〇工程を数える機械装置は、戦前の日本炭鉱技術の最高をゆくものであった。湧水（七五〇立方尺）を制して切羽を整備中であつたが、萬田坑の炭を一举に搬出し日本随一の近代炭坑をこしらえようとしていた。「不沈艦」大和に相当する炭の「工場」であつた。こう技術が高度になると、植民地朝鮮の、しつこく農村から強制連行してきた半島労働者の手に余る。

宇部は土地の労働者、筑豊と長崎は全国からの労働者、北松・肥筑は地元と炭田別に労働者の出身はちがっていた。がとくに三池は親の代から三井さまに仕えて、各種賞状を額に入れてわが家に飾るといったエリート坑夫が定着し、それらを軸に技術水準をたかめていた。それら坑夫を相手にしてきた労務課が、半島労働者を迎えることを決つたのも当然である。他に比してシェアは小さい。

「半島労働者は北鮮と南鮮とでは性格がちがひましてね、南北で争うとです、困りましたね。」

「半島労働者が坑内からあがってきて、道具を前において休んどの。その道具を内地人がなげまいたか、馬鹿にしたんじやる、そうじゃないと云いよつたら、もう廻りから囲まれて……。」

理由が分らぬうちに紛争が起こって、なんだろうと思つてうちに集団で事務所が襲われて、打ち壊しにあつたともいう。

大正中鶴の模範例

次に、厚生大臣に褒められた中鶴鉱業所の方はどうか。同坑は大正鉱業の主力坑で、一六年六月の遠賀川の氾濫で手痛い打撃を被つた。ロート状に水を吸い込んで埋つた。その復旧をかかえて増産に励んでいた。三井三池と対照的に小さいヤマである。三池が一日に四山二五〇〇トン、宮浦三〇〇〇トン、三川二五〇〇トン、万田三〇〇〇トン（以上一八年一月平均）を出炭しているのにたいし、大正中鶴はせいぜい一六〇〇トン程度の出炭である。両者を比較するのがおかし。

水没当時の坑夫数は三八〇〇人、うち一五〇〇人（内半島労働者三〇〇人）が残つて、あとは散つた。復旧には四〇〇〇人を要したが、不足分を極力半島労働者で補つた。半島労働者比率は一八年平均で五二％、明治鉱業赤池坑の五四％よりは低率だが、三井三池はもとより、佐賀の杵島炭鉱（三五％）・三菱高島鉱業所（三四・二％）など比較的高いと称せられた炭坑を凌ぐ高比率であつた。

半島労働者の扱いがうまいとの厚生大臣のお墨付きを頂戴して、見学にくるものが多いせいも、この労務課は、話に淀みがない。

「本格的に訓練に入つたのは一七年九月からです……。」

その本格的訓練とは、①温情主義を改めて訓練第一主義に移行し、②入坑前に四期にわけて一カ月の訓練期間をとり、③その後、

六カ月間は規律訓練を続行する。この間労務係員は勿論、現場係員の同時訓練を行なう。

引率係が半島人集団を連れてきて下関につくと社監に引渡す。列車輸送の途上に労務担当幹部が迎えに来て途上の情況報告をうけて、事務引継ぎを終わる。鉱業所につくと、会館で入山式を挙行し、ついで体格検査と所持品調査、警察官の調査をうける。寮について室割りを定め、その後によつと就眠となる。

入山式は協和会友会長の主催でいとも厳肅にとり行ない、訓練本部長労務課長の訓示、職業課長、特高課長の訓話で一時間半におよぶ。

座談会を随時開いて彼らの心情を知り、その気分に応じた皇民訓練を施す。初め一〇日間が舎内規律訓練で、清潔・衛生・食事作法を教え、体練と坑外での作業訓練を施す。集団は一〇〇人単位でくるが、これを五〇人ずつに二班にわけて、次の一〇日は四時間の坑内作業訓練、座談会を開いて不安を一掃する。さらに次ぎの一〇日間は作業時間を五〜八時間に延長してゆく。この間一カ月間は、寮監(地上指導員)と採炭係地下指導員が起居をともにする。賃金は初め一カ月が日給二円五〇銭、二カ月目からは五級に分けて平均四円。これは一八年八月の賃金改訂以降の炭坑労賃の相場であった。一班五〇人は同一作業場所(方)の協同作業所で、その出炭を月に二〇〇貫とすると、一貫当たり一円を労賃として賃金総額を二〇〇円と押える。五〇人で割れば一人当たり四円の相場ができる。(当時は大学卒初任給は八〇円)

所持金検査でカネは鉱業所が預かってしまう。前に溜池、後に柵があって出入は制約されている。逃亡への配慮はぬけ目が無いぞと

行されるような気持だったが、どうにか馴れてくると、怖くなくなつた。

B 坑内作業はたしかに楽でない。けれどこの石炭からタンクや飛行機が生まれると思うと、働き甲斐がある。頑張らなければならぬと決心した。

C ひとりではかなわぬが、仲間と一緒に働けるし、係員が親切だから有難い。

といった返事を、通訳は早口で日本語にしてゆく。寮監はその一人ひとりに笑声で相対していたが、なに気なく、

「×××お前は朝鮮で鉱山に働いた経験があるそうだが、ここの炭坑はどうだった。きかせてくれないか。」

呼びかけられたヒゲ面は、のっそり立つと低い声でボンボンしゃべりだす。それまで静かだった室のなかにざわめきが起こって、異様な空気が漂う。通訳は、

「……今日のところは条件がよらしい。あすこなら危険も少ないし仕事も楽である。が初めはよいところをみせておいて、あとでわれわれを別々にして、あぶないところに連れてゆくのではないか。」

炭鉱側も緊張して、小声で相談をはじめたが、やがて温顔を戻した寮監は、

他の炭鉱で笑っていたが、ここ大正中鶴の労務管理には一日の長が認められた。

坑外の運動場では、体練の一班が、ムカデ競争に興じている。それを指して寮監は、

「知能の発育は一二、三歳ぐらいでしょうか、後れてるんです。ヒゲ生やしてるのもいるが、子供みたいで、団体競技なんて生まれて初めてなんですわね、飛びあがって喜びますよ。」

寮監は好々爺であった。前職は小学校の校長で、この人物が起用されてから、訓練は軌道にのつた。そういえば他の炭坑で半島労務者を「監督」しているのは、主に朝鮮で警官をやっていたといった下士官タイプである。

運動場の一隅にはモロ樺の坑道がしつらえてあって、そこでは採炭係が身ぶり手真似で作業を教え、ツルハンシで天井をたたいて落盤の危険を音で判別する方法を教え、道具をとって名称を復唱させていた。

こうした訓練をへて初めて坑内に入る。あがってきた彼らは講堂に坐つて寮監を仰いでいた。寮監の隣りには、国民服、戦闘帽の若い係員と通訳が立っていて、この通訳は饒舌である。質問に答える半島労務者(農民)は、通訳にむかって頭をさげたりした。——今日はお前達、初めて坑内にくだったが、坑内作業を実際にやってみて、どんなことを感じたか——というのが寮監の質問である。

A 初めて人車にのって地下へさがるときは、死神のところ连接到

「いやけっして心配することはない。お前達は今日みせたあの羽で、みんな一緒に働いてもらう。配置がえは絶対にやらないから、安心してもらいたい。」

男はそうかと坐つたが、一本とつたぞ、といった不敵な表情が印象的であった。戦後、石油カルテルに押されて、筑豊のヤマも閉山するものが続出し、大正鉱業も姿を消した。石油をエネルギーとし、あるいは原料として、日本はGNP世界第二位を誇るまでに生産を拡大し、拡大しつづけようとして、いままた、労働力不足を最大の悩みとしようとしている。その生産施設とアジア後進一〇億の労働力とを、どうコンビネートするかを思索しようとしている。あのヒゲ面の男、なおどこかに存命であるならば、いま寮監ならぬ日本人、とくにヤング・パワーに、なにを問いかけるであろうか。

(あまみや こういち 評論家)

四・二八破防法公判記録(五)

デモ事件関係

〔解説〕六月三〇日、刑事二六部井口裁判長は、予定されていた「第五・第六グループ」の第一回公判を中止し、統一折衝の場とかえた。この場において、井口裁判長はすべての配点部で同様に話がまとまるならば総論部分の統一が可能であると発言した。この井口発言に統一公判への展望を見出した被告団・国選弁護団は、各係属部との折衝に入った。ところが刑事六部齋川・小野両裁判長は弁護団の折衝を受けつけず、七月一日「三一グループ」、「七月四日「四一グループ」の公判を被告を退廷させて強行したのである。(以上前号掲載)

1、七月一日、一七日に引き続き、七月二日齋川裁判長は「三一グループ」の公判を強行してきた。弁護団・被告団はともに午前から午後にかけて四時間にもわたって統一公判であるべきことを論じていった。これにたいし齋川裁判長は納得できる回答を与えぬ

まま、被告を退廷させて審理を暴力的に強行し、求釈明まで行なったのであった〔五〇〕。被告団は一七日の小野裁判長の暴挙、二二日の齋川裁判長の再度の暴挙にたいして抗議声明〔五一〕を發した。

2、七月二日、一七日の証人決定にもとづき小野裁判長は八月一日二日関西で「四一グループ」の、齋川裁判長は八月二五日「二九日広島で「三一グループ」の出張証人尋問を行なった。被告団はこの場を統一折衝に転化し、小野裁判長からは八月一八、二一日注目すべき発言を引き出した。それは、

①今後、六部内での統一はありうる②全体の統一については他部の裁判長から要請があるなら考える③被告団・弁護団との統一折衝に法廷外でなら応じるというものであった〔五二〕。八月二日齋川裁判長もほぼ同趣旨の発言を行なった。

3、弁護団・被告団は九月二日、第二回全弁

護団・被告団全体会議を開き〔五三〕、現在各グループの折衝状態の説明と、今後の方針について検討した〔五四〕。そこで、井口裁判長の発言にしたがって、最低限、総論部分のチャンピオン方式による統一公判を実現することを確認し、被告団の最大の譲歩線として、次のようなチャンピオン方式統一公判の具体案をもって、「三一グループ」次回公判の開かれる一日までにすべてのグループで裁判長との折衝に入ることを確認したのである。

①現在のグループを再編し約三〇人の三つのグループと破防法グループ、計四グループをつくる。このグループで各論審理を行なう。(なぜなら今日まで裁判所は全面的統一公判をうけられない理由の一つとして認識能力の点をあげ、たびたび、一つの法廷では三〇人くらいが限度であるといっている)。②この全グループを一カ部(破防法被告が係属している刑事二部)に配点しなおす。③最低限弁護側の総論部分を統一して行なう。④総論部分については、三人に一人の代表(チャンピオン)をもって構成する代表法廷をつくり、そこで行なう。(この代表法廷も約三〇人になり、①の条件を満たす)。

また、この日開かれた被告団第七回全国総会において、七月一五、一七、二二日の刑事六部齋川・小野両裁判長の暴挙にたいし抗議の決議文を採択した〔五五〕。

4、九月二日の確認点にふまえ、弁護団・被告団は各部との折衝に入っていた。

九月二日を前後して、八月三十一日、九月四日、井口裁判長との折衝が行なわれた。八月三十一日は弁護側からチャンピオン方式統一公判の具体案を示し、井口裁判長の考えをただしたところ「各論が終了後、総論部分の統一については合理的な理由があれば他の部に働きかけてもよい」旨の回答をえ、井口裁判長からは、「とにかく各論に入ってみるよう」に提案があった。九月四日、弁護団は次のような提起を行なった。「被告団の中にも強硬な部分・柔軟な部分があるが、弁護団としては、裁判所が統一折衝窓口を作ってくれば、各論に応じるように説得することもできるのではないかと考えている」と統一折衝窓口を強く要求したのである。井口裁判長はこの提起を考慮する意向を示し、未だ公判期日を指定しなかったのである。

九月一日、刑事二部二係新聞裁判長と初めて折衝をもち、チャンピオン方式の具体案を提起したところ、新聞裁判長は「四・二八闘争は集団的な事件であるから裁判所としてもバラバラに裁判するのはよくない」と考える。しかし、「その範囲が問題であり現実性のある形態を考慮しなければならぬ」、「まだ具体的に検討する余裕があるので、検討する」。さらに、「裁判形態についてももう少し具体的に煮つめないと、将来の見通しのつかないまま進んでしまい、それでは被告人の不利になる」旨の発言があり、公判期日の指定は行なわれなかった。

5、このように新聞・井口折衝が進み、統一公判実現への第一歩である統一折衝窓口設置が実現しようとし、新聞・井口両裁判長が公判期日を入れずに六部での折衝の経過を待っているときに、刑事六部齋川・小野両裁判長は、こうした統一公判実現の可能性をうちく

だくべく、九月一日「三一グループ」、九月一日「四一グループ」、九月一日「三一グループ」、九月一日「四一グループ」の公判を強行してきた。一日は、統一折衝の進展に加え、被告一名が広島での公判とかさな

っているため延期を要求したが齋川裁判長は拒否し、被告を全員退廷させて、検事側証人調を行なったのである。一六日午後の公判は

実質上の第一回であり、弁護団の統一要求〔五七〕〔五八〕にひきつづき被告も一時間半にわたり、チャンピオン方式の具体案・折衝過程なども含めて展開し、期日延期を要求した。しかし、小野裁判長は被告を全員退廷させて証人決定まで強行した。一八日は冒頭一時間にわたって折衝経過を説明する時間を獲得し、強く公判期日延期と統一窓口設置を要求したが、齋川裁判長は、納得いく回答を与えぬまま被告を退廷させて、証人申請まで強行した。被告団はこれらの刑事六部の暴挙にたいし抗議声明を發した〔五六〕〔五九〕〔六〇〕。

また一日、弁護人が裁判長の暴挙を黙認したことについて被告団は申入書〔六一〕を發し、今後、被告人の利益を最大限守るよう力をつくすよう訴えた。

〔五八〕〔六一〕は次号に掲載

〔五〇〕 七月二三日「三一」二ゲル
「一」第二回公判の事実経過

午前一〇時すぎ開廷。一五、一七日につづきこの日も多数の傍聴者がつめかけ、二七名の傍聴席に一〇名以上が入りきれなかった。開廷にさきだち、齋川裁判長は、傍聴者は生理的要求であろうが、いかなる理由であってもいったん退廷したならば再度入廷させない旨、法廷に入ろうとする入口の廷吏を通して通告してきた。傍聴者が小用で出入りするのはいままで当然のこととして認められてきたし、別に多くの者が出入りして審理の妨げとなった例もない。

理由も示さぬこのような処置は、まったくためにするものとしかうけとりようがない。全傍聴者は、入廷せずに説明を求めた。

書記官、廷吏はいっさいの説明を拒否したので、やむなく二名の傍聴者が入廷し、直接齋川裁判長に説明を求めた。しかし、回答は例によって退廷命令と、地裁職員による暴力のみであった。

齋川裁判長の処置は全く理不尽である。しかし、傍聴者不在のまま公判が進行するならば、さらにかかぬ理不尽な訴訟指揮が行な

われるかもしれない。傍聴者は入廷した。その間、在監被告と保釈被告との打ち合わせが行なわれ、また被告の筆記が許可された。

傍聴者が多数あふれているので、何らかの形で傍聴できるようにしてほしいという弁護団の要請は拒否された。

つづいて、まず弁護団の方から、統一公判でやってほしいという基本的立場について、いくつかの論点から意見表明が行なわれた。

被告団は、その後、午前午後四時間にお互って各点から統一公判であるべきことに論陣を張った。齋川裁判長の一分という時間制限にたいし、堂々とした内容で答え、一人平均二〇分発言したのである。

被告団の主張の要旨は、おおむね、つぎの五点である。

①四・二八闘争は、政治闘争であり、一個の沖繩闘争であった。裁かれるべきは沖繩の現実であり、佐藤首相の沖繩政策である。

②権力は、四・二八被告と破防法被告を意識的に分断しようとしているが、(1)破防法起訴状は明確に政治思想を裁こうとしており、破防法は四・二八という政治闘争にかけられ

たものである。(2)しかも、破防法被告は、「四・二八沖繩デモ事件」の「第七、第八ダ

ループ」に属している、という二点からも不当である。

③四・二八事件は、「共謀共同正犯」ということであるが、通例これは併合審理で行なわれている。とりわけ政治裁判は、基本的に戦前・戦後一貫して統一公判で行なわれてきた。一九二八年三月一五日の全国一斉検挙による、いわゆる共産党事件から、戦後のメーデーを始めとするいわゆる騒乱事件、六〇年安保闘争における、五九年一月、六〇年一月、四月の場所も時間も違わが「一連の政治闘争」(横川裁判長、前所長代行)であるといふことからの統一公判にいたるまで、歴史的に統一公判であったこと。現在も、東京地裁をのぞく、千葉の三里塚闘争裁判、横浜のASAPC裁判など統一公判で行なわれていること。要するに現在の、東京地裁のみが分割裁判を強行している。

④防禦権にかんすることでは、係属部による量刑の不均衡が生じ(一一・七闘争秋山判決、東大など)、また、証人立証などの訴訟経済からいっても統一公判の方が被告にとつて有利である。

⑤さらに、地裁が分割公判強行の根拠としてあげている諸点についての批判。

これにたいして、一〇分間の合議休廷の後二時一〇分より再開された法廷で齋川は「弁護団・被告団の統一公判要求に答える必要はないが、統一公判を望む被告の心情は解らなくはないので」と前置きをして、「併合審理は進行状況による。弁論の併合はその申請があれば、その都度考えなくもない。量刑の不均衡は統一公判でなくとも是正でき、被告人は政治と裁判を混合している」などとい

い、最後に「配点は二月に決定しており、現在には裁判所の見解に変更はない」と答えた。本主に被告の心情を理解するのなら、井口裁判長のように直接会って意見をきき、具体的な統一公判の方式について折衝をつみ重ねるべきではないか。何一つ努力しないばかりか、被告の発言を禁止して、なおかつ「被告の心情も解らないではない……」というの

は、欺瞞と言われても仕方がない。その後、齋川裁判長は、発言を禁止し、起訴状朗読を強行しようとした。

山本弁護士は発言をもとめ、本日の審理をここで打ちきるように申し入れた。しかし、齋川裁判長がさらに強行しようとするので、「異議申立」を行なった。しかし齋川裁判長は、ただちに却下したのである。

〔五一〕 抗議声明

われわれ四・二八沖繩闘争統一被告団は、去る七月一七日、同二日の公判において、一五日のいわゆる第三一グループにたいして貴裁判所が行なった暴挙非道を再び繰返したことにたいし、嚴重なる抗議の意を表明す

る。一、七月一五日に貴部齋川貞造裁判長が、弁護人・被告人の切実なる意向を無視して、恥も外聞もなく、分割公判廷において検事

側証人申請まで、被告人不在のまま、つまり欠席裁判で強行するという一暴挙を行なったことにたいし、四・二八沖繩闘争統一被告団は、七月一六日付で貴部にたいし嚴重なる抗議と弾効の声明を出したのである。しかるに貴部は、一五日の事態について何ら反省することなく、七月一七日午前

一〇時よりのいわゆる第四一グループの公判廷において、貴部小野幹雄裁判長は、弁護人が被告人の立場に立って強く統一公判を要求し、また、被告人からも統一公判要求が法的な問題も含めて正当かつ当然なる要求として出されていく中で、検察官の意見を聞いた後、わずか五分程度の合議

で、「統一公判はできない。裁判所がこれまでの経験にかんがみ適正と認めた規模で裁判を進行させる旨の説明にもならぬ言葉

を並べたて、当初予定されていた午後二時までの法廷を無理やり時間延長し、午後から他の裁判所で別事件の公判のある二名の弁護人の期日延期願ひにたいしては、「証人申請までは何が何でもやる。それが今日できなければ明日中にでも再度公判を行なう」という、まったく被告人・弁護人の

弁護権・防禦権を無視・否定した発言をな

す。

したのである。その後、一二時五〇分までの時間延長の中で、狂気じみた訴訟指揮を行ない、抗議する被告人・傍聴人は次々と退廷させ、検察側の証人申請まで行なうという暴挙を行なったのである。

二、このような小野裁判長の暴挙は、小野裁判長のみには止まらず、七月二二日午前一時からの同じく貴部齋川貞造裁判長係で行なわれたいわゆる第三二グループの公判廷においても、再々度貴部の異常な狂気の沙汰としか思えぬ、訴訟指揮権の濫用によって、裁判の事務処理のみを追求する分割公判を強行したのである。

すなわち、七月二二日の公判廷においては、齋川裁判長は、午前一〇時から午後三時までという自ら指定した当初の時間のうちに、弁護士・被告人から強力な統一公判要求が実に理論的に出されるや、相も変わらずこれまでの裁判所の経験に基づいて裁判所の自由裁量による適正なる規模で裁判を行なうという、愚にもつかぬ説明（「地裁最終分割案」をさらに分割しておいて、いったいどれが「適正」な規模だということか）をなし、被告人を到底納得させることができず、一方的に、裁判所の判断にたい

する反論は一切許さぬ旨の暴言を吐いて、起訴状朗読に入ろうとした。これにたいして抗議をする被告人・傍聴人にたいしては、齋川裁判長は退廷命令という暴力的返答をなしたのである。しかも傍聴人のうち二名を退廷拘束にし、一名は監置三日間、他の一名は監置一五日の制裁を加えるという大暴挙も行なったのである。

三、さらに、実に欺瞞的な発言を齋川裁判長が行なったことを四・二八沖繩闘争統一被告団は弾劾しなければならぬ。二二日の午前中に、今なお府中刑務所に勾留中の林公門被告が、裁判長の許可を得て本件裁判において裁かれるべきは沖繩の現状であることにつき発言中のところ、齋川裁判長は、林君の発言内容は「具体的審理に入っからのべられるべきもので、統一公判を要求する意見とは認めない」として、発言禁止、退廷を命じ、暴力的に林君を退廷させた。この林君の退廷につき抗議をする残り一〇名の被告にたいし、齋川裁判長は、「意見の内容が統一公判を要求するものであれば、別に発言時間にこだわらない」旨回答したのである。ところが、午後一時五分から再開された被告人各自の統一公判要

求の続行に先立ち、齋川裁判長は何と言ったか。驚くべきことに前言を翻し、「発言時間は一〇分間、必ず守るよう」と被告に恫喝を加えるという恥すべきことを行なったのである。

われわれは、この発言の中にも、齋川裁判長の、迅速性のみを追求し、裁判を事務処理に終始させようという、醜い野望をまざまざと見せつけられたのである。そうして、時間が切迫してくるや否や、齋川裁判長は、分割公判を強引に推し進め、起訴状朗読と求釈明を、混乱した法廷の中で午後四時近くまで強行したのである。

四、この小野裁判長・齋川裁判長の暴挙の意図するものは、まさしく裁判の事務処理以外の何ものでもないことは全く明らかである。これは実に由々しき問題である。貴部小野幹雄・齋川貞造両裁判長は、刑事訴訟法、憲法等に明記されている、刑事事件における被告人の基本的な権利の保証・事案の真相の究明、そして、迅速かつ公平なる裁判、といったことのうち、唯々形式的な、「迅速性」のみが目の前にちらつき、被告人の防禦権など意に介さず、ひたすら早く裁判を終了させようというのである。本来

あるべき姿の刑事被告人にたいする裁判とはほど遠いこのような裁判の中で、小野・齋川両裁判長は一体どのようにして、被告人の基本的な権利を守りつつ、迅速且つ公平なる裁判を行なって、事案の真相を究明するといふのであろうか。

五、われわれ四・二八沖繩闘争統一被告団は、以上のような東京地裁刑事第六部によってなされた、七月一日、同一七日、同一二日の分割公判強行にたいし、断固たる抗議の意思を表明するとともに、六月三〇日に刑事二六部井口裁判長係で行なわれた、いわゆる第五・第六グループの被告人・弁護人と裁判所との折衝の中で、井口裁判長が統一公判につき、メーデー方式（チャンピオン方式）⇨弁護側総論部分の統一について検討するという柔軟な前向きな姿勢を見せ、各係属部で弁護団と裁判官の間で接渉が続けられ、一定の展望が見え始めた時に、貴部齋川貞造裁判長、小野幹雄裁判長が、それらを破壊して、弁護団・被告団の統一公判実現に向けての努力を水泡に帰さしめんとするために分割公判を強行したことにたいし、満身の怒りをこめて弾劾し、抗議するものである。

もはや刑事第六部の非は、誰の目にも明らかである。被告人・弁護人の防禦権、弁護権を否認し、いたずらに法廷を混乱させているのは貴部である。

われわれ四・二八沖繩闘争統一被告団は、貴部が今後も無用の混乱を再び引き起こそうというのであれば、断固たる決意で対処することを明言する。そして、その結果起こるであろう事態の一切の責任はすべて、貴部にあるということとは、言を待たず明らかであろう。

一九七〇年七月二六日

四・二八破防法・沖繩闘争統一被告団

代表 田中 和明

東京地方裁判所刑事第六部

齋川貞造 裁判長殿

小野幹雄 裁判長殿

〔五二〕 統一公判問題についての

小野発言

(一) 八・一八久保研二の手紙による報告
④ 四一グループの四名は他の被告と訴因が異なるから立証活動（具体的行為での）がやりやすいため、このグループを進めてい

る。
② 今後審理の進行状態によって（弁論あるいは被告側立証の段階で）刑事六部内での統一は考えられる（他部にたいしては関知できないのでという意味で）
③ 他部の裁判長から全体的統一についての要請があるなら考える。

問 一八日、統一の可能性ありと聞いたが、今後の進行次第で可能かもしれない。現在他のグループにおいては起訴状朗読にいていないのでどの点で共通するか今のところ判断しかねる。これも私の関係の二グループについては話ある。齋川裁判長の関係については今のところはいえないが可能性もある。

問 刑事六部外の他の部、例えば第五グループは医科歯科グループで共通している。
答 他の係属部については何ともいえない。君達が井口方式といっているが具体的には君達から法廷で聞く以外には知らない。君達の言っていることも個人において異なっている。井口裁判長からは全然聞いていない。こちらからは他の裁判長にたいして審理状態について聞くことはできない。井

口方式というものにも問題がある。例えは証拠を一括して行なうとか、冒陳を各部で行ない、もう一度総論という形で全体で行なう等についてはどうか。

答 それには問題がある。証拠について一つの裁判所で行なったら最後までその部で行なわなければならない。記録を調査として各係属部に分配するならば別だが、それも問題がある。

問 細かいことについては具体的に折衝を行なえばいい。とにかく井口裁判長からそういう問題が提起されれば折衝してくれるのか。

答 私からそう働きかけることは断わるが、話をもってこられたら話し合ひはする。とにかく具体的には何も行なわれていないではないか。

問 被告団・弁護団は今後こういう折衝を持ちかけるが応じてくれるか。
答 法廷内においては応じかねるが、それ以外では応じてよい。

〔五三〕 第二回全弁護団・被告団全体会議招請状

して在日アジア人民への破防法ともいふべき入管法の制定によって、在日アジア人民抑圧と、民族排外主義の熱狂をまねたて、アジア侵略の道を再びよく進しようとしている。この日本帝国主義のアジア再侵略へ向けての国民総動員体制構築の中にあつて、司法の反動化もますます急ピッチで進行している。

すなわち、五月三〇日における石田最高裁判官の「左翼思想をもった人間は、裁判官として適さぬ」等の発言、あるいは一〇一一月裁判における東京地裁判事二二部門馬良夫と国弁護人榎浜辰男の非道(後述)、そしてわれわれが最も信頼していたかつての統一弁護団小長井・葉山阿氏にたいする東京地裁判事より出された懲戒請求等、戦前の治安維持法下にも比すべき、司法の反動化はますます進行している。

さらに、秋山前全学連委員長、東大闘争被告の全員が保釈をもちとった現在、わが四・二八破防法・沖繩闘争統一被告団一二名が最長期未決勾留者となっている。
このような司法総体の反動化、大量の不当未決勾留はアジア侵略Ⅱ国民総動員体制構築にみあう形での裁判の大量事務処理方式(大量逮捕・長期勾留・分割裁判・大量実刑判決)

前略ご免下さい。

既に公判ニュース等でお知らせしましたように、六月二七日の第一回全弁護団・被告団全体会議以降、六月三〇日に第五・第六グループ第一回公判(実際は開廷されず)、七月九日に高野君単独第二回公判、七月十五日第一グループ、一七日第四グループ、二二日第三二グループのそれぞれ第二回公判が開かれ事態は急速に進行しております。

六月三〇日の第五・第六グループ公判において、刑事二六部井口裁判長は、総論部分のチャンピオン方式による統一公判(メーデー裁判の統一公判方式)を具体的に考慮する方向を示し、各刑事部が同意すれば、実現することになりました。この線に沿って、刑事一八部二係、刑事六部においても折衝が開始されたのですが、統一公判実現の確約がないまま、遺憾なことに審理が強行されてしまいました。

また七月二〇日、破防法裁判の第一回公判が開かれました。

こうした情勢の中で、四・二八裁判は、今、重大な時期を迎えています。九月に入ると大部分のグループの公判期日が入っていますが、これにたいして、私たち、弁護団・被告団の完成をもって、革命党(家)と民衆の分断組織殲滅をねらっているのだ。これにたいする反撃こそ、わが統一被告団の闘いである。われわれの闘いはますます重要である。

- 2 統一公判獲得の闘い
① 刑事二六部(井口裁判長)との折衝
「第六グループ・第五グループ」は、六月三〇日午前一〇時よりおよび午後一時より第一回公判が指定されていたが、弁護団Ⅱ被告団との統一折衝の場に転化され、この日の公判は開かれなかった。この時、井口裁判長は、「今後こうした準備手続をもちたいが、議論はやらないから、具体的な取決を行なうならやってもよい」とのべ、さらに「チャンピオン方式(被告の代表が総論立証を行ない、それを各部にもち帰る)」という方法もあると発言している。(ただし、統一公判に關して他部に働きかけることはしないと答えている)

- ② 刑事六部(齋川裁判長・小野裁判長)との闘い
七月一五・一七・二二日の三回にわたって弁護団Ⅱ被告団は、統一弁護団を辞任のやむなきにいたらしめた張本人刑事六部を相手に激烈な闘いをくりひろげた。とりわけ七月一

告団がいかに対処すべきか、十分に討論し、意思の一致をかちとっていかなければなりません。弁護人と被告人の意思の一致は、裁判に勝利するため不可欠のものであります。このため、左記の要領で、第二回全弁護団・被告団全体会議を開催したいと考えます。事態の緊迫性・重大性にかんがみ、万端くりあわせのうえ、是非ともすべての先生方が参集されることを要望します。

八月一六日
四・二八破防法・沖繩闘争統一被告団
代表 田中 和明

〔五四〕 四・二八沖繩闘争弁護団・被告団第二回全体会議基調報告

1 はじめに
四・二八破防法・沖繩闘争統一被告団の闘いは極めて重要な時点に到達している。秋の入管法再上程阻止の総力戦を前に権力は破防法体制下における弾圧をますます強化しており、四・二八破防法のみならず、赤軍派にたいしても破防法を適用することによって破防法の有罪判例化をもくろんでいる。そ

五日の「三二グループ」(広島大一名)の闘いでは、弁護団・被告団が共に二時間わたって統一公判要求をくりひろげ、以後の闘いの管制高地をきりひろげたのである。この弁護団・被告団の団結した闘いに恐怖した齋川は、「弁護人と被告人の間で意見が一致することはありえない」との暴言をはいたのである。しかも分割公判の強行に抗議した被告の発言を禁止し、退廷を命じたのである。(七月一六日付抗議文参照)

七月一七日に行なわれた「四一グループ」第二回公判においても小野裁判長はその反動性をむきだしにし、弁護団Ⅱ被告団の統一公判要求になにひとつ実質的に言えることななく、宮沢弁護人が浦和地裁に他の裁判をかかえているから予定の一二時までという時間を厳守してくれという要望さえ無視し、一時まで強行したのである。(七月二六日付抗議文参照)

七月二二日に行なわれた「三二グループ」第二回公判においては、前二回の闘いを受けつぎ弁護団Ⅱ被告団は午前午後四時間にとわたる統一公判の意見陳述を行なった。ところがこれにたいして齋川は前回と同様、何一つ理由を明らかにすることなく統一公判要

求を拒否し、分割公判を強行したのである。しかもこれに抗議する被告を次々に退廷させ弁護士・被告団の意志統一が十分に行なわれていないので本日の公判を中止してほしいという弁護士・被告団の要求を一切認めることなく、弁護人の異議申立さえ却下したのである。

これら二つの公判で明らかにされているように、小野・齋川両裁判長の暴挙は、まさに裁判の事務処理以外の何物でもないことは明白であろう。彼らの基本的態度は刑訴法・憲法等々に明記されているような刑事事件における被告人の基本的人権の保証、事案の真相の究明、そして「迅速かつ公平な」裁判という条件のうち、唯々形式的な「迅速性」のみを自己目的化し、弁護士・防禦権などを否定し、ひたすら早く公判を終了させようというのである。このような地裁にたいしてわが統一被告団は、弁護士とともに闘い抜かねばならない。

③ 証人調べの場における裁判官（小野・齋川）の発言

八月一八―二二日には「四―一グループ」の証人調べが、八月二五―二九日には「三―一グループ」の証人調べが行なわれた。しか

し、証人の出席率が極めて悪く、被告団は統一公判に関しての折衝の場に転化し、裁判所側から次のような発言を得た。

すなわち、小野裁判長は八月一八日、二日に

(1)今後審理の進行状態によって（弁論あるいは被告団側立証の段階で）刑事六部内での統一は考えられる（他部については関知できないので）。

(2)他部の裁判長から全体的統一について要請があるなら考えるが、自分の方から積極的に働きかけることはしない。

(3)弁護士・被告団との統一公判に関する折衝には法廷内では応じかねるが、法廷外でなら応じてよい。

また、齋川裁判長からも八月二五日に同様の発言を確認した。

④ 刑事二六部との二度目の折衝（八月三日）

八月三日われわれは刑事二六部（井口裁判長）との間で再び統一折衝を行なった。

（出席―井口裁判官、井上五郎検事、寺島・関・佐伯・齋藤各弁護士、被告側Ⅱ菊地章君）われわれは裁判所側に次のような提案を行

なった。

I

a 現在のグループを再編し、各々三〇人ずつで三つのグループを構成する。（なぜなら、今日まで裁判所は全面的統一公判を受け入れない理由の一つとして、認識能力の点をあげ、たびたび一つの法廷では三〇人くらいが限度であると言っている。）したがって破防法被告と合わせて四つのグループになる。

b それを一カ部（刑事二部Ⅱ破防法被告が配点されている）に配点する。

II

a 弁護側の総論部分を統一して行なう。

b 起訴状朗読・検事側立証は個別審理、したがって弁護側の反証は個別でもよい。

c 被告人の冒頭陳述は統一した方が望ましい。

III、代表法廷については、

三人に一人の代表を出す。（そうすれば、代表は全員で約三〇名となり、先にのべた理由により裁判所にも受け入れられるはず）この代表は交替制の方が望ましい。

IV、個別審理の進め方については、

三つのグループのうち一つのグループを審理している間は他のグループの審理をストップさせ全体のあしなみがそろうまで待つという方式が望ましい。

これにたいして井口裁判長は、弁護士・被告団に何らかの確約を与えるのを最も恐れ、小官僚特有の臆病な態度を示した。

この折衝で井口裁判長は「訴訟は流動的なものであり、とにかく進めてみなければわからない」とのべ、「裁判を進行させていって、自分の部だけ進んでいるのなら、各論が終わった時点でストップさせ、総論部分の統一が必要であればその時点で考える」旨の発言をした。また、各論が終了した時点で、総論部分の統一に関して他の部に働きかけるかどうかについては、そのようにするのが合理的であるという理由があれば、他部に働きかけてもよい、（ただしどのような内容で働きかけるかは確約できない）との答であった。

3 統一被告団の強固な団結を背景に弁護士と共に七〇年暗黒裁判を粉砕せよ！

以上のべてきたように、われわれ統一被告団が弁護士と共に東京地裁と闘っているさ中に極めて遺憾な事態が発生した。（共に一〇、

一月闘争裁判に関してであるが、われわれにとっても極めて重要な意味を持っている事態である）

その第一は、かつての四・二八統一弁護士に属していた小長井・葉山両弁護士にたいする監置・過料の処分と、両氏にたいする東京地裁の懲戒請求である。

第二は刑事二部裁判長門馬良夫と国選弁護人中浜辰男とが結託して行なった暴挙である。

I、東京地裁刑事二〇部（裁判長牧圭次）は、一〇―十一月闘争統一弁護士小長井弁護士にたいして、昭和四五年五月三〇日、法廷等秩序維持に関する法律に違反したという理由をもって監置一五日という苛酷な処分を行ない、さらに刑事九部（裁判長柏井）は六月一日、同じく統一弁護士葉山岳夫弁護士にたいして過料三万円の制裁を加えたのである。

憲法違反の疑いすらもたれている悪名高い法廷等秩序維持に関する法律なるものをもって、左翼弁護士にたいする強権的な弾圧を行ない、懲戒請求さえ行なう今日の東京地裁の姿を見るならば、治安維持法の

再来―破防法をもってして革命的左翼にたいする弾圧を強化している行政権力と一体となった司法権力の本質を示してあまりある。

II、昭和四五年七月三〇日、一月決戦被告

の水津宏君に懲役一年四カ月（執行猶予三年）の判決が下された（裁判長門馬良夫）。この判決は、水津君が家族のつけた弁護人を解任して統一公判の必要性とこれを要求して闘うことを決意してから、わずか二回目の公判である。ところが、この公判にいたるまでの国選弁護人中浜辰夫のはたした役割を決して軽く見すことはできない。なぜなら、中浜の行動の中にこそ、東京地裁が四・二八統一弁護士、一〇、十一月統一弁護士を辞任に追いやった真意を見ることができるところである。物事の本質は、それが最も発展した段階において、一番明らかとなる。

では、中浜辰夫は、いかなる非道を行なったか。

(1) 水津君は、前回公判（七月二三日）以降中浜弁護人から前回公判の内容（彼は退廷させられた）すら知らされておらず、七月

二五日から連日(ウナアイトシ)の電報を打ったにもかかわらず、中浜弁護士が接見に来たのは公判前日七月二十九日であった。しかも、たった一五分間のみの接見だったのである。また七月三〇日の公判に向けての準備、少くとも被告人との意志統一、記録謄写検討等の努力すら行なわず、保釈申請も拒否した。公判にむけて弁護士としてのあたりまえの任務すら遂行しなかったのである。(昭和三年三月東京三弁護士会通達「国選弁護士受任心得」には「弁護士は速かに弁護担当の連絡、被告人との面接、事実の調査等をしなければならない」とある。)

(2) 七月三〇日の法廷で水津君は「弁護士との打ち合わせが十分に行なわれておらず公判準備ができていないので期日延期してほしい」と主張したが、この水津君にたいし門馬は退廷命令を下し、例のごく看守三人がかりで両腕を後手に取られ、首を締められながら水津君は退廷させられた。そして退廷直後に検事が突如、論告求刑を始め「一年以上二年以下の懲役」と語って休廷。(しかし驚くべきことに、中浜弁護士は弁護側反証を行なわなかったのである。)

再開法廷で中浜弁護士は、③被告は反戦高協のやつらにまつりあげられた、④思想は口に出しているだけならよいが実際に行動に移すのはよくない、⑤被告には自己顕示欲があり、今回の行動はそれが原因だ、等の水津君の意志のひとかけからも考慮することもなく、裁判所を代弁した弁論を平然と行なったのである。(司法研修所「刑事弁護実務」には「弁護士は一旦事件を引き受けた以上最も憎むべき犯罪者であっても弁護しなければならぬ。弁護士は事件の正、不正を判定すべき裁判官ではなく被告人のために事実を顕出しあらゆる論議を尽くせばよいのである。弁護士が自己の判断により事件は弁論の余地もないからという理由で、弁護士としての努力を惜しんではいられない」とある。)

われわれは分割裁判を強行し、欠席裁判を行なった裁判官門馬良夫を満身の怒りをこめて弾劾する。それと同時に、この裁判所の無謀な行為に内通した中浜辰男(七月二十九日接見の際に、水津君の保釈請求の再度の要請にたいしてもやるのかやらぬのかはつきりした返事が返ってこなかったのは、門馬——中浜ラインで三〇日は判決公

判にするという打ち合わせができており、保釈請求の必要はない。したがってあいまいな返事になったと推論するのは難しくない)にたいしても大きな怒りを感じるのがある。なぜならば、中浜の行なった行動自体が非道であるのみならず、わが四・二八統一被告団が統一公判獲得にむけ、様々な意見の相違はありながらも国選弁護人と討論を重ね、共に統一公判獲得のために闘いぬいている現時点において国選弁護人(中浜辰男がこのような裏切りを行なうことは、弁護士・被告団の間の信頼関係に悪しき影響を与えることが考えられるからである。さらにつけ加えるならば、この国選弁護人(中浜辰男は弁護士の推薦を経ずして、裁判所から直接依頼されたのであり、また中浜は門馬裁判官の所属する東京地裁刑事二部を統括する裁判官であったのだ。しかも、一九六七年一月二日佐藤訪米阻止闘争で不当起訴された一学生に、六〇年安保以来学生事件で初めて実刑判決を下し、六九年一月東大裁判においても分離の被告にたいして有罪判決を下した張本人が元判事(中浜辰男なのだ。「弁護士法」第一条には「弁護士は基本的人権を擁護

し、社会正義を実現することを使命とする」とある。被告の「基本的人権を擁護」しないような弁護士は「社会正義を実現することを使命とする」すべての人々から反撃を受けるであろう。わが四・二八統一被告団は、中浜辰男糾弾のため一〇、一二月被告団と共に闘おう。

4 各グループとも一日までに裁判所との折衝を!

以上のべたように、われわれの前途は平坦ではない。しかし、いかなる困難があろうともわが統一被告団は弁護団と共に統一公判獲得に向けて闘いぬくであろう。

前述のように、小野・齋川・井口の各裁判官の発言を基礎に、各グループごとの統一折衝を行ない統一公判獲得に向けての一大管制高地を切り拓こう!

(詳しくは、「弁護士会および国選弁護人運営委員会への申入書」あるいは『闘争と弁護』七月号参照)。そしてそのみならず、五月二五日(柏井)、五月三〇日(牧)のすべての混乱の責任は東京地裁の側にあるにもかかわらず、東京地裁所長、長谷部茂吉は、小長井・葉山両弁護士の懲戒請求を行なったのである。

一方的に公判期日の指定を行ない、四・二八統一被告団を辞任のやむなきにいたらしめた東京地裁は、今再び、自ら法廷混乱の原因をひきおこしておきながら、小長井・葉山両弁護士に苛酷な刑罰を科し、一〇、十一月統一被告団をも辞任のやむなきにいたらしめたのである。

5 弁護団・被告団の総力をあげて獄中被告二名(破防法被告を含む)を奪還しよう!

〔五五〕 決議文

四・二八破防法・沖繩闘争統一被告団第七回全国総会

われわれ四・二八破防法・沖繩闘争統一被告団は、第七回全国総会において、七月一五日、一七日、二二日、「三二一グループ」「四一グループ」「三二二グループ」それぞれ第二回公判における刑事六部齋川裁判長および小野裁判長が行なった暴挙にたいし、さらに八月下旬、出張証人尋問における理不尽な行為にたいして、厳重なる抗議の意志を表明することを決議した。

一、七月一五日「三二一グループ」

第二回公判における齋川裁判長の非道

弁護団・被告団の一致協力した二時間近くにわたる統一公判要求の意見陳述にたいし、齋川裁判長は、分割公判を強行する合理的な理由を何一つ表明することなく、弁護団・被告団の意向を無視して、発言禁止にしようえ、分割公判を強行しようとした。そのうえ、このような重大な局面において、弁護団と被告団の間に意見の不一致が生じ、両者の十分な意思一致をはかるために、弁護団の方から期日の延期を申請し、切に希望したところ、齋川裁判長は何一つ理由を示すことなくこれを却下したのである。そればかりではない。驚くべきことに齋川裁判長は「弁護団と被告団の意見が一致することはない」と放言し、弁護団と被告団の信頼関係を全面的に否定したのである。さらに、このような齋川裁判長の発言の撤回を要求した被告団にたいして、次々に退廷を命じ、さらには、片外退去を命じたのである。この退去命令によって機動隊の実力行使で数名の被告が負傷した。そして、齋川裁判長は、被告人の一人もいない法廷で、検人側の冒頭陳述、証人申請まで強行したのである。

二、七月一七日「四一グループ」

第二回公判における小野裁判長の非道
小野裁判長は、弁護人が被告人の立場に立って強く統一公判を要求し、また被告人からも統一公判要求が正当かつ当然なる要求として出されていく中で、わずかに五分程度の合議で、「統一公判はできない。裁判所がこれまでの経験に鑑み、適正と認められた規模で裁判を進行させる」との説明にもならぬ言葉を並べたて、当初予定されていた一二時までの法廷を無理やり時間延長し、午後一時より他の裁判所で別事件の公判がある宮沢・丹羽両弁護人の期日延期申請にたいしては、「証人申請までは何が何でもやる。それが今日でできなければ、明日再度公判を聞く」という全く被告人・弁護人の防禦権・弁護権を無視・否定した発言をなしたのである。その後一二時五分までの時間延長の中で狂気じみた訴訟指揮を行ない、抗議する被告人・傍聴人は次々と退廷させ、検事側の証人申請まで行なうという暴挙を行なったのである。

三、七月二日「三一ニグループ」
第二回公判における齋川裁判長の非道

齋川裁判長は、午前一〇時午後三時までという自ら設定した当初の時間のうちに、弁護団・被告団から強力な統一公判要求が実に

理論的に展開されるや、相もかわらず、これまでの裁判所の経験にもとづいて裁判所の自由裁量で適正な規模にし、裁判を行なうという愚にもつかぬ説明をなし、被告人を到底納得させることができず、一方的に、裁判所の判断にたいする反論は一切許さぬ旨の暴言をいって起訴状朗読に入ろうとした。これにたいして抗議する被告人・傍聴人にたいしては、齋川裁判長は退廷命令という暴力的返答をなしたのである。しかも、傍聴人のうち二名を退廷拘束し、一名は監置三日間、他の一名は監置一五日の制裁を加えるという大暴挙をも行なったのである。そうして時間が切迫してくるやいなや、齋川裁判長は分割公判を強引におしすすめ、起訴状朗読と求釈明を混乱した法廷の中で、午後四時近くまで強行したのである。

四、しかも、齋川・小野両裁判長は、一五、一七日の無茶苦茶な欠席分割公判によって行なわれた証人決定にもとづき、「三一ニグループ」八月二五日と二九日広島で「四一グループ」八月一八日と二二日関西で、それぞれ出張証人尋問を強行し、被告の抗議を無視し、あるいは、被告を全員退廷させて、被告の立会い権を奪って行なったのである。

五、われわれは、以上のような欠席裁判の強行を断じて許すわけにはいかない。
六、この小野・齋川両裁判長の暴挙の意図するものは、まさしく裁判の事務処理以外の何ものでもない。

これは由々しき問題である。小野・齋川両裁判長は本来あるべき姿の刑事被告人にたいする裁判とはほど遠いこのような裁判の中で、どのようにして被告人の基本的な権利を守りつ、迅速かつ公平なる裁判を行なって、事実の真相を究明するのだろうか。

七、われわれ四二八破防法・沖繩闘争統一被告団は、以上のような刑事六部小野・齋川両裁判長によってなされた、七月一日、一七日、二二日の欠席分割公判強行と、八月下旬に行なわれた「四一グループ」「三一ニグループ」の関西、広島における欠席出張証人尋問にたいし、断固たる抗議の意志を表明するとともに、六月三〇日に刑事二六部井口裁判長が統一公判につき、メーデー方式（チャンピオン方式）、弁護側総論部分の統一について検討するという柔軟な前向きな姿勢を見せ、各係属部で弁護団と裁判官の折衝が続けられ、正常な審理が期待できる一定の展望が見えはじめた時に、それらを破壊して、弁

護団・被告団の統一公判と正常な審理実現に向けてのすべての努力を水泡に帰さしめんとするために欠席分割公判強行がなされたことにたいし、満身の怒りをこめて弾劾し、抗議するものである。

もはや、齋川・小野両裁判長の非は衆目の一致するところである。被告人・弁護人の防禦権・弁護権を否認し、いたずらに法廷を混乱させているのは齋川・小野両裁判長である。

われわれ四二八破防法・沖繩闘争統一被告団は、齋川・小野両裁判長が今後も無用の混乱を再びひきおこすならば、断固たる決意をもって対処せざるをえない。その結果、いかなる事態がおころうとも一切の責任はあげて、齋川・小野両裁判長にあることは明らかである。

一九七〇年九月二日
東京地方裁判所刑事六部
齋川貞造裁判長 殿
小野幹雄裁判長 殿

〔五六〕 抗議声明

七〇年代裁判闘争の最先頭において闘っているわれわれ四二八破防法・沖繩闘争統一

被告団は東京地裁判事六部齋川貞造裁判長の行なった再度の暴挙を断固として糾弾する。

一、九月一日、齋川裁判長は、「三一ニグループ」（広大生二〇名うち三名欠席）第三回公判を大混乱の中で強行した。

これに先だち、九日、被告団は弁護人を通じ、現在、審理形態について各部と折衝中であり、具体的に井口方式（メーデー方式・チャンピオン方式）と呼ばれているものを各受審裁判所に提示して互いの意志の疎通をはかり、「迅速」かつ「公平」な裁判が行なわれるよう努力中であり、このような時点で審理を大幅に進めることは、その一切の努力を無にするものであるから公判期日の延期を申し入れた。

ところが齋川裁判長はこのような被告団・弁護団の申し入れに一切耳を傾けることなく、審理を強行したのである。しかも、この日、一名の被告は広島での裁判が先に期日指定されており、二名の被告が急病で出廷できない状態であり、齋川裁判長は統一公判実現への努力をふみにじるために、自ら適正と認定してきた一〇名のグループ審理という形態さえふみにじて強行してきたのである。そして齋川裁判長は、この暴挙に抗議する被告

を次々と退廷させ、欠席裁判を強行したのである。

しかもそのうえ、齋川裁判長は、次回以降の公判期日を一〇月一六日、一月四日、一八日、二〇日、一二月二日、一六日と六回分も指定し、分割公判をしゃにむにつばしる意志を表明したのである。

二、一日にいたる各部との折衝は次のように行なわれた。

(1) 刑事二六部井口裁判長。八月三十一日、われわれはチャンピオン方式といわれるものを、具体的に大略次のように提案した。
① 現在のグループを再編し、約三〇人のうち三つのグループと破防法グループを作る。このグループで各論審理を行なう。（なぜなら、今日まで裁判所は全面的統一公判をうけいれない理由の一つとして認識能力の点をあげ、たびたび一つの法廷では三〇人くらいが限度であるといっている）
② この全グループを一カ部（刑事二部）破防法被告が係属している）に配点する方がぞましい。

③ 最低限弁護側の総論部分を統一して行なう。

④ 総論部分については、三人に一人の代表をもって構成する代表法廷をつくり、そこで行なう。

これにたいして、井口裁判長は、「各論が終了後、総論部分の統一については合理的な理由があれば、他の部に働きかけてもよい」旨の回答をえ、井口裁判長からは、「訴訟は流動的なものである」から、「とにかく各論に入る」ように逆提案がなされた。われわれはこの井口裁判長の提案を誠意をもって検討し、九月四日、井口裁判長にたいして「最低限総論部分の統一実現の保証がほしいので、そのための何らかの統一折衝窓口がつくられるなら、各論に応じてよい」と回答した。

(2) 刑事二部二係新閣裁判長。九月一日午前。

井口裁判長との折衝をもとに、前記と同様の提案を新閣裁判長に行なった。それについて新閣裁判長は、四・二八闘争は集団的な事件であるので「裁判所としても、バラバラに裁判するのはよくないと考える」しかし「その範囲が問題であり、全体的な統一についてはどうも問題がある」が「理念は理念としてあるが、現実性のあるよう

な形態について考慮しなければならない」また「被告のそのような希望についてはよく聞いて現実性のあるようにしたい」旨の発言があり、「まだ具体的に検討する余裕があるので、もう少し具体的に検討しなければならぬ」さらに「(裁判形態について)もう少し具体的にに決めないと将来の見通しがつかないまま進んでしまい、それでは被告人の不利益になる」(被告団の提案については)「部内で慎重に検討してみたい」旨の回答があった。

三、このように、われわれが誠心誠意各部署と統一折衝をくりかえし、「正常」かつ「公平」な裁判を行なうべく、裁判所、被告団が合意の上で裁判形態を決定し、無用の混乱を法廷にもちこまぬように努力している時に、われわれ被告団・弁護団、井口・新閣両裁判長の誠意を無に帰せしめるような分割審理の強行を行なう齋川裁判長の責任は極めて重大である。

法廷を無用に混乱させた一切の責任が刑事六部齋川裁判長にあることは誰の目にも明らかである。嚴重に抗議するものである。

一九七〇年九月一二日

四・二八破防法・沖繩闘争統一被告団事務局

代表 田中 和明
東京地方裁判所刑事六部
齋川裁判長 殿

〔五七〕 統一審理方式採用方申立

被告人 古屋 広文
他八名

右者にたいする凶器準備集合等被告事件につき左記申立をします。

記

弁護人らは本件の審理に当っては統一審理方式を採用されんことを主張します。

第一 被告らの主張する統一審理方式はただ、被告側主証中その総論部分の審理のみに関するのであります。

① 現在東京地裁判事第六部、第二六部、

第二二部等に係属するいわゆる四・二八事件の關係被告人全部を単一の部に併合し以て終始一貫統一して審理することを主張しているではありません。そのような文字通りの統一審理は物的設備の上から言っても、法律運用の上から言っても、行ないえないことは自明であります。したがって、被告らはそのようなこ

とは主張しません。

② 被告らの主張する統一審理方式はただ被告側立証の中、その総論部分——総論部分の何であるかは後述します——の審理に限り、いわゆる四・二八事件の關係被告人全員を単一の部に併合し統一して審理されたこと、これでありませぬ。尤もこの場合においても物的設備や法律運用の上から言っても種々の困難を伴いますから關係被告人全員を現実的に単一の部に併合して審理することは至難と考えられませぬので、この場合にいわゆるチャンピオン審理方式乃至その他可然審理方式が採用されるであろうことは当然であります。

③ したがって、被告らは起訴状朗読、檢察側立証が個別に行なわれることに異存はありませんし、また被告側反証(各論部分)が個別に行なわれることについても異存はありません。

④ 被告側立証中その総論部分——これは關係被告人全員に通ずる共通部分と言ってもよい——とは何か、と言えば、この段階において、被告側は公訴事実とされている被告人らの行為の違法性を阻却す

べき事由を主張し且つ立証しようとするのであります。

(イ) したがって、それは關係被告人全員に共通することでありませぬ。したがってその審理は個別に行なうよりも、全員を統一して行なう方が被告側の主張、立証を徹底させることができますし、また被告人らの手数を省く上から言っても、その他どのような観点からみても、この方が一層合理的であることは明らかであります。

(ロ) また、それは犯罪の動機原因等のいわゆる酌量事情を主張、立証しようというのではあります。若しこれが、酌量事情を主張立証しようというのであれば、その採否は裁判所の自由裁量に属すべきこととみるべきであります。そうではなくして行為の違法性、阻却事由の主張、立証でありますから、裁判所におかれても必ずやこの主張立証について審理が行なわれるべき筈だと信じてるのであります。

第二 弁護人らは、被告人らが退廷命令を受け被告人不在の法廷で審理が行なわれるような事態を何としても避けなければな

らないと考えています。

① 前述の被告ら主張の統一審理は被告らにとつては唯一、最少限のいわば悲願であります。被告らは悲願としてこの統一審理形式を主張し且つこれを固執しております。したがってこの悲願の実現が覚束なしと思ふや、彼らは年少の故もあって、つい我を忘れて激昂し、場所柄をわきまえず裁判長の訴訟指揮を無視するような結果とも相成るのであります。弁護人らはかかる事態の発生を心から怖れるものであります。

その結果、退廷命令を受け審理は被告人不在の法廷で行なわれることにも相成ります。現に他の法廷では早くも退廷命令が出され、被告人不在の法廷で審理が行なわれたやに仄聞してあります。しかし、弁護人らは被告人不在の法廷で審理が行なわれるような事態の発生を防止するため最善の努力を払うつもりであります。

② 戦前および戦中、治安維持法の下においては、国体の変革を企図するものは国賊といわれ、何人もそれを怪しみませんでした。したがって、そのような被告人の審理にお

いても被告人不在の法廷で審理が行なわれた実例を私は知りません。また当時は捜査記録——それは予審を経由している——は一括して予め裁判所に引継がれ、裁判官は予め丹念に記録を精査し事件の全貌を知悉したうえで法廷に臨んだのですから、被告人が在廷しなくても、必ずしも審理に差支えは生じなかったのです。但し、それにも拘らず被告人不在の法廷で審理が行なわれた実例を私は知りません。

③ 被告人が在廷し、被告人の面前で審理が行なわれることは刑事裁判の本質的條件だと弁護人は考えます。審理は国民一般に公開されなければなりません。況して被告人にたいしては公開されなければなりません。したがって被告人不在の法廷で審理が行なわれるということは、何としても納得できないことであります。この意味で刑訴法三四一条にたいする裁判所の解釈には疑義が全くないわけではないと思います。

④ しかし、被告人が法廷で喧騒を極めたり、裁判長の訴訟指揮を無視したりしては審理不能の状態になることは当然であります。

ります。退廷命令は理由なくして出されるものではありません。この意味では被告人らに責任があることはもちろんであります。そこで弁護人らは被告人らが訴訟指揮を無視したりまたは法廷を混乱させたり、等することのないように最善の努力を払うつもりであります。若し、このことが達せられ、被告人不在の法廷での審理を避けることができるならば、国選弁護人の任務の半ばは果たしたと考えている程であります。

第三 結論

裁判所におかれては如上諸事実を十分考慮されて是非共、被告側立証中、その総論部分の審理に当たっては統一審理方式を採用されるよう切望する次第であります。以上

昭和五年九月一六日

右弁護人 栗原 時雄

東京地方裁判所刑事第六部 御中

編集後記

「五月革命以後」でベルジャ氏も指摘しているとおり、治安弾圧法規の相違は革命運動に多大な影響をおよぼすものである。黙秘権、勾留条件、保釈金制度等の日仏の比較検討を提出できなかったが、別の機会に実現したいと思ふ。

破防法裁判の進展にともない、『破防法研究』も、いまままでおくりではすまされなくなってきた。現在の隔月発行という状態は、破防法裁判の七〇年代にはたす位置にたふれば、まったくふさわしくないものである。この制約をとりはらうべく、すでに月刊化へむけて準備をすすめてきたが、ごく近い将来に月刊誌として再出刊することを約束しておく。しかし、月刊化という飛躍も、これから『破防法研究』がはたすであらう役割のほんの一步であるといえる。

次号では、「七二年」を一つのメルクマルとする日帝のアジア侵略へむけての政治的再編をめぐる考察と、日本農民運動の一大画期をひらいた三里塚の強制立入り阻止闘争の全容、を中心にして、十一月末発行の予定である。

破防法研究 第八号

一九七〇年十月二十日発行

- 東京都港区新橋二一八一六
- 新橋石田ビル 小長井合同法律事務所
- 〇三三 五〇三三五八五八
- 大阪市北区本橋町一七
- 高橋ビル西四号館 大阪合同法律事務所
- 〇六三 三六二一七五四一

編集・発行 破防法研究会

振替東京24666

田川和夫 日本革命運動史・戦前篇1

いまだかつて何人によっても明らかにされえず、スターリン主義者、社会民主主義者によって隠蔽されつづけてきた戦前日本革命運動の敗北を解明する「日本共産党史」戦後日本革命運動史の著者の力作

- 〔日本革命運動史・戦前篇1〕 1 ロシア革命と米騒動
- 2 日本労働組合運動と友愛会
- 3 日本共産党の結成
- 4 山川均の「方向転換論」と日本共産党
- 5 関東大震災と総同盟の方向転換
- 6 総同盟の分裂と労働組合評議会の成立
- 7 日本共産党の再建と三・一五事件
- 〔日本スターリン主義の形成と没落〕

〔神山茂夫論—日本革命運動史に関する一視覚—〕

□B6・350頁・上装【予価】760円■一〇月発行

青年社 千代田区神田神保町2の32 電話(03)262-1026(代表)

● 重版案内

何を私たちは始めて いるのか

四六判・680円

小田実最新評論集

「万物を九天の高みから見下す鳥の視点ではなく、地上をはいまわる虫の視点に徹するのである。鳥カシラ園に対して虫カシラ園、鳥立の国的政治ではなく、虫カシラ園的的政治。人類としての等身大の思想の展開。」

文明は死の行進を はじめた

北沢方 邦 編

三一新書・350円

文明への告発

白鳥重公著、心算修補にみる数学の謎と奇美しい名目による自然破壊、浪費的なレゾナンス、非人間的な音響・建築など《我々文明》を思想的に告発し、公害闘争、市民運動に火をつけた先駆的論文集。

人間の「原点」とは何か

滝沢克己／四六判・780円

経済学入門(上)(下)

長瀬一二・正村公宏／三一新書・各350円

人しれず微笑まん

榎光子編／三一新書・300円

高校教師論

竹田友三／三一新書・350円

哲学入門

水リツツエル・陸井四郎訳／三一新書・290円

現代日本女性史

井上清／三一新書・350円

マッチ売りの少女／象

別役実第一戯曲集／四六判・750円

不思議の国のアリス

別役実第二戯曲集／四六判・780円